

非訟事件手続法及び家事審判法の見直し
に関する中間試案

第1部 非訟事件手続法の見直し

| | |
|----------------------------|---|
| 第1 総則 | 1 |
| 1 裁判所及び当事者の責務 | 1 |
| 2 最高裁判所規則 | 1 |
| 3 管轄 | 1 |
| (1) 土地管轄 | 1 |
| ア 住所により管轄裁判所が定まる場合 | 1 |
| イ 土地管轄が定まらない場合 | 1 |
| (2) 優先管轄 | 2 |
| (3) 管轄裁判所の指定 | 2 |
| (4) 管轄の標準時 | 2 |
| (5) 移送等 | 2 |
| ア 管轄権を有しない裁判所による移送 | 2 |
| イ 管轄権を有する裁判所による移送 | 2 |
| ウ 簡易裁判所が管轄裁判所である場合の特則 | 2 |
| エ 即時抗告 | 3 |
| オ 移送の裁判の拘束力等 | 3 |
| 4 裁判所職員の除斥及び忌避 | 3 |
| (1) 裁判官の除斥 | 3 |
| (2) 裁判官の忌避 | 4 |
| (3) 除斥又は忌避の裁判 | 4 |
| (4) 簡易却下手続 | 4 |
| (5) 即時抗告等 | 5 |
| (6) 手続の停止 | 5 |
| (7) 裁判所書記官への準用 | 5 |
| 5 当事者能力及び手続行為能力等 | 5 |
| (1) 当事者能力 | 5 |
| (2) 選定当事者 | 5 |
| (3) 手続行為能力及び法定代理 | 6 |
| ア 原則 | 6 |
| イ 未成年者及び成年被後見人の手続行為能力 | 6 |
| ウ 被保佐人、被補助人及び法定代理人の手続行為の特則 | 6 |
| エ 外国人の手続行為能力の特則 | 7 |
| (4) 手続行為能力等を欠く場合の措置等 | 7 |
| (5) 特別代理人 | 7 |

| | |
|---|----|
| (6) 法定代理権の消滅の通知 | 8 |
| (7) 法人の代表者等への準用 | 8 |
| 6 参加 | 8 |
| (1) 当事者参加 | 8 |
| (2) 利害関係参加 | 9 |
| ア 参加の要件及び方式等 | 9 |
| イ 利害関係参加人の地位 | 9 |
| 7 脱退 | 9 |
| 8 任意代理人 | 10 |
| (1) 任意代理人の資格 | 10 |
| (2) 任意代理権の範囲 | 10 |
| (3) 個別代理 | 10 |
| (4) 当事者による更正 | 11 |
| (5) 任意代理権を欠く場合の措置等 | 11 |
| (6) 任意代理権の不消滅 | 11 |
| (7) 任意代理権の消滅の通知 | 11 |
| (8) 補佐人 | 12 |
| 9 手続費用 | 12 |
| (1) 手続費用の負担 | 12 |
| (2) 手続費用の負担の裁判 | 12 |
| (3) 和解又は調停の場合の負担 | 13 |
| (4) 費用額の確定手続 | 13 |
| (5) 費用の強制執行 | 13 |
| (6) 和解及び調停の場合の費用額の確定手続 | 13 |
| (7) 非訟事件が裁判，和解又は調停によらないで完結した場合等の 取扱い | 14 |
| (8) 費用額の確定処分の更正 | 14 |
| (9) 費用の立替え | 15 |
| (10) 手続上の救助 | 15 |
| ア 救助の付与 | 15 |
| イ 救助についてのその他の規律 | 15 |
| 10 審理手続 | 15 |
| (1) 手続の非公開 | 15 |
| (2) 調書の作成等 | 15 |
| (3) 記録の閲覧等 | 16 |

| | | |
|------|---|----|
| ア | 記録の閲覧等の要件等 | 16 |
| イ | 即時抗告 | 17 |
| (4) | 期日及び期間 | 17 |
| ア | 期日の指定 | 17 |
| イ | 期日の呼出し | 17 |
| ウ | 期間の計算 | 18 |
| エ | 期間の伸縮及び付加期間 | 18 |
| オ | 手続行為の追完 | 18 |
| (5) | 送達 | 18 |
| (6) | 手続の分離・併合 | 18 |
| (7) | 手続の〔受継〕 | 19 |
| ア | 法令により手続を続行する資格のある者がある場合 | 19 |
| イ | 法令により手続を続行する資格のある者はいないが、別に 申立権者がある場合 | 19 |
| (8) | 手続の中止 | 20 |
| (9) | 検察官の関与 | 20 |
| (10) | その他 | 20 |
| 11 | 検察官に対する通知 | 20 |
| 12 | 電子処理組織による申立て等 | 20 |
| 第2 | 第一審の手続 | 21 |
| 1 | 非訟事件の申立て | 21 |
| (1) | 申立ての方式 | 21 |
| (2) | 併合申立て | 21 |
| (3) | 裁判長の申立書審査権 | 22 |
| (4) | 申立ての変更 | 22 |
| 2 | 裁判長の手続指揮権 | 23 |
| 3 | 受命裁判官 | 23 |
| 4 | 電話会議システム等 | 23 |
| 5 | 裁判資料 | 23 |
| (1) | 総則 | 23 |
| ア | 職権探知主義 | 23 |
| イ | 当事者の役割 | 23 |
| ウ | 疎明 | 23 |
| (2) | 事実の調査の囑託等 | 24 |
| (3) | 専門的な知見を要する事件における審理の充実・迅速化 | 24 |

| | |
|-----------------------|----|
| (4) 証拠調べ | 24 |
| ア 民事訴訟法の準用 | 24 |
| イ 当事者本人の出頭命令等 | 24 |
| ウ 文書提出命令等に従わない場合 | 25 |
| エ 即時抗告の執行停止効 | 25 |
| 6 裁判 | 25 |
| (1) 本案裁判 | 25 |
| ア 終局裁判 | 25 |
| イ 中間裁判 | 25 |
| ウ 自由心証主義 | 25 |
| エ 本案裁判の告知 | 26 |
| オ 本案裁判の効力発生時期 | 26 |
| カ 本案裁判の方式 | 26 |
| キ 本案裁判の裁判書 | 26 |
| ク 終局裁判の脱漏 | 26 |
| ケ 法令違反を理由とする変更の裁判 | 27 |
| コ 更正裁判 | 27 |
| (2) 本案裁判以外の裁判 | 27 |
| ア 本案裁判の規律の準用 | 27 |
| イ 判事補の権限 | 27 |
| 7 裁判の取消し又は変更 | 27 |
| (1) 本案裁判の取消し又は変更 | 27 |
| (2) 本案裁判以外の裁判の取消し又は変更 | 28 |
| ア 非訟事件の手續の指揮に関する裁判 | 28 |
| イ 本案裁判の取消し又は変更の準用 | 28 |
| 8 裁判によらない事件の終了 | 28 |
| (1) 非訟事件の申立ての取下げ | 28 |
| ア 取下げの要件 | 28 |
| イ 取下げの方式 | 28 |
| ウ 取下げの効果 | 28 |
| (2) 和解・調停 | 29 |
| 第3 不服申立て等 | 29 |
| 1 本案裁判に対する不服申立て | 29 |
| (1) 不服申立ての対象 | 29 |
| (2) 抗告審の手續 | 29 |

| | | |
|-----|--------------------|----|
| ア | 抗告裁判所の判断を受ける裁判 | 29 |
| イ | 抗告権の放棄 | 29 |
| ウ | 抗告提起の方式 | 29 |
| エ | 原裁判所による抗告の却下 | 30 |
| オ | 原裁判の執行停止 | 30 |
| カ | 裁判長の抗告状審査権 | 30 |
| キ | 抗告があったことの通知 | 30 |
| ク | 陳述聴取 | 30 |
| ケ | 抗告の取下げ | 31 |
| コ | 第一審の手続の規定の準用 | 31 |
| サ | 原審の手続行為の効力 | 31 |
| シ | 抗告棄却 | 31 |
| ス | 抗告権の濫用に対する制裁 | 31 |
| セ | 原裁判が不当な場合の取消し | 31 |
| ソ | 原審の裁判の手続が違法な場合の取消し | 31 |
| タ | 事件の差戻し | 32 |
| チ | 原審の管轄違いを理由とする移送 | 32 |
| (3) | 即時抗告 | 32 |
| ア | 即時抗告期間 | 32 |
| イ | 原裁判所による更正 | 32 |
| (4) | 再抗告 | 32 |
| ア | 再抗告の対象 | 32 |
| イ | 裁判長の抗告状審査権 | 33 |
| ウ | 再抗告の理由の記載 | 33 |
| エ | 原裁判所による再抗告の却下 | 33 |
| オ | 調査の範囲 | 33 |
| カ | 原裁判の確定した事実の拘束 | 33 |
| キ | 職権調査事項についての適用除外 | 34 |
| ク | 最高裁判所への移送 | 34 |
| ケ | 破棄差戻し等 | 34 |
| コ | 破棄自判 | 34 |
| (5) | 特別抗告 | 34 |
| ア | 特別抗告の対象等 | 34 |
| イ | 特別抗告期間 | 34 |
| ウ | 裁判長の抗告状審査権 | 34 |

| | | |
|-----|--------------------------------------|----|
| エ | 特別抗告の理由の記載 | 35 |
| オ | 原裁判所による特別抗告の却下 | 35 |
| カ | 調査の範囲 | 35 |
| キ | 原裁判の確定した事実の拘束 | 35 |
| ク | 職権調査事項についての適用除外 | 35 |
| ケ | 破棄差戻し等 | 35 |
| コ | 破棄自判 | 36 |
| (6) | 許可抗告 | 36 |
| ア | 許可抗告の対象等 | 36 |
| イ | 抗告の許可 | 36 |
| ウ | 抗告の許可があった場合の手続 | 36 |
| 2 | 本案裁判以外の裁判に対する不服申立て | 37 |
| (1) | 不服申立ての対象 | 37 |
| ア | 原則 | 37 |
| イ | 裁判所書記官の処分に対する不服申立て | 37 |
| ウ | 受命裁判官等の裁判に対する不服申立て | 37 |
| (2) | 即時抗告期間 | 37 |
| (3) | 抗告審の手続，即時抗告，再抗告，特別抗告及び許可抗告 の規律の準用 | 37 |
| 第4 | 再審 | 38 |
| 1 | 再審の事由 | 38 |
| 2 | 管轄裁判所 | 39 |
| 3 | 再審の手続 | 39 |
| 4 | 再審期間 | 39 |
| 5 | 再審の申立書の記載事項 | 39 |
| 6 | 不服の理由の変更 | 40 |
| 7 | 再審の申立ての却下等 | 40 |
| 8 | 再審開始の裁判 | 40 |
| 9 | 即時抗告 | 40 |
| 10 | 審理及び裁判 | 40 |
| 11 | 執行停止の裁判 | 40 |
| 第5 | 外国人に関する非訟事件の手続 | 41 |
| 第6 | 相手方がある非訟事件に関する特則 | 41 |
| 1 | 相手方がある非訟事件に関する特則の要否 | 41 |
| 2 | 相手方がある非訟事件に関する特則の具体的内容 | 41 |

| | |
|------------------------|----|
| (1) 管轄 | 41 |
| (2) 法定代理及び任意代理 | 42 |
| (3) 脱退 | 42 |
| (4) 第一審の審理手続 | 42 |
| ア 事件係属の通知 | 42 |
| イ 陳述聴取 | 42 |
| ウ 審問の立会権 | 42 |
| エ 審理の終結 | 42 |
| オ 裁判日 | 42 |
| (5) 事実の調査 | 43 |
| (6) 取下げ | 43 |
| (7) 抗告 | 43 |
| ア 抗告の通知 | 43 |
| イ 陳述聴取 | 43 |
| ウ 再度の考案 | 43 |
| (8) 当事者照会制度 | 43 |
| 第7 民事非訟事件 | 43 |
| 1 裁判上の代位に関する事件 | 44 |
| 2 保存, 供託, 保管及び鑑定に関する事件 | 44 |
| 3 外国法人及び夫婦財産契約の登記 | 46 |

第2部 家事審判法の見直し

| | |
|----------------------|----|
| 第1 総則 | 47 |
| 1 裁判所及び当事者の責務 | 47 |
| 2 最高裁判所規則 | 47 |
| 3 家事審判官 | 47 |
| 4 管轄 | 47 |
| (1) 土地管轄 | 47 |
| ア 住所により管轄家庭裁判所が定まる場合 | 47 |
| イ 土地管轄が定まらない場合 | 48 |
| (2) 優先管轄 | 48 |
| (3) 管轄裁判所の指定 | 48 |
| (4) 管轄の標準時 | 48 |
| (5) 移送等 | 48 |

| | | |
|------|--------------------------|----|
| ア | 管轄権を有しない裁判所による移送又は自庁処理 | 48 |
| イ | 管轄権を有する家庭裁判所による移送 | 48 |
| ウ | 即時抗告 | 49 |
| エ | 移送の裁判の拘束力等 | 49 |
| 5 | 裁判所職員の除斥及び忌避 | 49 |
| (1) | 裁判官の除斥 | 49 |
| (2) | 裁判官の忌避 | 50 |
| (3) | 除斥又は忌避の裁判 | 50 |
| (4) | 簡易却下手続 | 50 |
| (5) | 即時抗告等 | 51 |
| (6) | 手続の停止 | 51 |
| (7) | 家事調停官への準用 | 51 |
| (8) | 参与員への準用 | 51 |
| (9) | 家事調停委員への準用 | 51 |
| (10) | 裁判所書記官への準用 | 52 |
| (11) | 家庭裁判所調査官への準用 | 52 |
| 6 | 当事者能力及び手続行為能力等 | 53 |
| (1) | 当事者能力 | 53 |
| (2) | 手続行為能力及び法定代理 | 53 |
| ア | 原則 | 53 |
| イ | 未成年者及び成年被後見人の手続行為能力 | 53 |
| ウ | 被保佐人，被補助人及び法定代理人の手続行為の特則 | 53 |
| エ | 外国人の手続行為能力の特則 | 54 |
| (3) | 手続行為能力等を欠く場合の措置等 | 54 |
| (4) | 特別代理人 | 54 |
| (5) | 法定代理権の消滅の通知 | 55 |
| (6) | 制限行為能力者の代理人等 | 55 |
| ア | 制限行為能力者による代理人選任等 | 55 |
| イ | 実体法上の法定代理人の取扱い | 55 |
| (7) | 法人の代表者等への準用 | 56 |
| 7 | 参加 | 56 |
| (1) | 当事者参加 | 56 |
| (2) | 利害関係参加 | 57 |
| ア | 参加の要件及び方式等 | 57 |
| イ | 利害関係参加人の地位 | 57 |

| | | |
|----|----------------------------------|----|
| 8 | 脱退 | 57 |
| 9 | 任意代理人 | 58 |
| | (1) 任意代理人の資格 | 58 |
| | (2) 任意代理権の範囲 | 58 |
| | (3) 個別代理 | 59 |
| | (4) 当事者による更正 | 59 |
| | (5) 任意代理権を欠く場合の措置等 | 59 |
| | (6) 任意代理権の不消滅 | 59 |
| | (7) 任意代理権の消滅の通知 | 59 |
| | (8) 補佐人 | 60 |
| 10 | 手続費用 | 60 |
| | (1) 手続費用の負担 | 60 |
| | (2) 手続費用の負担の裁判 | 60 |
| | (3) 調停が成立した場合の負担 | 61 |
| | (4) 費用額の確定手続 | 61 |
| | (5) 費用の強制執行 | 62 |
| | (6) 調停の場合の費用額の確定手続 | 62 |
| | (7) 家事事件が審判及び調停によらないで完結した場合等の取扱い | 62 |
| | (8) 費用額の確定処分の変更 | 63 |
| | (9) 費用の立替え | 63 |
| | (10) 手続上の救助 | 63 |
| | ア 救助の付与 | 63 |
| | イ 救助についてのその他の規律 | 63 |
| 11 | 審理手続 | 63 |
| | (1) 本人出頭主義 | 63 |
| | (2) 手続の非公開 | 64 |
| | (3) 期日及び期間 | 64 |
| | ア 期日の指定 | 64 |
| | イ 期日の呼出し | 64 |
| | ウ 期間の計算 | 64 |
| | エ 期間の伸縮及び付加期間 | 64 |
| | オ 手続行為の追完 | 65 |
| | (4) 送達 | 65 |
| | (5) 手続の分離・併合 | 65 |

| | |
|--|----|
| (6) 手続の中止 | 65 |
| (7) その他 | 65 |
| 12 裁判資料 | 66 |
| (1) 職権探知主義 | 66 |
| (2) 当事者の役割 | 66 |
| (3) 疎明 | 66 |
| (4) 事実の調査 | 66 |
| ア 調査の対象と専門知識の活用 | 66 |
| イ 家庭裁判所調査官による事実の調査 | 66 |
| ウ 裁判所技官による診断 | 66 |
| エ 事実の調査の嘱託等 | 66 |
| オ 調査の嘱託等 | 67 |
| (5) 証拠調べ | 67 |
| ア 民事訴訟法の準用 | 67 |
| イ 裁判所外における証拠調べ | 67 |
| ウ 当事者本人の出頭命令等 | 67 |
| エ 文書提出命令等に従わない場合 | 68 |
| オ 即時抗告の執行停止効 | 68 |
| 13 家庭裁判所調査官 | 68 |
| 14 裁判所技官 | 68 |
| 15 子の意見表明 | 68 |
| 第2 家事審判に関する手続 | 69 |
| 1 通則 | 69 |
| (1) 家事審判の対象となる事項 | 69 |
| (2) 参与員 | 69 |
| ア 意見聴取等 | 69 |
| イ 参与員による説明の聴取 | 70 |
| ウ 参与員の員数等 | 70 |
| (3) 手続の〔受継〕 | 70 |
| ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合 | 70 |
| イ 法令により手続を続行する資格のある者はないが、別に 申立権者がある場合 | 71 |
| (4) 調書の作成等 | 71 |
| (5) 記録の閲覧等 | 72 |
| ア 記録の閲覧等の要件等 | 72 |

| | |
|---------------------------------|----|
| イ 即時抗告 | 73 |
| (6) 検察官に対する通知 | 73 |
| 2 家庭裁判所の手続 | 73 |
| (1) 合意管轄 | 73 |
| (2) 家事審判事件の申立て | 74 |
| ア 申立ての方式 | 74 |
| イ 併合申立て | 74 |
| ウ 裁判長の申立書審査権 | 74 |
| エ 申立ての変更 | 75 |
| (3) 裁判長の手続指揮権 | 75 |
| (4) 受命裁判官 | 75 |
| (5) 電話会議システム等 | 75 |
| (6) 調停をすることができる事項についての家事審判事件の特則 | 76 |
| ア 申立書の写しの送付 | 76 |
| イ 陳述聴取 | 76 |
| ウ 審問への立会い | 76 |
| エ 事実の調査の告知 | 76 |
| オ 審理の終結 | 77 |
| カ 審判日 | 77 |
| キ その他 | 77 |
| (7) 裁判 | 77 |
| ア 審判 | 77 |
| (ア) 終局審判 | 77 |
| (イ) 中間審判 | 78 |
| (ウ) 自由心証主義 | 78 |
| (エ) 審判の告知 | 78 |
| (オ) 審判の効力発生時期 | 78 |
| (カ) 審判の方式 | 78 |
| (キ) 審判書 | 78 |
| (ク) 終局審判の脱漏 | 78 |
| (ケ) 法令違反を理由とする変更の審判 | 79 |
| (コ) 更正裁判 | 79 |
| (サ) 終局審判の効力 | 79 |
| (シ) 戸籍の記載等の嘱託 | 80 |

| | | |
|-----|---------------------|----|
| イ | 裁判以外の裁判 | 80 |
| (ア) | 裁判の規律の準用 | 80 |
| (イ) | 判事補の権限 | 80 |
| (8) | 裁判の取消し又は変更 | 80 |
| ア | 裁判の取消し又は変更 | 80 |
| (ア) | 家事審判事件の手續の指揮に関する裁判 | 80 |
| (イ) | 裁判の取消し又は変更の準用 | 80 |
| (9) | 取下げによる事件の終了 | 80 |
| ア | 取下げの要件 | 81 |
| (ア) | 終局審判前の申立ての取下げの要件 | 81 |
| (イ) | 終局審判後確定前の申立ての取下げの要件 | 81 |
| イ | 取下げの方式 | 82 |
| ウ | 取下げの効果 | 82 |
| 3 | 不服申立て等 | 82 |
| (1) | 裁判に対する不服申立て | 82 |
| ア | 抗告審の手續 | 82 |
| (ア) | 抗告裁判所の判断を受ける裁判 | 82 |
| (イ) | 抗告権の放棄 | 82 |
| (ウ) | 抗告提起の方式 | 82 |
| (エ) | 原裁判所による抗告の却下 | 82 |
| (オ) | 裁判長の抗告状審査権 | 82 |
| (カ) | 抗告があったことの通知 | 83 |
| (キ) | 陳述聴取 | 83 |
| (ク) | 抗告の取下げ | 84 |
| (ケ) | 家庭裁判所の手續の規律の準用 | 84 |
| (コ) | 原審の手續行為の効力 | 84 |
| (サ) | 抗告棄却 | 84 |
| (シ) | 抗告権の濫用に対する制裁 | 84 |
| (ス) | 原審判が不当な場合の取消し | 85 |
| (セ) | 原審の審判の手續が違法な場合の取消し | 85 |
| (ソ) | 事件の差戻し | 85 |
| (タ) | 抗告裁判所による審判 | 85 |
| (チ) | 原審の管轄違いを理由とする移送 | 85 |
| イ | 即時抗告 | 86 |
| (ア) | 即時抗告の対象 | 86 |

| | |
|----------------------------------|----|
| (イ) 即時抗告期間 | 86 |
| (ウ) 家庭裁判所による更正 | 86 |
| ウ 特別抗告 | 86 |
| (ア) 特別抗告の対象等 | 86 |
| (イ) 特別抗告期間 | 86 |
| (ウ) 審判の執行停止 | 87 |
| (エ) 裁判長の抗告状審査権 | 87 |
| (オ) 特別抗告の理由の記載 | 87 |
| (カ) 原裁判所による特別抗告の却下 | 87 |
| (キ) 調査の範囲 | 87 |
| (ク) 原審判の確定した事実の拘束 | 87 |
| (ケ) 職権調査事項についての適用除外 | 87 |
| (コ) 破棄差戻し等 | 88 |
| (サ) 破棄自判 | 88 |
| エ 許可抗告 | 88 |
| (ア) 許可抗告の対象等 | 88 |
| (イ) 抗告の許可 | 89 |
| (ウ) 抗告の許可があった場合の手續 | 89 |
| (2) 審判以外の裁判に対する不服申立て | 89 |
| ア 不服申立ての対象 | 89 |
| (ア) 原則 | 89 |
| (イ) 裁判所書記官の処分に対する不服申立て | 89 |
| (ウ) 受命裁判官等の裁判に対する不服申立て | 89 |
| イ 即時抗告期間 | 90 |
| ウ 即時抗告に伴う執行停止 | 90 |
| エ 抗告審の手續, 即時抗告, 特別抗告及び許可抗告の規律の準用 | 90 |
| 4 再審 | 90 |
| (1) 再審の事由 | 90 |
| (2) 管轄裁判所 | 91 |
| (3) 再審の手續 | 92 |
| (4) 再審期間 | 92 |
| (5) 再審の申立書の記載事項 | 92 |
| (6) 不服の理由の変更 | 92 |
| (7) 再審の申立ての却下等 | 92 |
| (8) 再審開始の裁判 | 92 |

| | |
|-----------------------------|----|
| (9) 即時抗告 | 93 |
| (10) 審理及び裁判 | 93 |
| (11) 執行停止の裁判 | 93 |
| 第3 審判前の保全処分に関する手続(総則) | 93 |
| 1 通則 | 93 |
| (1) 担保 | 93 |
| (2) 記録の閲覧等 | 94 |
| 2 保全処分 | 94 |
| (1) 管轄及び保全処分の要件 | 94 |
| (2) 審理手続 | 94 |
| ア 申立て | 94 |
| イ 裁判資料の収集 | 94 |
| ウ 審判 | 95 |
| (ア) 裁判長の権限 | 95 |
| (イ) 保全処分の担保 | 95 |
| (ウ) 審判前の保全処分の効力及び執行 | 95 |
| エ 仮差押命令及び仮処分命令の特則 | 95 |
| (3) 即時抗告 | 96 |
| ア 即時抗告の対象等 | 96 |
| イ 即時抗告に伴う執行停止 | 96 |
| ウ 原状回復の裁判 | 96 |
| 3 保全処分の取消し | 97 |
| (1) 管轄及び保全処分の取消しの要件 | 97 |
| (2) 審理手続 | 97 |
| ア 申立て及び裁判資料の収集 | 97 |
| イ 審判 | 97 |
| (ア) 審判の効力及び執行 | 97 |
| (イ) 原状回復の裁判 | 97 |
| (3) 即時抗告 | 98 |
| ア 即時抗告の対象 | 98 |
| イ 即時抗告に伴う執行停止 | 98 |
| ウ 原状回復の裁判 | 98 |
| 第4 家事審判及び審判前の保全処分に関する手続(各則) | 98 |
| 1 成年後見に関する審判事件 | 99 |
| (1) 管轄 | 99 |

| | | |
|-----|--|-----|
| (2) | 手続行為能力 | 99 |
| (3) | 精神状況に関する意見聴取等 | 99 |
| | ア 後見開始の審判事件 | 99 |
| | イ 後見開始の審判の取消しの審判事件 | 100 |
| (4) | 陳述聴取等 | 100 |
| (5) | 審判の告知等 | 101 |
| | ア 後見開始の審判事件における成年被後見人となるべき者に対する告知〔通知〕の特則 | 101 |
| | イ 後見開始の審判事件及び後見開始の審判の取消しの審判事件 | 101 |
| (6) | 即時抗告 | 102 |
| | ア 後見開始についての審判 | 102 |
| | イ 後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 | 102 |
| | ウ 成年後見人解任についての審判 | 102 |
| | エ 成年後見監督人解任についての審判 | 102 |
| (7) | 成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限 | 102 |
| | ア 後見開始の審判事件 | 102 |
| | イ 成年後見人が欠けた場合の成年後見人選任の審判事件 | 103 |
| (8) | 成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査 | 103 |
| | ア 成年後見人及び成年後見監督人に対する指示 | 103 |
| | イ 成年後見の調査 | 103 |
| (9) | 審判前の保全処分 | 103 |
| | ア 後見開始の審判事件を本案とする保全処分 | 103 |
| | (ア) 保全処分の内容 | 104 |
| | (イ) 陳述聴取 | 104 |
| | (ウ) 審判の告知及び効力発生時期の特則 | 105 |
| | (エ) 財産の管理者の権限等 | 105 |
| | イ 成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分 | 105 |
| | (ア) 保全処分の内容 | 105 |
| | (イ) 職務代行者の改任等 | 106 |
| 2 | 保佐に関する審判事件 | 106 |
| (1) | 管轄 | 106 |
| (2) | 手続行為能力 | 106 |
| (3) | 精神の状況に関する意見聴取等 | 107 |
| | ア 保佐開始の審判事件 | 107 |

| | | |
|-----|------------------------------|-----|
| イ | 保佐開始の審判の取消しの審判事件 | 107 |
| (4) | 陳述聴取等 | 107 |
| (5) | 審判の告知 | 108 |
| (6) | 即時抗告 | 109 |
| ア | 保佐開始についての審判 | 109 |
| イ | 保佐開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 | 109 |
| ウ | 保佐人の同意を得なければならない行為の定め | 109 |
| エ | 保佐人解任についての審判 | 109 |
| オ | 保佐監督人解任についての審判 | 109 |
| (7) | 保佐に関する審判事件における申立ての取下げ制限 | 110 |
| ア | 保佐開始の審判事件 | 110 |
| イ | 保佐人が欠けた場合の保佐人選任の審判事件 | 110 |
| (8) | 保佐人等に対する指示及び保佐の調査 | 110 |
| (9) | 審判前の保全処分 | 110 |
| ア | 保佐開始の審判事件を本案とする保全処分 | 110 |
| (ア) | 保全処分の内容 | 110 |
| (イ) | 陳述聴取 | 111 |
| (ウ) | 審判の告知及び効力発生時期の特則 | 111 |
| (エ) | 財産の管理者の権限等 | 112 |
| イ | 保佐人又は保佐監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分 | 112 |
| 3 | 補助に関する審判事件 | 112 |
| (1) | 管轄 | 112 |
| (2) | 手続行為能力 | 112 |
| (3) | 精神の状況に関する意見聴取 | 113 |
| (4) | 陳述聴取等 | 113 |
| (5) | 審判の告知 | 114 |
| (6) | 即時抗告 | 115 |
| ア | 補助開始についての審判 | 115 |
| イ | 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 | 115 |
| ウ | 補助人解任についての審判 | 115 |
| エ | 補助監督人解任についての審判 | 116 |
| (7) | 補助に関する審判事件における申立ての取下げ制限 | 116 |
| ア | 補助開始の審判事件 | 116 |

| | | |
|-----|-----------------------------------|-----|
| イ | 補助人が欠けた場合の補助人選任の審判事件 | 116 |
| (8) | 補助人等に対する指示及び補助の調査 | 116 |
| (9) | 審判前の保全処分 | 117 |
| 4 | 失踪の宣告に関する審判事件 | 117 |
| (1) | 管轄 | 117 |
| (2) | 審判の告知 | 117 |
| (3) | 即時抗告 | 117 |
| ア | 失踪の宣告についての審判 | 117 |
| イ | 失踪の宣告の取消しについての審判 | 118 |
| (4) | 公示催告手続 | 118 |
| (5) | その他 | 118 |
| 5 | 財産の管理に関する審判事件 | 118 |
| (1) | 管轄 | 118 |
| (2) | 手続行為能力 | 119 |
| (3) | 相続人全員の限定承認と管理人の選任 | 120 |
| (4) | 不在者財産管理人等の権限等 | 120 |
| ア | 不在者財産管理人等の権利義務 | 120 |
| イ | 不在者財産管理人等の改任 | 120 |
| ウ | 財産状況の報告及び担保等 | 120 |
| (5) | 処分の取消し | 120 |
| (6) | その他 | 121 |
| 6 | 婚姻に関する審判事件 | 121 |
| (1) | 管轄 | 121 |
| (2) | 手続行為能力 | 122 |
| (3) | 陳述聴取 | 122 |
| (4) | 給付命令等 | 123 |
| ア | 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判 | 123 |
| イ | 離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分の審判等 | 123 |
| ウ | 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判 | 123 |
| エ | 離婚等の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判 | 124 |
| (5) | 即時抗告 | 124 |
| ア | 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分等についての審判 | 124 |

| | | |
|-----|---|-----|
| イ | 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についての審判 | 124 |
| ウ | 離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分についての審判 | 124 |
| エ | 離婚等の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定についての審判 | 124 |
| (6) | その他 | 125 |
| (7) | 審判前の保全処分 | 125 |
| ア | 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件等を本案とする保全処分 | 125 |
| イ | 夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判事件を本案とする保全処分 | 126 |
| (ア) | 保全処分の内容 | 126 |
| (イ) | 財産の管理者の権限等 | 127 |
| ウ | 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件を本案とする保全処分 | 127 |
| (ア) | 保全処分の内容 | 127 |
| (イ) | 陳述聴取 | 127 |
| 7 | 親子関係の審判事件 | 127 |
| (1) | 子の氏の変更の許可の審判事件 | 127 |
| ア | 管轄 | 127 |
| イ | 手続行為能力 | 128 |
| ウ | 即時抗告 | 128 |
| (2) | 養子をするについての許可の審判事件 | 128 |
| ア | 管轄 | 128 |
| イ | 手続行為能力 | 128 |
| ウ | 陳述聴取 | 128 |
| エ | 審判の告知 | 129 |
| オ | 即時抗告 | 129 |
| (3) | 死後離縁をするについての許可の審判事件 | 129 |
| ア | 管轄 | 129 |
| イ | 手続行為能力 | 129 |
| ウ | 養子の代襲者への通知等 | 129 |
| エ | 即時抗告 | 130 |
| (4) | 離縁等による復氏の際の系譜等の所有権の承継者の指定の | |

| | |
|------------------------------|-----|
| 審判事件 | 130 |
| ア 管轄 | 130 |
| イ 引渡命令 | 130 |
| ウ 即時抗告 | 130 |
| (5) 特別養子縁組に関する審判事件 | 130 |
| ア 管轄 | 130 |
| イ 手続行為能力 | 131 |
| ウ 陳述聴取 | 131 |
| (ア) 特別養子縁組の成立 | 131 |
| (イ) 特別養子縁組の離縁 | 131 |
| エ 審判の告知 | 132 |
| (ア) 特別養子縁組を成立させる審判 | 132 |
| (イ) 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判 | 132 |
| オ 即時抗告 | 133 |
| (ア) 特別養子縁組の成立についての審判 | 133 |
| (イ) 特別養子縁組の離縁についての審判 | 133 |
| カ 特別養子縁組の成立の審判事件を本案とする保全処分 | 134 |
| (ア) 保全処分の内容 | 134 |
| (イ) 職務代行者の改任等 | 134 |
| キ 特別養子縁組の離縁の審判事件を本案とする保全処分 | 134 |
| (ア) 保全処分の内容 | 134 |
| (イ) 職務代行者の改任等 | 135 |
| 8 親権に関する審判事件 | 135 |
| (1) 管轄 | 135 |
| (2) 手続行為能力 | 135 |
| ア 子の手続行為能力 | 135 |
| イ 父及び母の手続行為能力 | 136 |
| ウ 養親の手続行為能力 | 136 |
| (3) 陳述聴取 | 136 |
| (4) 審判の告知 | 137 |
| (5) 引渡命令等 | 137 |
| (6) 即時抗告 | 138 |
| ア 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定についての審判 | 138 |
| イ 親権者の指定又は変更についての審判 | 138 |
| ウ 親権又は管理権の喪失の宣告についての審判 | 138 |

| | | |
|-----|---|-----|
| エ | 親権又は管理権の喪失宣告の取消しについての審判 | 138 |
| オ | 親権又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する 審判 | 139 |
| (7) | 子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等 | 139 |
| (8) | 審判前の保全処分 | 139 |
| ア | 親権又は管理権の喪失の宣告の審判事件を本案とする保全処分 | 139 |
| (ア) | 保全処分の内容 | 139 |
| (イ) | 職務代行者の改任等 | 140 |
| イ | 親権者の指定又は変更の審判事件を本案とする保全処分 | 140 |
| (ア) | 保全処分の内容 | 140 |
| (イ) | 陳述聴取 | 140 |
| 9 | 未成年後見に関する審判事件 | 141 |
| (1) | 管轄 | 141 |
| (2) | 手続行為能力 | 141 |
| ア | 未成年被後見人の手続行為能力 | 141 |
| イ | 養親の手続行為能力 | 142 |
| (3) | 陳述聴取等 | 142 |
| (4) | 即時抗告 | 142 |
| ア | 養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の申立て を却下する審判 | 143 |
| イ | 未成年後見人の解任についての審判 | 143 |
| ウ | 未成年後見監督人の解任についての審判 | 143 |
| (5) | 未成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限 | 143 |
| (6) | 未成年後見人等に対する指示及び未成年後見の調査 | 143 |
| ア | 未成年後見人及び未成年後見監督人に対する指示 | 143 |
| イ | 未成年後見の調査 | 144 |
| (7) | 未成年被後見人を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等 | 144 |
| (8) | 未成年後見人又は未成年後見監督人の解任の審判事件を本案と する保全処分 | 144 |
| 10 | 特別代理人選任に関する審判事件 | 144 |
| (1) | 管轄 | 144 |
| (2) | 手続行為能力 | 145 |
| (3) | 即時抗告 | 145 |
| 11 | 扶養に関する処分の審判事件 | 145 |

| | |
|---|-----|
| (1) 管轄 | 145 |
| (2) 陳述聴取 | 146 |
| (3) 給付命令等 | 146 |
| (4) 即時抗告 | 146 |
| ア 扶養義務の設定についての審判 | 146 |
| イ 扶養義務を設定する審判の取消しについての審判 | 146 |
| ウ 扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消しについての 審判等 | 146 |
| (5) 審判前の保全処分 | 147 |
| 12 相続に関する審判事件 | 147 |
| (1) 管轄 | 147 |
| (2) 申述 | 148 |
| (3) 相続財産の分離の陳述聴取 | 148 |
| (4) 相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消し の申述受理及び受理の告知 | 148 |
| (5) 引渡命令 | 148 |
| (6) 即時抗告 | 149 |
| ア 権利の承継者の指定についての審判 | 149 |
| イ 相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長の申立てを却下する審判 | 149 |
| ウ 相続の限定承認又は放棄の取消しの申述を却下する審判 | 149 |
| エ 相続の限定承認又は放棄の申述を却下する審判 | 149 |
| オ 相続財産の分離についての審判 | 149 |
| カ 遺留分の放棄についての許可の申立てを却下する審判 | 149 |
| (7) その他 | 150 |
| 13 推定相続人の廃除に関する審判事件 | 150 |
| (1) 管轄 | 150 |
| (2) 手続行為能力 | 150 |
| (3) 陳述聴取 | 150 |
| (4) 即時抗告 | 150 |
| ア 推定相続人の廃除についての審判 | 150 |
| イ 推定相続人の廃除の取消しの申立てを却下する審判 | 150 |
| 14 遺産の分割に関する審判事件 | 151 |
| (1) 管轄 | 151 |
| (2) 手続の併合等 | 151 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| (3) 寄与分を定める処分の申立期間の指定等 | 151 |
| (4) 遺産の換価処分 | 152 |
| ア 換価処分 | 152 |
| イ 審判の告知 | 152 |
| ウ 即時抗告 | 152 |
| エ 換価人の報酬 | 152 |
| (5) 遺産の分割の方法 | 153 |
| (6) 給付命令 | 153 |
| (7) 遺産の分割禁止の審判の取消し・変更 | 153 |
| (8) 即時抗告 | 153 |
| ア 遺産の分割についての審判 | 153 |
| イ 遺産の分割禁止の審判等 | 153 |
| ウ 寄与分を定める処分についての審判 | 153 |
| (9) その他 | 154 |
| (10) 審判前の保全処分 | 154 |
| ア 保全処分の内容 | 154 |
| イ 財産の管理者の権限等 | 154 |
| 15 特別縁故者に対する相続財産の処分に関する審判事件 | 155 |
| (1) 管轄 | 155 |
| (2) 審判等の特則 | 155 |
| (3) 管理人の意見の聴取 | 155 |
| (4) 相続財産の換価処分 | 155 |
| ア 換価処分 | 155 |
| イ 即時抗告 | 156 |
| ウ 換価人の報酬 | 156 |
| (5) 即時抗告 | 156 |
| (6) その他 | 156 |
| 16 遺言に関する審判事件 | 156 |
| (1) 管轄 | 156 |
| (2) 陳述聴取等 | 156 |
| (3) 審判の告知 | 157 |
| (4) 即時抗告 | 157 |
| ア 遺言の確認についての審判 | 157 |
| イ 遺言執行者の選任の申立てを却下する審判 | 157 |
| ウ 遺言執行者の解任についての審判 | 157 |

| | | |
|-----|--|-----|
| エ | 遺言執行者の辞任の許可の申立てを却下する審判 | 157 |
| オ | 負担付遺贈に係る遺言の取消しについての審判 | 158 |
| (5) | 遺言の確認の審判事件及び遺言書の検認の審判事件における 申立ての取下げ制限 | 158 |
| (6) | 検認調書の作成 | 158 |
| (7) | 遺言執行者の解任の審判事件を本案とする審判前の保全処分 | 158 |
| ア | 保全処分の内容 | 158 |
| イ | 職務代行者の改任等 | 159 |
| 第5 | 家事調停に関する手続 | 159 |
| 1 | 家事調停事件の範囲 | 159 |
| 2 | 調停機関 | 160 |
| 3 | 調停委員会 | 160 |
| (1) | 調停委員会の構成等 | 160 |
| (2) | 調停委員会の権限 | 160 |
| (3) | 家事審判官の権限 | 161 |
| ア | 期日の指定 | 161 |
| イ | 家事審判官の事実の調査及び証拠調べ | 161 |
| ウ | 社会福祉機関との連絡等 | 161 |
| (4) | 家事調停委員の権限 | 161 |
| 4 | 家事調停委員 | 161 |
| 5 | 調停前置主義 | 162 |
| 6 | 付調停 | 162 |
| 7 | 調停手続 | 163 |
| (1) | 管轄等 | 163 |
| ア | 管轄 | 163 |
| イ | 家庭裁判所，地方裁判所又は簡易裁判所間の移送 | 163 |
| (2) | 手続指揮権 | 164 |
| (3) | 電話会議システム等 | 164 |
| (4) | 家事調停事件の申立て | 164 |
| ア | 申立ての方式 | 164 |
| イ | 併合申立て | 164 |
| ウ | 裁判長の申立書審査権 | 165 |
| エ | 申立ての却下 | 165 |
| オ | 申立書の写しの送付等 | 165 |
| カ | 申立ての変更 | 165 |

| | |
|--|-----|
| (5) 手続の〔受継〕 | 166 |
| ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合 | 166 |
| イ 法令により手続を続行する資格のある者はないが、別に 申立権者がある場合 | 166 |
| (6) 中止 | 167 |
| (7) 調停の場所 | 167 |
| (8) 調書の作成 | 167 |
| (9) 意見の聴取の囑託 | 167 |
| (10) 囑託による意見聴取及び事実の調査の実施機関 | 167 |
| (11) 家事調停委員の専門的意見の聴取 | 167 |
| (12) 調停の成立 | 168 |
| ア 調停の成立と効力 | 168 |
| イ 調停の一部成立 | 168 |
| ウ 調停調書の更正 | 168 |
| エ 調停条項案の書面による受諾 | 168 |
| (13) 調停の不成立 | 169 |
| (14) 調停をしない場合 | 169 |
| (15) 取下げによる事件の終了 | 169 |
| ア 取下げの要件 | 169 |
| イ 取下げの方式及び効果 | 170 |
| (16) 調停前の仮の措置 | 170 |
| (17) 家事審判官だけで家事調停手続を行う場合 | 170 |
| ア 手続指揮権 | 170 |
| イ 受命裁判官 | 170 |
| ウ 裁判所書記官による事実の調査 | 170 |
| エ 調停委員会及び家事審判官の権限についての規律の準用 | 171 |
| 8 合意に相当する審判 | 171 |
| (1) 合意に相当する審判の対象事件及び要件 | 171 |
| ア 合意に相当する審判 | 171 |
| イ 当事者 | 172 |
| (2) 審判 | 172 |
| ア 審判の方式 | 172 |
| イ 家事審判に関する手続（総則）の規律の準用 | 172 |
| (3) 申立ての取下げ | 172 |
| (4) 不服申立て | 172 |

| | | |
|-----|---|-----|
| ア | 異議申立権者及び異議申立ての理由 | 172 |
| イ | 異議申立ての方式 | 172 |
| ウ | 異議申立期間 | 173 |
| エ | 異議申立てに対する裁判 | 173 |
| (ア) | 当事者の異議申立てに対する裁判 | 173 |
| (イ) | 利害関係人の異議申立てに対する裁判 | 173 |
| (5) | 確定した合意に相当する審判の効力 | 174 |
| (6) | 婚姻の取消しについての合意に相当する審判における親権者の指定 | 174 |
| (7) | その他 | 174 |
| 9 | 調停に代わる審判 | 175 |
| (1) | 調停に代わる審判の対象及び要件 | 175 |
| (2) | 審判 | 175 |
| ア | 審判の方式 | 175 |
| イ | 家事審判に関する手続（総則）の規律の準用 | 175 |
| (3) | 不服申立て | 176 |
| ア | 異議申立権者等 | 176 |
| イ | 異議申立ての方式 | 176 |
| ウ | 異議申立権の放棄 | 176 |
| エ | 異議申立期間 | 176 |
| オ | 異議申立てに対する裁判 | 176 |
| カ | 異議申立ての効果 | 176 |
| (4) | 確定した調停に代わる審判の効力 | 176 |
| 10 | 家事調停官 | 177 |
| (1) | 家事調停官の任命等 | 177 |
| (2) | 家事調停官の権限等 | 177 |
| 11 | 不服申立て及び再審 | 178 |
| 12 | 記録の閲覧等 | 178 |
| 第6 | 履行確保 | 179 |
| 1 | 履行状況の調査及び履行の勧告 | 179 |
| (1) | 審判で定められた義務の履行勧告 | 179 |
| (2) | 調停又は調停に代わる審判で定められた義務及び調停前の仮の措置として命ぜられた事項の履行勧告 | 179 |
| 2 | 履行命令 | 179 |
| (1) | 審判で定められた義務の履行命令 | 180 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| (2) 調停又は調停に代わる審判で定められた義務の履行命令 | 180 |
| 3 金銭の寄託の制度 | 180 |
| 第7 雑則 | 180 |
| 1 不出頭に対する過料の制裁 | 180 |
| 2 履行命令又は調停前の仮の措置違反に対する過料の制裁 | 180 |
| (1) 履行命令違反に対する過料の制裁 | 180 |
| (2) 調停前の仮の措置の違反に対する過料の制裁 | 181 |
| 3 過料の裁判の執行等 | 181 |
| (別表) | |

第1部 非訟事件手続法の見直し

(前注1) 第1から第6までは、特別の定めのない限り、非訟事件の手続について適用されることを前提としている。また、「非訟事件」との名称及び「非訟事件手続法」との題名については、なお検討するものとする。

(前注2) 非訟事件手続法第3編及び第4編については、現行の規律を維持することを前提に、法制審議会非訟事件手続法・家事審判法部会の調査審議の対象とはしていないため、掲げていない。

第1 総則

1 裁判所及び当事者の責務（新設、民事訴訟法第2条参照）

裁判所は、非訟事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に非訟事件の手続を進行しなければならないものとする。この旨の規定を置く方向で、なお検討するものとする。

2 最高裁判所規則（新設）

この中間試案第1部に基づく法律に定めるもののほか、非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。

3 管轄

(1) 土地管轄（非訟事件手続法第2条関係）

ア 住所により管轄裁判所が定まる場合

① 管轄裁判所が人の住所により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により、管轄裁判所は定まるものとする。

② 管轄裁判所が法人その他の社団又は財団の住所により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所により、管轄裁判所は定まるものとする。

③ 管轄裁判所が外国の社団又は財団の住所により定まる場合においては、日本における主たる事務所又は営業所により、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により、管轄裁判所は定まるものとする。

イ 土地管轄が定まらない場合

非訟事件について、この中間試案第1部に基づく法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、その非訟事件は、裁判を求める事項に係る財産の所在地又は最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属するものとする。

(2) 優先管轄（非訟事件手続法第3条関係）

二以上の裁判所が管轄権を有するときは、最初に事件が係属した裁判所がその事件を管轄するものとする。

(3) 管轄裁判所の指定（非訟事件手続法第4条関係）

① 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。

② 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。

③ ①及び②により管轄裁判所を定める裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

④ ①及び②の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(4) 管轄の標準時（新設、民事訴訟法第15条参照）

裁判所の管轄は、非訟事件の申立てがあった時又は裁判所が職権で手続を開始した時を標準として定めるものとする。

(5) 移送等

ア 管轄権を有しない裁判所による移送（新設、民事訴訟法第16条参照）

裁判所は、非訟事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送するものとする。

イ 管轄権を有する裁判所による移送（非訟事件手続法第3条ただし書関係）

第一審裁判所は、非訟事件がその管轄に属する場合においても、手続の著しい遅滞を避けるため必要があるときその他相当と認めるときは、(2)にかかわらず、申立てにより又は職権で、非訟事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができるものとする。

ウ 簡易裁判所が管轄裁判所である場合の特則（新設、民事訴訟法第16条第2項及び第18条参照）

① 地方裁判所は、非訟事件がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に

属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、非訟事件の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができるものとする。

- ② 簡易裁判所は、非訟事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、非訟事件の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができるものとする。

エ 即時抗告（新設、民事訴訟法第21条参照）

移送の裁判及び移送の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

オ 移送の裁判の拘束力等（新設、民事訴訟法第22条参照）

- ① 確定した移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束するものとする。
- ② 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができないものとする。
- ③ 移送の裁判が確定したときは、非訟事件は、初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなすものとする。

4 裁判所職員の除斥及び忌避（非訟事件手続法第5条関係）

(1) 裁判官の除斥（民事訴訟法第23条参照）

- ① 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥されるものとする。ただし、fに掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げないものとする。
 - a 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者若しくは裁判を受けるべき者（以下本項目（4 裁判所職員の除斥及び忌避）において「当事者等」という。）であるとき、又は事件について当事者等と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
 - b 裁判官が当事者等の4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
 - c 裁判官が当事者等の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
 - d 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となったとき、又は審問を受けたとき
 - e 裁判官が事件について当事者等の代理人又は補佐人であるとき、

又はあったとき。

f 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

② ①の除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をするものとする。

(注1) 「裁判を受けるべき者」については、6(1)(注2)参照。

(注2) 「審問」については、10(2)(注3)参照。

(2) 裁判官の忌避（民事訴訟法第24条参照）

① 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができるものとする。

② 当事者は、裁判官の面前において陳述をしたときは、その裁判官を忌避することができないものとする。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでないものとする。

(3) 除斥又は忌避の裁判（民事訴訟法25条第1項から第3項まで参照）

① 合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をするものとする。

② 地方裁判所における①の裁判は、合議体とするものとする。

③ 除斥され、又は忌避された裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができないものとする。

(4) 簡易却下手続

非訟事件の手続を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立ては、これを却下しなければならないものとする。忌避の申立てが(2)②に違反し、又は忌避の申立ての方式に反する場合も、同様とするものとする。

(注1) (4)による忌避申立ての却下（簡易却下）の裁判は、一人で事件を取り扱っている裁判官又は受命裁判官が忌避されたときはその裁判官が、合議体で事件を取り扱っている場合においてその合議体の構成員が忌避されたときはその合議体である裁判所が、それぞれするものとする。

(注2) 忌避の申立ての方式としては、次のとおりとすることを前提としている。

① 裁判官に対する忌避の申立ては、その原因を明示して、裁判官の所属する裁判所にしなければならないものとする。

② ①の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない

いものとする。

- ③ 忌避の原因は、申立てをした日から3日以内に疎明しなければならないものとする。本文(2)②ただし書に規定する事実についても、同様とするものとする。

(5) 即時抗告等（民事訴訟法第25条第4項及び第5項参照）

- ① 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
- ② 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(6) 手続の停止（民事訴訟法第26条参照）

- ① 除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで手続を停止しなければならないものとする。ただし、急速を要する行為については、この限りでないものとする。
- ② (4)により忌避の申立てを却下した場合には、(6)①を適用しないものとする。

(7) 裁判所書記官への準用（民事訴訟法第27条参照）

(1)から(6)までの規律は、裁判所書記官について準用するものとする。この場合においては、除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がするものとする。

(注) 受命裁判官が手続等を行っている場合において、その手続に関与している裁判所書記官が忌避されたときは、(4)による忌避申立ての却下（簡易却下）の裁判は、その受命裁判官がするものとする。

5 当事者能力及び手続行為能力等（新設）

(1) 当事者能力（民事訴訟法第28条及び第29条参照）

- ① 当事者能力は、特別の定めがある場合を除き、民法その他の法令に従うものとする。
- ② 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、当事者能力を有するものとする。

(2) 選定当事者（民事訴訟法第30条参照）

【甲案】

- ① 共同の利益を有する多数の者で(1)②に該当しないものは、その中から、全員のために申立人又は相手方となるべき一人又は数人を選定することができるものとする。
- ② 非訟事件の係属の後、①により申立人又は相手方となるべき者を選

定したときは、他の当事者は、当然に非訟事件から〔脱退〕するものとする。

- ③ 係属中の非訟事件の申立人又は相手方と共同の利益を有する者で当事者でないものは、その申立人又は相手方を自己のためにも申立人又は相手方となるべき者として選定することができるものとする。
- ④ ①又は③により申立人又は相手方となるべき者を選定した者（以下「選定者」という。）は、その選定を取り消し、又は選定された当事者（以下「選定当事者」という。）を変更することができるものとする。
- ⑤ 選定当事者のうち死亡その他の事由によりその資格を喪失した者があるときは、他の選定当事者において全員のために手続行為（非訟事件の手続についての行為をいう。以下第1部において同じ。）をすることができるものとする。

【乙案】

選定当事者制度は、設けないものとする。

(3) 手続行為能力及び法定代理

ア 原則（民事訴訟法第28条参照）

手続行為能力（非訟事件の手続についての行為（以下第1部において「手続行為」という。）をする能力をいう。以下第1部において同じ。）及び手続行為能力を欠く者の法定代理は、特別の定めがある場合を除き、民法その他の法令に従うものとする。手続行為をするのに必要な授權についても、同様とするものとする。

イ 未成年者及び成年被後見人の手続行為能力（民事訴訟法第31条参照）

未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続行為をすることができないものとする。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合は、この限りでないものとする。

ウ 被保佐人、被補助人及び法定代理人の手続行為の特則（民事訴訟法第32条参照）

- ① 被保佐人、被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。②において同じ。）又は後見人その他の法定代理人が、他の当事者がした非訟事件の申立て又は抗告について手続行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授權を要しないものとする。職権により手続が開始された場合も、同様とするものとする。

② 被保佐人，被補助人又は後見人その他の法定代理人は，次に掲げる手続行為をするには，特別の授権がなければならぬものとする。

a 非訟事件の申立ての取下げ，和解，調停を成立させる合意〔又は脱退〕

b 終局裁判に対する抗告，第3の1(6)ア②の申立て（抗告許可の申立て）又は本案裁判に対する異議の申立ての取下げ

(注1) 被保佐人は，保佐人の同意を得なければ手続行為をすることができないことが原則であることを前提としている。被補助人についても，裁判所の審判により補助人の同意を得なければならぬものとされた場合は，同様である。

(注2) ②aの脱退については，7で規律の必要性を含めて検討することとしているので，亀甲括弧を付している。

エ 外国人の手続行為能力の特則（民事訴訟法第33条参照）

外国人は，その本国法によれば手続行為能力を有しない場合であっても，日本法によれば手続行為能力を有すべきときは，手続行為能力者とみなすものとする。

(4) 手続行為能力等を欠く場合の措置等（民事訴訟法第34条参照）

① 手続行為能力，法定代理権又は手続行為をするのに必要な授権を欠くときは，裁判所は，期間を定めて，その補正を命じなければならぬものとする。この場合において，遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは，裁判所は，一時手続行為をさせることができるものとする。

② 手続行為能力，法定代理権又は手続行為をするのに必要な授権を欠く者がした手続行為は，これらを有するに至った当事者又は法定代理人の追認により，行為の時にさかのぼってその効力を生ずるものとする。

(注) (2)において甲案を採用した場合には，選定当事者について，(4)①及び②の規律を準用するものとする。

(5) 特別代理人（民事訴訟法第35条参照）

① 裁判長は，未成年者若しくは成年被後見人について法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において，遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは，利害関係人の申立てにより又は職権で，未成年者又は成年被後見人について特別代理人を選任することができるものとする。

② ①による特別代理人の選任の裁判は，疎明に基づいてするものとする。

る。

- ③ 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができるものとする。
 - ④ 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授權がなければならぬものとする。
 - ⑤ ①の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- (6) 法定代理権の消滅の通知（民事訴訟法第36条及び民事訴訟規則第17条参照）

【甲案】

法定代理権の消滅は、本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

- (注) (2)において甲案を採用した場合には、選定当事者の選定の取消し及び変更について、この規律を準用するものとする。

【乙案】

法定代理権は、民法その他の法令が定める消滅事由が発生した場合には、その消滅を裁判所に通知したか否かにかかわらず、直ちに消滅するものとする。

- (7) 法人の代表者等への準用（民事訴訟法第37条参照）

この中間試案第1部に基づく法律中法定代理及び法定代理人に関する規律は、法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人について準用するものとする。

6 参加（新設）

- (1) 当事者参加

- ① 当事者となる資格を有する者は、当事者として非訟事件の手続に参加することができるものとする。
- ② 裁判所は、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者であって裁判を受けるべき者を、当事者として非訟事件の手続に参加させることができるものとする。
- ③ ①による参加の申出及び②による参加の申立ては、参加の趣旨及び原因を記載した書面でしなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、①による参加の申出及び②による参加の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。①による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(注1) 当事者参加人(①又は②により参加した者をいう。以下第1部において同じ。)は、参加により当事者となり、以後は、当事者として扱われることとなる。ただし、当事者参加人は、従前の申立人がした申立ての取下げ及びその交換的変更並びに他の者が提起した即時抗告の取下げを行うことができないことを前提としている。

(注2) 「裁判を受けるべき者」とは、積極的内容の審判が出された場合において、その裁判を受ける者になるものをいう。

(2) 利害関係参加

ア 参加の要件及び方式等

- ① 裁判を受けるべき者は、利害関係人として非訟事件の手續に参加することができるものとする。
- ② 裁判を受けるべき者以外の者で非訟事件の裁判の結果について重大な利害を有するものは、裁判所の許可を得て、利害関係人としてその非訟事件の手續に参加することができるものとする。
- ③ ①による参加の申出及び②による参加の許可の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面で行わなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、①による参加の申出及び②による参加の許可の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。①による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 利害関係参加人の地位

ア①又は②により参加した者(以下第1部において「利害関係参加人」という。)は、非訟事件について、当事者としてすることができる手續行為をすることができるものとする。

(注) 利害関係参加人は、従前の申立人がした申立ての取下げ及びその変更、他の者が提起した即時抗告の取下げ並びに申立人として行うことができる申立却下の裁判に対する即時抗告を行うことができないことを前提としている。

(後注) 当事者となる資格を有する者は、(1)により当事者として非訟事件の手續に参加することができるが、他方で、手續に参加することは希望するが申立人等の当事者になることを希望しないときは、(2)により利害関係人として非訟事件の手續に参加することができる(裁判を受けるべき者であるときは(2)ア①により、裁判を受けるべき者以外の者であるときは(2)ア②による。)ことを前提としている。

7 脱退

当事者となる資格を有する者が当事者として非訟事件の手續に参加した場合には、参加前の当事者は、裁判所の許可を得て、その手續から脱退することができるものとする。なお検討するものとする。

8 任意代理人

(前注) 中間試案第1部では、「任意代理人」を、特定の事件について包括的に手續追行をなす委任を受けて手續行為についての代理権を付与された者と、法令が一定の地位の者に手續行為についての代理権を付与していることにより代理権を取得した者の意で用いている。

(1) 任意代理人の資格（非訟事件手續法第6条関係）

- ① 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ任意代理人となることができないものとする。ただし、第一審裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を任意代理人とすることができるものとする。
- ② ①のただし書の許可は、いつでも取り消すことができるものとする。

(2) 任意代理権の範囲（新設、民事訴訟法第55条参照）

- ① 任意代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができるものとする。
- ② 任意代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならないものとする。
 - a 非訟事件の申立ての取下げ、和解、調停を成立させる合意又は〔脱退〕
 - b 終局裁判に対する抗告、第3の1(6)ア②の申立て（抗告許可の申立て）若しくは本案裁判に対する異議の申立て又はこれらの取下げ
 - c 代理人の選任

(注) ②aの脱退については、7で規律の必要性を含めて検討することとしているので、亀甲括弧を付している。

- ③ 任意代理権は、制限することができないものとする。ただし、弁護士でない任意代理人については、この限りでないものとする。
- ④ ①から③までは、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げないものとする。

(3) 個別代理（新設、民事訴訟法第56条参照）

- ① 任意代理人が数人あるときは、各自当事者を代理するものとする。

- ② 当事者が①と異なる定めをしても、その効力を生じないものとする。
- (4) 当事者による更正（新設、民事訴訟法第57条参照）
任意代理人の事実に関する陳述は、当事者が直ちに取り消し、又は更正したときは、その効力を生じないものとする。
- (5) 任意代理権を欠く場合の措置等（新設、民事訴訟法第59条並びに第34条第1項及び第2項参照）
- ① 任意代理権を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正を命じなければならないものとする。この場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、一時手続行為をさせることができるものとする。
- ② 任意代理権を欠く者がした手続行為は、当事者、法定代理人又は任意代理権を有するに至った任意代理人の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずるものとする。
- (6) 任意代理権の不消滅（新設、民事訴訟法第58条参照）
- ① 任意代理権は、次に掲げる事由によっては、消滅しないものとする。
- a 当事者の死亡又は手続行為能力の喪失
 - b 当事者である法人の合併による消滅
 - c 当事者である受託者の信託に関する任務の終了
 - d 法定代理人の死亡、手続行為能力の喪失又は代理権の消滅若しくは変更
- ② 一定の資格を有する者で自己の名で他人のために手続の当事者となるものの任意代理人の代理権は、当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によっては、消滅しないものとする。
- (注1) 5(2)において甲案を採用した場合には、選定当事者の任意代理人の代理権は、選定当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によっても、消滅しないものとする。
- (注2) ① a から c まで及び②の規律は、10(7)アにより手続を続行する者がある場合を前提としている。
- (7) 任意代理権の消滅の通知（新設、民事訴訟法第59条及び第36条参照）
- 【甲案】**
任意代理権の消滅は、本人又は任意代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じないものとする。
- 【乙案】**
任意代理権は、民法その他の法令が定める消滅事由が発生した場合には、その消滅を裁判所に通知したか否かにかかわらず、直ちに消滅する

ものとする。

(8) 補佐人（新設，民事訴訟法第60条参照）

- ① 当事者又は任意代理人は，裁判所の許可を得て，補佐人とともに非訟事件の手続の期日に出頭することができるものとする。
- ② ①の許可は，いつでも取り消すことができるものとする。
- ③ 補佐人の陳述は，当事者又は任意代理人が直ちに取り消し，又は更正しないときは，当事者又は任意代理人が自らしたものとなすものとする。

9 手続費用

(1) 手続費用の負担（非訟事件手続法第26条関係）

- ① 非訟事件の手続の費用（以下第1部において「手続費用」という。）は，この中間試案第1部に基づく法律又は他の法令に特別の定めがない限り，各自が負担するものとする。
- ② 裁判所は，事情により，この中間試案第1部に基づく法律又は他の法令の特別の定めによれば当事者，利害関係参加人又は関係人が負担すべき手続費用の全部又は一部をその負担をすべき者以外の当事者，利害関係参加人又は関係人に負担させることができるものとする。
- ③ この中間試案第1部に基づく法律又は他の法令の規定によれば法務大臣又は検察官が負担すべき費用は，国庫の負担とするものとする。

(2) 手続費用の負担の裁判（非訟事件手続法第28条関係）

【甲案】

- ① 裁判所は，事件を完結する裁判において，職権で，その審級における手続費用の全部について，その負担の裁判をしなければならないものとする。ただし，事情により，事件の一部又は中間の争いに関する裁判において，その費用についての負担の裁判をすることができるものとする。
- ② 上級の裁判所が，本案の裁判を変更する場合には，総手続費用について，その負担の裁判をしなければならないものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も，同様とするものとする。

【乙案】

- ① 裁判所は，(1)②により，手続費用の全部又は一部を当事者，利害関係参加人又は関係人に負担させるべき場合には，事件を完結する裁判において，職権で，その審級における手続費用の全部について，そ

の旨の裁判をしなければならないものとする。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用の全部又は一部を負担させる旨の裁判をすることができるものとする。

- ② 上級の裁判所は、職権で、総手続費用の全部又は一部について、負担の裁判をすることができるものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とするものとする。

(注) 甲案及び乙案のいずれの場合においても、①により手続費用の負担を命ぜられた者であって、本案裁判に対して即時抗告をすることができないものは、第3の1(1)③にかかわらず、手続費用の負担の裁判に対して即時抗告をすることができるものとする。なお検討するものとする。

- (3) 和解又は調停の場合の負担（新設、民事訴訟法第68条参照）

当事者が裁判所において和解又は調停をした場合において、和解若しくは調停の費用又は手続費用の負担について特別の定めをしなかったときは、その費用は、各自が負担するものとする。

- (4) 費用額の確定手続（新設、民事訴訟法第71条参照）

① 手続費用の負担の額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定めるものとする。

② ①の場合において、当事者双方が手続費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があったものとみなすものとする。

③ ①の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずるものとする。

④ ③の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならないものとする。

⑤ ④の異議の申立ては、執行停止の効力を有するものとする。

⑥ 裁判所は、④の異議の申立てを理由があると認める場合において、手続費用の負担の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならないものとする。

⑦ ④の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

- (5) 費用の強制執行（非訟事件手続法第31条関係）

費用の強制執行については、所要の手当てをするものとする（非訟事件手続法第31条参照）。

- (6) 和解及び調停の場合の費用額の確定手続（新設、民事訴訟法第72条参

照)

当事者が裁判所において和解又は調停をした場合において、和解若しくは調停の費用又は手続費用の負担を定め、その額を定めなかったときは、その額は、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定めるものとする。この場合においては、(4)②から⑦までの規律を準用するものとする。

- (7) 非訟事件が裁判、和解又は調停によらないで完結した場合等の取扱い
(新設、民事訴訟法第73条参照)

【甲案】

- ① 非訟事件が裁判、和解又は調停によらないで完結したときは、申立てにより、第一審裁判所は手続費用の負担を命じ、その裁判所の裁判所書記官はその費用の負担の裁判が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならないものとする。参加の申出の取下げ、参加の申立ての取下げ又は参加の許可の申立ての取下げがあった場合も、同様とするものとする。
- ② ①の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ (4)②及び③の規律は(7)①の申立てに関する裁判所書記官の処分について、(4)④から⑦までの規律はその処分に対する異議の申立てについて準用するものとする。

【乙案】

- ① 非訟事件が裁判及び和解によらないで完結した場合において、(1)②により、手続費用の全部又は一部を当事者、利害関係参加人又は関係人に負担させるべきときは、申立てにより、第一審裁判所はその旨の裁判をし、その裁判所の裁判所書記官はその裁判が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならないものとする。参加の申出の取下げ、参加の申立ての取下げ又は参加の許可の申立ての取下げがあった場合も、同様とするものとする。
- ② 甲案の②及び③と同じ。
- (8) 費用額の確定処分の更正 (新設、民事訴訟法第74条参照)
- ① (4)①、(6)又は(7)①による額を定める処分に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその処分を更正することができるものとする。
- ② (4)③から⑤まで及び⑦の規律は、(8)①による更正の処分及びこれ

に対する異議の申立てについて準用するものとする。

- ③ (4)①, (6)又は(7)①による額を定める処分に対し適法な異議の申立てがあったときは, (8)②の異議の申立ては, することができないものとする。

- (9) 費用の立替え (非訟事件手続法第32条関係)

事実の調査, 証拠調べ, 呼出し, 告知その他必要な処分の費用は, 国庫において立て替えることができるものとする。

- (10) 手続上の救助 (新設, 民事訴訟法第82条参照)

ア 救助の付与

- ① 非訟事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては, 裁判所は, 申立てにより, 非訟事件の手続上の救助の裁判をすることができるものとする。

(注) 救助を求める手続行為に理由がないことが明らかであるなど, その手続行為が誠実にされるものとは認められないときは, 救助の付与をしないこととし, その旨の規律を置くことを前提としている。

- ② 手続上の救助の裁判は, 審級ごとにするものとする。

イ 救助についてのその他の規律

非訟事件の手続上の救助については, 民事訴訟法第83条から第86条までと同様の規律を置くものとする。

10 審理手続

- (1) 手続の非公開 (非訟事件手続法第13条関係)

非訟事件の手続は, 公開しないものとする。ただし, 裁判所は, 相当と認める者の傍聴を許すことができるものとする。

- (2) 調書の作成等 (非訟事件手続法第14条関係)

- ① 裁判所書記官は, 非訟事件の手続の期日については, 調書を作成しなければならないものとする。

【甲案】ただし, 証拠調べの期日を除いては, 裁判長においてその必要がないと認めるときは, この限りでないものとする。

【乙案】ただし, 証拠調べの期日を除いては, 裁判長においてその必要がないと認めるときは, その経過の要領を記録上明らかにすることをもって, これに代えることができるものとする。

【丙案】例外の規律は置かないものとする。

- ② 裁判所書記官は, 事実の調査については, その要旨を記録上明らか

にしておかなければならないものとする。

(注1) この中間試案第1部では、裁判所及び当事者等が会して手続行為をするための日時を「期日」と呼んでいる。期日には、証拠調べをするための「証拠調べの期日」、審問をするための「審問の期日」などがある。

(注2) ①の「調書」とは、民事訴訟規則第66条第1項及び第67条第1項が定める記載事項に準じた法定の記載事項の記載があるものを、「経過の要領」とは、期日の外形的な経過を記録したもので、具体的には、期日の日時、出頭した当事者等を記載した期日経過表のような簡易な形式によるものをいうことを前提としている。

(注3) この中間試案において、「審問」は、裁判所が期日において事実の調査として当事者等から口頭によりその陳述を聴取することをいうものとしている。なお、この審問の期日については、①の規律が適用され、②の規律は適用されないことを前提としている。

(3) 記録の閲覧等（新設）

ア 記録の閲覧等の要件等

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は非訟事件に関する事項の証明書の交付（以下第1部において「記録の閲覧等」という。）を請求することができるものとする。
- ② ①は、非訟事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しないものとする。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物について複製することを請求することができるものとする。
- ③ 裁判所は、当事者から①又は②の許可の申立てがあった場合には、当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときを除き、非訟事件の記録の閲覧等又は複製を許可しなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から①又は②の許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、非訟事件の記録の閲覧等又は複製を許可することができるものとする。
- ⑤ 当事者が裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は非訟事件に関する事項の証明書の交付を請求したときは、①にかかわらず、裁判所書

記官が、これを交付することができるものとする。終局裁判があった後に当該裁判を受けた者がその交付を請求したときも、同様とするものとする。

- ⑥ 非訟事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、非訟事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。

(注) (3)において当事者としてすることができる非訟事件の記録の閲覧等及び複製の請求は、利害関係参加人もすることができることを前提としている(6(2)イ参照)。

イ 即時抗告

【甲案】

- ① ア③の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ② ①による即時抗告が非訟事件の手続を不当に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならないものとする。
- ③ ②による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【乙案】

- ①, ②は、甲案と同じ。

【丙案】

即時抗告については、特段の規律を置かず、これを認めないものとする。

(4) 期日及び期間（非訟事件手続法第10条関係）

ア 期日の指定（民事訴訟法第93条参照）

- ① 期日は、職権で、裁判長が指定するものとする。
- ② 期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができるものとする。
- ③ 審問及び証拠調べの期日の変更は、顕著な事由がある場合に限りできるものとする。

イ 期日の呼出し（民事訴訟法第94条参照）

- ① 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってするものとする。
- ② 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告

知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができないものとする。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでないものとする。

ウ 期間の計算（民事訴訟法第95条参照）

- ① 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従うものとする。
- ② 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始めるものとする。
- ③ 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了するものとする。

エ 期間の伸縮及び付加期間（民事訴訟法第96条参照）

- ① 裁判所は、法定の期間又はその定めた期間を伸長し、又は短縮することができるものとする。ただし、不変期間については、この限りでないものとする。
- ② 不変期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のために付加期間を定めることができるものとする。

オ 手続行為の追完（民事訴訟法第97条参照）

- ① 当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後1週間以内に限り、不変期間内にすべき手続行為の追完をすることができるものとする。ただし、外国にある当事者については、この期間は、2か月とするものとする。
- ② ①の期間については、エ①本文は、適用しないものとする。

(5) 送達（新設、民事訴訟法第98条から第113条まで参照）

送達については、民事訴訟法第98条から第113条までと同様の規律を置くものとする。

(6) 手続の分離・併合（新設、民事訴訟法第152条参照）

- ① 裁判所は、非訟事件が数個同時に係属するときは、その手続の併合を命ずることができるものとする。
- ② 裁判所は、手続の分離を命ずることができるものとする。
- ③ 裁判所は、①及び②による裁判を取り消すことができるものとする。
- ④ 裁判所は、当事者を異にする事件について手続の併合を命じた場合

において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならないものとする。

(7) 手続の〔受継〕（新設，家事審判規則第15条参照）

（前注） ここでいう〔受継〕とは、法令により手続を続行する資格のある者等が手続を引き継ぐことであるが、これを「受継」と呼称するかどうかについては、なお検討するものとする。

ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合

（前注） 当事者が死亡，資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいるときでも、手続は、中断しないことを前提としている。もっとも、当事者が関与しなければできない手続については、法令により手続を続行する資格のある者が〔受継〕するまでは、事実上することができない（ただし、法令により手続を続行する資格のある者のために任意代理人がある場合（8（6）参照）を除く。）。

- ① 当事者が死亡，資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を〔受継〕することができるものとする。
- ② 裁判所は、当事者が死亡，資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に、その手続を〔受継〕させることができるものとする。
- ③ 裁判所は、①による〔受継〕の申出又は②による〔受継〕の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。①による〔受継〕の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 法令により手続を続行する資格のある者はいないが、別に申立権者がある場合

（前注） 当事者が死亡，資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいないときは、別の申立権者が〔受継〕した場合を除き、当該事件は、終了することを前提としている。

非訟事件の申立人が死亡，資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいないときは、法令の規定によりその事件について申立

てをする資格のある者は、その手続を〔受継〕することができるものとする。この場合においては、申立人が手続を続行することができなくなった日から1か月以内にその申出をしなければならないものとする。

(8) 手続の中止（新設、民事訴訟法第130条から第132条まで参照）

- ① 天災その他の事由によって裁判所が職務を行うことができないときは、非訟事件の手続は、その事由が消滅するまで中止するものとする。
- ② 当事者が不定期間の故障により非訟事件の手続を続行することができないときは、裁判所は、その中止を命ずることができるものとする。
- ③ 裁判所は、②による裁判を取り消すことができるものとする。
- ④ 非訟事件の手続の中止があったときは、期間は、進行を停止するものとする。この場合においては、非訟事件の手続の続行の時から、新たに全期間の進行を始めるものとする。

(9) 検察官の関与（非訟事件手続法第15条関係）

- ① 検察官は、非訟事件について意見を述べ、また、期日に立ち会うことができるものとする。
- ② 裁判所は、検察官に対し、非訟事件が係属したこと及び当該事件の期日を通知するものとするものとする。

(10) その他

(注) 通訳人の立会い等については、民事訴訟法第154条及び第155条に相当する規律を置くものとする。

11 検察官に対する通知（非訟事件手続法第16条関係）

裁判所その他の官庁、検察官及び吏員は、その職務上検察官の申立てによって裁判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならないものとする。

12 電子処理組織による申立て等（非訟事件手続法第33条の2関係）

- ① 非訟事件の手続における申立てその他の申述（以下本項目（12 電子処理組織による申立て等）において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関する規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判

所書記官に対してするものを含む。)については、当該規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができるものとする。

- ② ①によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する規定を適用するものとする。
- ③ ①によりされた申立て等は、①の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなすものとする。
- ④ ①の場合において、当該申立て等に関する規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならないものとする。
- ⑤ ①によりされた申立て等が③に規定するファイルに記録されたときは、①の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならないものとする。
- ⑥ ①によりされた申立て等に係る記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、⑤の書面をもってするものとするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とするものとする。

第2 第一審の手続

1 非訟事件の申立て

(1) 申立ての方式(非訟事件手続法第8条及び第9条関係)

非訟事件の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

- a 当事者及び法定代理人
- b 申立ての趣旨及び原因

(2) 併合申立て(新設、民事訴訟法第38条及び第136条参照)

【甲案】

申立人は、裁判を求める事項が数個ある場合において、同事項に係る非訟事件の手続が同種であるときは、これらを併せて申し立てることができるものとする。ただし、裁判を求める事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限るものとする。

【乙案】

併合申立てについては、特段の規律を置かず、これを認めないものとする。

(3) 裁判長の申立書審査権（新設、民事訴訟法第137条参照）

① (1)の書面（以下「非訟事件の申立書」という。）が(1)に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い非訟事件の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とするものとする。

② ①の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、非訟事件の申立書を却下しなければならないものとする。

③ ②の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(4) 申立ての変更（新設、民事訴訟法第143条参照）

① 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は原因を変更することができるものとする。

② 申立ての趣旨又は原因の変更は、期日である場合を除き、書面で行なければならないものとする。

③ 裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更が不適法であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の裁判をしなければならないものとする。

④ 裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更により著しく非訟事件の手続を遅延させることとなるときは、その変更を許さない旨の裁判をすることができるものとする。

(注) 第1の5(2)において甲案③の規律を採用した場合には、選定当事者について、次のような手当てをするものとする。

① 第1の5(2)甲案③により申立人となるべき者の選定があった場合には、その者は、その選定者のために申立てを追加することができるものとする。

② 第1の5(2)甲案③により相手方となるべき者の選定があった場合には、申立人は、その選定者に係る申立てを追加することができるものとする。

③ 本文②から④までの規律は、上記①及び②の申立ての追加について準用するものとする。

2 裁判長の手続指揮権（新設，民事訴訟法第148条及び第150条参照）

- ① 期日における手続は，裁判長が指揮するものとする。
- ② 裁判長は，発言を許し，又はその命令に従わない者の発言を禁止することができるものとする。
- ③ 当事者が期日の指揮に関する裁判長の命令に対し異議を述べたときは，裁判所は，その異議について裁判をするものとする。

（注） 裁判長が当事者等に対して釈明を求めることができる旨の規定を設けることについては，なお検討するものとする。

3 受命裁判官（新設）

裁判所は，受命裁判官に期日における手続を行わせることができるものとする。

4 電話会議システム等（新設）

- ① 裁判所は，当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは，当事者の意見を聴いて，最高裁判所規則で定めるところにより，裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって，期日における手続を行うことができるものとする。
- ② 期日に出頭しないで①の手続に関与した者は，その期日に出頭したものとみなすものとする。

（注） 証人尋問，当事者尋問及び鑑定人質問については，特則（5(4)アによる民事訴訟法第204条，第210条及び第215条の3の準用）によることとし，この場合には，4の規律を適用しないものとしている。

5 裁判資料

(1) 総則

ア 職権探知主義（非訟事件手続法第11条関係）

裁判所は，職権で事実の調査をし，かつ，職権で又は申出により，必要があると認める証拠調べをしなければならないものとする。

イ 当事者の役割（新設）

当事者は，事案の実情に即した審理判断を実現するため，事実の調査及び証拠調べに協力するものとすることについては，この旨の規定を置く方向で，なお検討するものとする。

ウ 疎明（非訟事件手続法第10条関係，民事訴訟法第188条参照）

疎明は、即時に取り調べることができる資料によってしなければならぬものとする。

(2) 事実の調査の嘱託等（非訟事件手続法第12条関係）

- ① 裁判所は、他の地方裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができるものとする。
- ② ①により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査を嘱託することができるものとする。
- ③ 裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができるものとする。
- ④ ③により受命裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行うものとする。

(注) 裁判所は、事実の調査の結果、裁判に重大な影響を及ぼすことが明らかになった場合には、事実の調査をした旨を当事者及び利害関係参加人に告げるものとする趣旨の規律を置くことについては、なお検討するものとする。

(3) 専門的な知見を要する事件における審理の充実・迅速化（新設）

専門的な知見を要する事件の審理を充実・迅速化するために、例えば、裁判所は、必要があると認めるときは、事件ごとに裁判所が指定した専門的な知見を有する者の意見を聴くことができるものとする。ことについては、なお検討するものとする。

(4) 証拠調べ（非訟事件手続法第10条関係）

ア 民事訴訟法の準用

証拠調べについては、民事訴訟法第180条、第181条及び第183条から第186条まで並びに第2編第4章第2節から第6節まで（ただし、次のa、bに掲げる規定を除く。）と同様の規律を置くものとする。

a 第207条第2項

b 第208条、第224条（第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）及び第229条第4項

(注) 民事訴訟法第202条（第210条において準用する場合を含む。）、第206条ただし書、第215条の2第2項から第4項まで及び第215条の4ただし書を除外するかどうかについては、なお検討するものとする。

イ 当事者本人の出頭命令等

- ① 裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、期日に出頭することを命ずることができるものとする。
- ② ①により出頭を命じられた当事者が正当な理由なくして出頭しな

い場合について、民事訴訟法第192条から第194条までと同様の規律を置くものとする。

- ③ 当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだときは、真実擬制（民事訴訟法第208条参照）をすることに代えて、過料に処するものとし、所要の手当てをするものとする。

ウ 文書提出命令等に従わない場合

文書提出命令等に従わない場合については、真実擬制（民事訴訟法第224条（第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）及び第229条第4項参照）をすることに代えて、過料に処するものとし、所要の手当てをするものとする。

エ 即時抗告の執行停止効

証拠調べにおける即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

6 裁判

（前注1）第1部においては、「本案裁判」を、非訟事件についての裁判（移送に関する裁判、手続の指揮に関する裁判その他の付随的な裁判を除く。）を指すものとして使用しており、申立ての却下決定も、これに含まれることを前提としている。

（前注2）裁判は、決定又は命令であることを前提としている。

(1) 本案裁判

ア 終局裁判（新設、民事訴訟法第243条参照）

- ① 裁判所は、非訟事件が裁判をするのに熟したときは、終局裁判をするものとする。
- ② 裁判所は、非訟事件の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局裁判をすることができるものとする。
- ③ ②は、手続の併合を命じた数個の非訟事件中その一が裁判をするのに熟した場合について準用するものとする。

イ 中間裁判（新設、民事訴訟法第245条参照）

- ① 裁判所は、前提となる法律関係その他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間裁判をすることができるものとする。
- ② 中間裁判は、カただし書にかかわらず、裁判書を作成して行わなければならないものとする。
- ③ 中間裁判に対しては、独立して不服を申し立てることができないものとする。

ウ 自由心証主義（新設、民事訴訟法第247条参照）

裁判所は、本案裁判をするに当たり、手続の全趣旨並びに事実の調査及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実を認定することができるものとする。

エ 本案裁判の告知（新設）

本案裁判は、これを受ける者、当事者及び利害関係参加人に対し、相当と認める方法で告知しなければならないものとする。

(注) 当事者参加人は、当事者として本案裁判の告知を受けることを前提としている。

オ 本案裁判の効力発生時期（非訟事件手続法第18条関係）

本案裁判は、これを受ける者に告知することによって、その効力を生ずるものとする。

カ 本案裁判の方式（非訟事件手続法第17条第2項関係）

本案裁判は、裁判書を作成してしなければならないものとする。ただし、即時抗告をすることができない裁判については、申立書又は調書に主文を記載することをもって、裁判書の作成に代えることができるものとする。

キ 本案裁判の裁判書（新設、民事訴訟法第253条第1項参照）

本案裁判の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- a 主文
- b 理由の要旨
- c 当事者及び法定代理人
- d 裁判所

ク 終局裁判の脱漏（新設、民事訴訟法第258条参照）

- ① 裁判所が非訟事件の一部について終局裁判を脱漏したときは、非訟事件は、その脱漏した部分については、なおその裁判所に係属するものとする。
- ② 手続費用の負担の裁判を脱漏したときは、裁判所は、〔申立てにより又は〕職権で、その手続費用の負担について、裁判をするものとする。
- ③ ②の裁判〔及び②の申立てを却下した裁判〕に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ④ ②による手続費用の負担の裁判は、終局裁判に対し適法な即時抗告があったときは、その効力を失うものとする。この場合においては、抗告裁判所は、総手続費用について、その負担の裁判をするも

のとする。

(注) 手続費用の負担の裁判の申立権 (②) 及びその申立てを却下した裁判に対する即時抗告権 (③) については、第1の9(2)において甲案を採用した場合には、認めることになるが、乙案を採用した場合には、認めるか否かをなお検討するものとする。

ケ 法令違反を理由とする変更の裁判 (新設, 民事訴訟法第256条第1項参照)

裁判所は、本案裁判に法令の違反があることを発見したときは、その裁判が告知を受ける者に最初に告知された日から1週間以内に限り、その裁判を変更することができるものとする。ただし、本案裁判が確定したとき、又は本案裁判を変更するため事件につき更に審理をする必要があるときは、この限りでないものとする。

コ 更正裁判 (新設, 民事訴訟法第257条参照)

① 本案裁判に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正裁判をすることができるものとする。

② 更正後の裁判が原裁判であるとした場合に即時抗告をすることができる者は、更正裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

③ 不適法を理由に①の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

④ 原裁判に対し適法な即時抗告があったときは、②及び③の即時抗告は、することができないものとする。

(2) 本案裁判以外の裁判 (新設)

ア 本案裁判の規律の準用

本案裁判以外の裁判については、(1)の規律 (イ及びカを除く。) を準用するものとする。

イ 判事補の権限 (民事訴訟法第123条参照)

本案裁判以外の裁判は、判事補が単独ですることができるものとする。

7 裁判の取消し又は変更 (非訟事件手続法第19条関係)

(1) 本案裁判の取消し又は変更

① 裁判所は、本案裁判をした後、その裁判を不当と認めるときは、次に掲げる裁判を除き、職権で、これを取り消し、又は変更することができる。

できるものとする。

a 申立てによってのみ本案裁判をすべき場合において申立てを却下した裁判

b 即時抗告をすることができる裁判

② 取消し後又は変更後の裁判が原裁判であるとした場合に即時抗告をすることができる者は、取消し又は変更の裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 裁判所は、①により本案裁判を取り消し、又は変更する場合には、当事者及びその本案裁判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする。については、なお検討するものとする。

(2) 本案裁判以外の裁判の取消し又は変更

ア 非訟事件の手續の指揮に関する裁判（民事訴訟法第120条参照）

非訟事件の手續の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができるものとする。

イ 本案裁判の取消し又は変更の準用

本案裁判以外の裁判の取消し又は変更については、(1)の規律を準用するものとする。

8 裁判によらない事件の終了

(1) 非訟事件の申立ての取下げ（新設）

ア 取下げの要件

【甲案】

申立人は、終局裁判があるまで、非訟事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

【乙案】

申立人は、終局裁判が確定するまで、非訟事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。ただし、終局裁判があった後においては、裁判所の許可を得なければ、その効力を生じないものとする。

イ 取下げの方式（民事訴訟法第261条第3項参照）

非訟事件の申立ての取下げは、書面で行なければならないものとする。ただし、非訟事件の手續の期日においては、口頭ですることを妨げないものとする。

ウ 取下げの効果（民事訴訟法第262条第1項参照）

非訟事件は、その申立ての取下げがあった部分については、初めか

ら係属していなかったものとみなすものとする。

(2) 和解・調停（新設）

- ① 協議により定めることができる事項についての非訟事件については、和解をすることができるものとし、裁判所は、いつでも、和解を試みることができるものとするために、所要の手当てをするものとする。
- ② 協議により定めることができる事項についての非訟事件については、調停をすることができるものとし、裁判所は、いつでも、職権でその事件を裁判所の調停に付することができるものとするために、所要の手当てをするものとする。

第3 不服申立て等（非訟事件手続法第20条から第23条まで及び第25条関係）

1 本案裁判に対する不服申立て

(1) 不服申立ての対象

- ① 本案裁判により権利又は法律上保護される利益を害された者は、その裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立てを却下した本案裁判に対しては、申立人に限り、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 手続費用の負担の裁判に対しては、独立して即時抗告をすることができないものとする。

(注) 申立人となる資格を有する者であって第1の6(1)により非訟事件の手続に参加した者も、②の即時抗告をすることができることを前提としている。

(2) 抗告審の手続

(前注) 抗告審において、不利益変更禁止の原則及び附帯抗告は、認めないことを前提としている。

ア 抗告裁判所の判断を受ける裁判（民事訴訟法第283条参照）

終局裁判前の裁判は、抗告裁判所の判断を受けるものとする。ただし、不服を申し立てることができない裁判及び即時抗告により不服を申し立てることができる裁判は、この限りでないものとする。

イ 抗告権の放棄（民事訴訟法第284条参照）

抗告をする権利は、放棄することができるものとする。

ウ 抗告提起の方式（民事訴訟法第286条参照）

- ① 抗告の提起は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならないものとする。
- ② 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならないものと

する。

a 当事者及び法定代理人

b 原裁判の表示及びその裁判に対して抗告をする旨

エ 原裁判所による抗告の却下（民事訴訟法第287条参照）

① 抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、抗告を却下しなければならないものとする。

② ①による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

オ 原裁判の執行停止（民事訴訟法第334条第2項参照）

抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。ただし、抗告裁判所又は原裁判をした裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができるものとする。

（注）担保の規律については、所要の手当てをするものとする。

カ 裁判長の抗告状審査権（民事訴訟法第288条参照）

第2の1(3)の規律は、抗告状が第3の1(2)ウ②に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用するものとする。

キ 抗告があったことの通知（民事訴訟法第289条第1項参照）

【甲案】

抗告裁判所は、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。ただし、抗告を却下し、又は棄却するときは、この限りでないものとする。

【乙案】

抗告裁判所は、抗告が不適法であるとき又は抗告に理由がないことが明らかなきときを除き、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。

（注）甲案及び乙案のいずれの場合においても、抗告があったことの通知の方法を、抗告状の写しの送付によりすることに限定するか否かについては、なお検討するものとする。

ク 陳述聴取

抗告裁判所は、原審の当事者及び裁判を受ける者の陳述を聴かなければ、原審の本案裁判を取り消すことができないものとする。

（注）利害関係参加人であって裁判を受ける者でないものに対する陳述聴取は、

必要なものでないことを前提としている。

ケ 抗告の取下げ（民事訴訟法第292条参照）

- ① 抗告は、抗告審の終局裁判があるまで、取り下げることができるものとする。
- ② 第2の8(1)イ及びウの規律は、抗告の取下げについて準用するものとする。

コ 第一審の手続の規定の準用（民事訴訟法第297条参照）

第2（第一審の手続）の規律は、特別の定めがある場合を除き、抗告審の手続について準用するものとする。

サ 原審の手続行為の効力（民事訴訟法第298条第1項参照）

原審においてした手続行為は、抗告審においてもその効力を有するものとする。

シ 抗告棄却（民事訴訟法第302条参照）

- ① 抗告裁判所は、原裁判を相当とするときは、抗告を棄却しなければならないものとする。
- ② 原裁判がその理由によれば不当である場合においても、他の理由により正当であるときは、抗告を棄却しなければならないものとする。

ス 抗告権の濫用に対する制裁（民事訴訟法第303条参照）

- ① 抗告裁判所は、シ①により抗告を棄却する場合において、抗告人が手続の完結を遅延させることのみを目的として抗告を提起したものと認めるときは、抗告人に対し、抗告の提起の手数料として納付すべき金額の10倍以下の金銭の納付を命ずることができるものとする。
- ② ①による裁判は、抗告に対する裁判の主文に掲げなければならないものとする。
- ③ ①による裁判は、本案裁判を変更する裁判の告知により、その効力を失うものとする。
- ④ 最高裁判所（(4)アの抗告にあつては、高等裁判所）は、(4)アの抗告、(5)アの抗告又は(6)アの抗告を棄却する場合においても、(2)ス①による裁判を変更することができるものとする。

セ 原裁判が不当な場合の取消し（民事訴訟法第305条参照）

抗告裁判所は、原裁判を不当とするときは、これを取り消さなければならないものとする。

ソ 原審の裁判の手続が違法な場合の取消し（民事訴訟法第306条参照）

原審の裁判の手續が法律に違反したときは、抗告裁判所は、原裁判を取り消さなければならないものとする。

タ 事件の差戻し（民事訴訟法第307条及び第308条参照）

① 抗告裁判所は、申立てを不適法として却下した原裁判を取り消す場合には、事件を原裁判所に差し戻さなければならないものとする。ただし、事件につき更に審理をする必要がないときは、この限りでないものとする。

② ①の場合のほか、抗告裁判所が原裁判を取り消す場合において、事件につき更に審理をする必要があるときは、これを原裁判所に差し戻すことができるものとする。

③ 原裁判所における非訟事件の手續が法律に違反したことを理由として事件を差し戻したときは、その非訟事件の手續は、これによって取り消されたものとみなすものとする。

チ 原審の管轄違いを理由とする移送（民事訴訟法第309条参照）

抗告裁判所は、事件が管轄違いであることを理由として原裁判を取り消すときは、事件を管轄裁判所に移送しなければならないものとする。

(3) 即時抗告

ア 即時抗告期間

① 本案裁判に対する即時抗告は、2週間の不変期間内にしなければならないものとする。

② ①の即時抗告の期間は、即時抗告をすることができる者が裁判の告知を受ける者である場合には裁判の告知を受けた日から、裁判の告知を受ける者でない場合には申立人が告知を受けた日から進行するものとする。

(注) 抗告期間経過後の抗告の追完（非訟事件手続法第22条）については、手續行為の追完の規律（第1の10(4)オ）により対処することを前提としている。

イ 原裁判所による更正（民事訴訟法第333条参照）

原裁判をした裁判所は、抗告を理由があると認めるときは、その裁判を更正しなければならないものとする。

(4) 再抗告

ア 再抗告の対象（民事訴訟法第330条、第331条及び第312条第2項参照）

抗告裁判所の裁判に対しては、次に掲げる事由を理由とするときに

限り，更に即時抗告をすることができるものとする。

- ① 裁判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること。
- ② 法律に従って裁判所を構成しなかったこと。
- ③ 法律により裁判に関与することができない裁判官が裁判に関与したこと。
- ④ 専属管轄に関する規定に違反したこと。
- ⑤ 法定代理権，任意代理権又は代理人が手続行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
- ⑥ 裁判に理由の要旨を付せず，又は理由の要旨に食違ひがあること。
- ⑦ 本案裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があること。

イ 裁判長の抗告状審査権（民事訴訟法第331条，第314条第2項及び第288条参照）

アの抗告（以下「再抗告」という。）においては，(2)カによる裁判長の職権は，原裁判所の裁判長が行うものとする。

ウ 再抗告の理由の記載（民事訴訟法第331条及び第315条参照）

- ① 抗告状に再抗告の理由の記載がないときは，抗告人は，最高裁判所規則で定める期間内に，抗告理由書を原裁判所に提出しなければならないものとする。
- ② 再抗告の理由は，最高裁判所規則で定める方式により記載しなければならないものとする。

エ 原裁判所による再抗告の却下（民事訴訟法第331条及び第316条参照）

- ① ウ①に違反して抗告理由書を提出せず，又は再抗告の理由の記載がウ②に違反していることが明らかであるときは，原裁判所は，再抗告を却下しなければならないものとする。
- ② ①による裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

オ 調査の範囲（民事訴訟法第331条及び第320条参照）

再抗告が係属する抗告裁判所（以下「再抗告裁判所」という。）は，抗告状又は抗告理由書に記載の再抗告の理由についてのみ調査をするものとする。

カ 原裁判の確定した事実の拘束（民事訴訟法第331条及び第321条第1項参照）

原裁判において適法に確定した事実は，再抗告裁判所を拘束するものとする。

キ 職権調査事項についての適用除外（民事訴訟法第331条及び第322条参照）

オ及びカの規律は，裁判所が職権で調査すべき事項には，適用しないものとする。

ク 最高裁判所への移送（民事訴訟法第331条及び第324条参照）

再抗告裁判所である高等裁判所は，最高裁判所規則で定める事由があるときは，事件を最高裁判所に移送しなければならないものとする。

ケ 破棄差戻し等（民事訴訟法第331条及び第325条参照）

① アに掲げる事由があるときは，再抗告裁判所は，原裁判を破棄し，コの場合を除き，事件を原裁判所に差し戻し，又はこれと同等の他の裁判所に移送しなければならないものとする。

② 再抗告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は，差戻し又は移送を受けた裁判所を拘束するものとする。

③ 原裁判に関与した裁判官は，差戻し又は移送を受けた裁判所の裁判に関与することができないものとする。

コ 破棄自判（民事訴訟法第331条及び第326条参照）

次に掲げる場合には，再抗告裁判所は，事件について裁判をしなければならないものとする。

a 確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤ったことを理由として裁判を破棄する場合において，事件がその事実に基づき裁判をするのに熟するとき。

b 事件が裁判所の権限に属しないことを理由として裁判を破棄するとき。

(5) 特別抗告

ア 特別抗告の対象等（民事訴訟法第336条第1項参照）

地方裁判所及び簡易裁判所の裁判で不服を申し立てることができないもの並びに高等裁判所の裁判に対しては，その裁判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに，最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。

イ 特別抗告期間（民事訴訟法第336条第2項参照）

アの抗告（以下第1部において「特別抗告」という。）は，裁判の告知を受けた日から5日の不変期間内にしなければならないものとする。

ウ 裁判長の抗告状審査権（民事訴訟法第336条第3項，第314条第2項

及び第288条参照)

特別抗告においては、(2)カによる裁判長の職権は、原裁判所の裁判長が行うものとする。

エ 特別抗告の理由の記載(民事訴訟法第336条第3項及び第315条参照)

① 抗告状に特別抗告の理由の記載がないときは、特別抗告人は、最高裁判所規則で定める期間内に、抗告理由書を原裁判所に提出しなければならないものとする。

② 特別抗告の理由は、最高裁判所規則で定める方式により記載しなければならないものとする。

オ 原裁判所による特別抗告の却下(民事訴訟法第336条第3項及び第316条参照)

原裁判所は、特別抗告人がエ①に違反して抗告理由書を提出せず、又は特別抗告の理由の記載がエ②に違反していることが明らかであるときは、特別抗告を却下しなければならないものとする。

カ 調査の範囲(民事訴訟法第336条第3項及び第320条参照)

特別抗告が係属する抗告裁判所(以下第1部において「特別抗告裁判所」という。)は、抗告状又は抗告理由書に記載の特別抗告の理由についてのみ調査をするものとする。

キ 原裁判の確定した事実の拘束(民事訴訟法第336条第3項及び第321条第1項参照)

原裁判において適法に確定した事実は、特別抗告裁判所を拘束するものとする。

ク 職権調査事項についての適用除外(民事訴訟法第336条第3項及び第322条参照)

カ及びキの規律は、裁判所が職権で調査すべき事項には、適用しないものとする。

ケ 破棄差し戻し等(民事訴訟法第336条第3項及び第325条参照)

① アに掲げる事由があるときは、特別抗告裁判所は、原裁判を破棄し、コの場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送しなければならないものとする。

② 特別抗告裁判所は、憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反がない場合であっても、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原裁判を破棄し、コの場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送することができるものとする。

- ③ 特別抗告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は、差戻し又は移送を受けた裁判所を拘束するものとする。
- ④ 原裁判に関与した裁判官は、差戻し又は移送を受けた裁判所の裁判に関与することができないものとする。
- コ 破棄自判（民事訴訟法第336条第3項及び第326条参照）
 - 次に掲げる場合には、特別抗告裁判所は、事件について裁判をしなければならないものとする。
 - a 確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤ったことを理由として裁判を破棄する場合において、事件がその事実に基づき裁判をするのに熟するとき。
 - b 事件が裁判所の権限に属しないことを理由として裁判を破棄するとき。
- (6) 許可抗告
 - ア 許可抗告の対象等（民事訴訟法第337条参照）
 - ① 高等裁判所の裁判（再抗告及び②の申立てについての裁判を除く。）に対しては、(5)アによる場合のほか、その高等裁判所が②により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。ただし、その裁判が地方裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。
 - ② ①の高等裁判所は、①の裁判について、最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならないものとする。
 - ③ ②の申立てにおいては、(5)アに掲げる事由を理由とすることはできないものとする。
 - ④ ②の申立てについては、(5)イからエまでの規律を準用するものとする。
 - イ 抗告の許可（民事訴訟法第337条第6項及び第318条第3項参照）
 - ア②により抗告を許可する場合において、ア①の高等裁判所は、抗告許可の申立ての理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができるものとする。
 - ウ 抗告の許可があつた場合の手續（民事訴訟法第337条第4項から第6項まで参照）

- ① ア②により抗告の許可があった場合には、ア①の抗告（以下第1部において「許可抗告」という。）があったものとみなすものとする。
- ② 許可抗告が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載の抗告の理由についてのみ調査をするものとする。
- ③ ②の規律の適用については、抗告許可の申立ての理由中イにより排除されたもの以外のものを許可抗告の理由とみなすものとする。
- ④ ア②により抗告の許可があった場合の手續については、(5)キからコまでの規律を準用するものとする。

2 本案裁判以外の裁判に対する不服申立て（新設）

(1) 不服申立ての対象

ア 原則

本案裁判以外の裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができるものとする。

イ 裁判所書記官の処分に対する不服申立て（民事訴訟法第121条参照）

- ① 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をするものとする。
- ② ①の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 受命裁判官等の裁判に対する不服申立て（民事訴訟法第329条参照）

- ① 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は、非訟事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができるものとする。ただし、その裁判が非訟事件が係属している裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。
- ② ①の異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 最高裁判所又は高等裁判所に非訟事件が係属している場合における①の規律の適用については、①のただし書中「非訟事件が係属している裁判所」とあるのは、「地方裁判所」と読み替えるものとする。

(2) 即時抗告期間（民事訴訟法第332条参照）

本案裁判以外の裁判に対する即時抗告は、裁判の告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならないものとする。

(3) 抗告審の手續、即時抗告、再抗告、特別抗告及び許可抗告の規律の準

用

本案裁判以外の裁判に対する不服申立てについては、1(2)(キ及びクを除く。)、(3)イ及び(4)から(6)までの規律を準用するものとする。ただし、1(2)オ中「原裁判をした裁判所」とあるのは、「原裁判をした裁判所若しくは裁判官」と読み替えるものとする。

第4 再審（新設）

1 再審の事由（民事訴訟法第338条及び第339条参照）

（前注）再審の対象となる「確定した終局裁判」のうち、「確定した」とは、当事者による通常の不服申立ての手段が尽きたことをいい、職権による裁判の取消し・変更の余地があったとしても、「確定した」ということを妨げないものとする。これを前提としており、また、「終局裁判」には、本案裁判以外の裁判（申立書却下命令、証拠調べに関する過料の裁判等）を含むことを前提としている。

- ① 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局裁判に対し、再審の申立てにより、不服を申し立てることができるものとする。ただし、再審の申立人が即時抗告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでないものとする。
 - a 法律に従って裁判所を構成しなかったこと。
 - b 法律により裁判に関与することができない裁判官が裁判に関与したこと。
 - c 法定代理権、任意代理権又は代理人が手続行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
 - d 裁判に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。
 - e 刑事上罰すべき他人の行為により、裁判に影響を及ぼすべき裁判の資料を提出することを妨げられたこと。
 - f 裁判の資料となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。
 - g 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が裁判の資料となったこと。
 - h 裁判の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。
 - i 裁判に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。
 - j 不服の申立てに係る裁判（却下又は棄却の裁判を除く。）の結果が

前に確定した裁判（却下又は棄却の裁判を除く。）の結果と抵触すること。

- ② ① d から g までに掲げる事由がある場合においては、罰すべき行為について、有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき、又は証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないときに限り、再審の申立てをすることができるものとする。
- ③ 抗告審において事件につき終局裁判（抗告状を却下した場合及び抗告申立てが不適法であることを理由に抗告を却下した場合を除く。）をしたときは、第一審の本案裁判に対し再審の申立てをすることができないものとする。
- ④ 終局裁判の基本となる裁判について①に掲げる事由がある場合（① d から g までに掲げる事由がある場合にあつては、②の場合に限る。）には、その裁判に対し独立した不服申立ての方法を定めているときにおいても、その事由を終局裁判に対する再審の理由とすることができるものとする。

2 管轄裁判所（民事訴訟法第340条参照）

- ① 再審の申立ては、不服の申立てに係る終局裁判をした裁判所の管轄に属するものとする。
- ② 審級を異にする裁判所が同一の事件についてした終局裁判に対する再審の申立ては、上級の裁判所が併せて管轄するものとする。

3 再審の手續（民事訴訟法第341条参照）

再審の手續については、その性質に反しない限り、各審級における手續に関する規律を準用するものとする。

4 再審期間（民事訴訟法第342条参照）

- ① 再審の申立ては、当事者が終局裁判の確定した後再審の事由を知った日から30日の不変期間内にしなければならないものとする。
- ② 終局裁判が確定した日（再審の事由が終局裁判の確定した後に生じた場合にあつては、その事由が発生した日）から5年を経過したときは、再審の申立てをすることができないものとする。
- ③ ①及び②の規律は、1 ① c に掲げる事由のうち代理権を欠いたこと及び同 j に掲げる事由を理由とする再審の申立てには、適用しないものとする。

5 再審の申立書の記載事項（民事訴訟法第343条参照）

再審の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

る。

a 当事者及び法定代理人

b 不服の申立てに係る終局裁判の表示及びその終局裁判に対して再審を
求める旨

c 不服の理由

6 不服の理由の変更（民事訴訟法第344条参照）

再審の申立てをした当事者は、不服の理由を変更することができるもの
とする。

7 再審の申立ての却下等（民事訴訟法第345条参照）

① 裁判所は、再審の申立てが不適法である場合には、これを却下しなけ
ればならないものとする。

② 裁判所は、再審の事由がない場合には、再審の申立てを棄却しなけれ
ばならないものとする。

③ ②による裁判が確定したときは、同一の事由を不服の理由として、更
に再審の申立てをすることはできないものとする。

8 再審開始の裁判（民事訴訟法第346条参照）

① 裁判所は、再審の事由がある場合には、再審開始の裁判をしなければ
ならないものとする。

② 裁判所は、①の裁判をする場合には、終局裁判の当事者及び裁判を受
ける者の陳述を聴かなければならないものとする。

9 即時抗告（民事訴訟法第347条参照）

① 7①及び②並びに8①の裁判に対しては、即時抗告をすることができる
ものとする。

② 8①の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

10 審理及び裁判（民事訴訟法第348条参照）

① 裁判所は、再審開始の裁判が確定した場合には、終局裁判に係る事件
の審理及び裁判をするものとする。

② 裁判所は、①の場合において、終局裁判を正当とするときは、再審の
申立てを棄却しなければならないものとする。

③ 裁判所は、②の場合を除き、終局裁判を取り消した上、更に裁判をし
なければならないものとする。

④ 終局裁判に即時抗告をすることができる者は、②により再審の申立て
を棄却する裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

11 執行停止の裁判（民事訴訟法第403条第1項第1号及び第2項参照）

① 裁判所は、再審の申立てがあった場合において、不服の理由として主

張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができるものとする。

- ② ①の申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

第5 外国人に関する非訟事件の手続（非訟事件手続法第33条ノ3関係）

非訟事件手続法第33条の3と同様の規律を置かないことについて、なお検討するものとする。

第6 相手方がある非訟事件に関する特則

1 相手方がある非訟事件に関する特則の要否

【甲案】

相手方がある非訟事件については、当事者双方に攻撃防御を尽くすことができるようにするために、特則を置くものとする。

(注) 非訟事件のうちどれが相手方がある事件であるのかについては、法令により個別的に定まるものとするを前提としている。なお、現在、法令により、手続上の相手方の存在を予定した手続を設けているものとしては、借地非訟事件（借地借家法参照。）及び労働審判事件（労働審判法参照）などがある。

【乙案】

相手方がある非訟事件について、特段の特則を置かないものとする。

2 相手方がある非訟事件に関する特則の具体的内容

相手方がある非訟事件に関する特則として、例えば、以下のような規律を置くものとすることについては、規律の特質を踏まえて、それぞれの規律ごとになお検討するものとする。

(1) 管轄

当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができるものとする。

(注) 仮に、合意管轄を認める場合には、合意の方式（民事訴訟法第11条第2項及び第3項）、応訴管轄（同法第12条参照）、必要的移送（同法第19条）及び合意管轄の違背に関する主張制限（同法第299条第1項ただし書の括弧書参照）についても、所要の手当てをするものとする。

(2) 法定代理及び任意代理

法定代理権及び任意代理権の消滅は、〔裁判所に対する通知（第1の5（6）及び8（7）参照）に代えて、〕本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

（注）第1の5（6）及び8（7）において甲案又は乙案のどちらを採用するのかと併せて検討する必要がある。

(3) 脱退

〔脱退は、裁判所の許可（第1の7参照）に加えて、他方の当事者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。〕

（注）第1の7と併せて規律の必要性及び要件等を検討する必要がある。

(4) 第一審の審理手続

ア 事件係属の通知

裁判所は、非訟事件の申立てが不適法であるとき又は非訟事件の申立てに理由がないことが明らかなきを除き、相手方に対し、非訟事件が係属したことを通知しなければならないものとする。

（注）事件係属の通知の方法（申立書の送付に限定するか否か等）についても、なお検討するものとする。

イ 陳述聴取

裁判所は、非訟事件の申立てが不適法であるとき又は非訟事件の申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当事者の陳述を聴かななければならないものとする。

（注）本文による陳述聴取の方法を審問に限定するか否か、当事者に審問の申立権を認めるか否か等についても、なお検討するものとする。

ウ 審問の立会権

裁判所が当事者を審問するときは、他の当事者は、その審問に立ち会うことができるものとする。

エ 審理の終結

裁判長は、相当の猶予期間において、審理を終結する日を定めなければならないものとする。ただし、当事者が立ち会うことができる期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができるものとする。

オ 裁判日

当事者が裁判日を予測することができるようにするための規定（例えば、①審理の終結から一定期間内（例えば、2か月以内）に終局裁判をする旨の規律、②審理の終結時又はその後に、裁判日又はその予

定時期を当事者に告知する旨の規律など) を置くものとする。

(5) 事実の調査

裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者に告知しなければならないものとする。

(6) 取下げ

非訟事件の申立ての取下げは、相手方の同意がなければ、その効力を生じないものとする。

(7) 抗告

ア 抗告の通知

抗告裁判所は、本案裁判に対する抗告が不適法であるとき又は本案裁判に対する抗告に〔理由がないことが明らかなきとき〕〔理由がないとき〕を除き、遅滞なく、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。

(注) 通知をせずに抗告を棄却することができる要件については、第3の1(2)キにおいて甲案又は乙案のどちらを採用するのかと併せて検討する必要がある。

イ 陳述聴取

抗告裁判所は、本案裁判に対する抗告が不適法であるとき又は本案裁判に対する抗告に〔理由がないことが明らかなきとき〕〔理由がないとき〕を除き、原審の当事者及び利害関係参加人の陳述を聴かなければならないものとする。

(注1) 陳述を聴かずに抗告を棄却する要件については、アと併せて検討する必要がある。

(注2) 本文による陳述聴取の方法を審問に限定するか否か等についても、なお検討するものとする。

ウ 再度の考案

本案裁判について、再度の考案はすることができないものとする。

(8) 当事者照会制度

当事者は、事件の係属中、他方の当事者に対し、裁判資料の提出を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができるものとする。

(注) 民事訴訟法第163条ただし書各号に規定する事項については、照会をすることができないものとするを前提とする。

第7 民事非訟事件

1 裁判上の代位に関する事件(非訟事件手続法第72条から第79条まで関係)

- ① 債権者は、自己の債権の期限前に債務者の権利を行使しなければ、その債権を保全することができないとき、又はその債権を保全するのに困難を生ずるおそれがあるときは、裁判上の代位を申し立てることができるものとする。
- ② 裁判上の代位に関する事件は、債務者の住所地を管轄する地方裁判所が管轄するものとする。
- ③ 裁判上の代位に関する事件の申立書には、第2の1(1)に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
 - a 債務者及び第三債務者の氏名又は名称及び住所
 - b 債権者の保全すべき債権及び代位に係る権利
- ④ 裁判所は、①による申立てを理由があると認めるときは、担保を立てさせて、又は立てさせないで、これを許可することができるものとする。
- ⑤ ①による申立てを許可した裁判は、債務者に告知しなければならないものとする。
- ⑥ ⑤による告知を受けた債務者は、その代位に係る権利の処分を行うことができないものとする。
- ⑦ 申立人は、①による申立てを却下する裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑧ 債務者は、①による申立てを許可する裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑨ 抗告審における手続費用及び抗告人が負担した原審における手続費用については、申立人及び抗告人を当事者とみなして民事訴訟法第61条の規定に従いその負担者を定めるものとする。
- ⑩ 裁判上の代位に関する手続は公開とし、検察官は同手続に立ち会わないものとする。

(注) ④の担保の規律については、所要の手当てをするものとする。

2 保存、供託、保管及び鑑定に関する事件(非訟事件手続法第80条から第89条まで関係)

- ① a 民法第262条第3項(後段)の証書保存者の指定に関する事件は、共有物の分割がされた地を管轄する地方裁判所が管轄するものとする。
 - b 裁判所は、aの指定に関する裁判をするには、共有者を審尋しなければならないものとする。
 - c 裁判所がaの指定をした場合には、その手続費用は、共有者の全員

の負担とするものとする。

- ② a 民法第495条第2項の供託所の指定及び供託物の保管者の選任に関する事件は、債務の履行地を管轄する地方裁判所が管轄するものとする。
- b 裁判所は、aの指定及び選任に関する裁判をするには、債権者及び弁済者を審尋しなければならないものとする。
- c 裁判所が、aの指定及び選任をした場合には、その手続費用は、債権者の負担とするものとする。
- ③ a 裁判所は、②により選任した保管者を改任することができるものとする。
- [b ②により選任された保管者は、その任務を辞しようとするときは、裁判所にその旨を届け出なければならないものとする。
- c bによる届出があった場合には、裁判所は、更に保管者を選任しなければならないものとする。]
- d 裁判所は、aによる保管者の改任に関する裁判をするには、債権者及び弁済者を審尋しなければならないものとする。
- e ②又は③cによる保管者の選任の裁判及び③aによる保管者の改任の裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
- f 民法第658条第1項、第659条から第661条まで及び第664条の規定は、②又は③a若しくはcにより選任された保管者について準用するものとする。ただし、同法第660条の通知は、弁済者に対して行うものとする。
- (注) b及びcの規律については、裁判所が選任した保管者が裁判所への届出により自由に辞任することができるとするのは相当でないとも考えられることから、これらの規律を維持するか否かについては、なお検討するものとする。
- ④ ②の規律は、民法第497条の裁判所の許可について準用するものとする。
- ⑤ a ②a及びbの規律は、民法第354条により質物をもって直ちに弁済に充てることを請求する場合について準用するものとする。
- b 裁判所がaによる請求を許可した場合においては、その手続費用は、債務者の負担とするものとする。
- ⑥ a 民法第582条の鑑定人の選任〔、呼出し及び尋問〕は、不動産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄するものとする。
- b 裁判所がaの鑑定人の選任をした場合においては、その手続費用は、買主の負担とするものとする。〔呼出し及び尋問の費用についても、

同様とするものとする。]

(注) ⑥ a 及び b の規律については、裁判所は鑑定人の選任のみに関与すべきであるとの考え方があることを踏まえ、呼出し及び尋問に関する規律を維持するか否かについては、なお検討するものとする。

- ⑦ 検察官は、①から⑥までの手続については、立ち会わないものとする。
- ⑧ ①から⑥までにより指定若しくは選任をし、又は許可をした裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

3 外国法人及び夫婦財産契約の登記（非訟事件手続法第117条から第122条まで関係）

外国法人及び夫婦財産契約の登記についての規律（非訟事件手続法第117条から第122条まで）については、所要の手当てをするものとする。

第2部 家事審判法の見直し

(前注1) この中間試案第2部の規律は、家事事件（家事審判事件及び家事調停事件をいう。以下同じ。）に関する手続について、適用されることを前提としている。

(前注2) この中間試案第2部では、「審判」を本案についての裁判（合意に相当する審判及び調停に代わる審判を含む。）の意味で用いている。なお、抗告裁判所における本案についての審判に代わる裁判についても、この中間試案第2部では、「審判」と呼称している。

(前注3) 「家事審判法」との題名については、なお検討するものとする。

第1 総則

1 裁判所及び当事者の責務（新設，民事訴訟法第2条参照）

裁判所は、家事事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に家事事件の手続を進行しなければならないものとする。この旨の規定を置く方向で、なお検討するものとする。

2 最高裁判所規則（家事審判法第8条関係）

この中間試案第2部に基づく法律に定めるもののほか、家事事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。

3 家事審判官（家事審判法第2条関係）

家庭裁判所において、この中間試案第2部に基づく法律に定める事項を取り扱う裁判官は、家事審判官とするものとする。

4 管轄

(1) 土地管轄（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第2条関係）

ア 住所により管轄家庭裁判所が定まる場合

① 管轄家庭裁判所が人の住所により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により、管轄家庭裁判所は定まるものとする。

② 管轄家庭裁判所が法人その他の社団又は財団の住所により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所により、管轄家庭裁判所は定まるものとする。

- ③ 管轄家庭裁判所が外国の社団又は財団の住所により定まる場合においては、日本における主たる事務所又は営業所により、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により、管轄家庭裁判所は定まるものとする。

イ 土地管轄が定まらない場合

家事事件について、この中間試案第2部に基づく法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄家庭裁判所が定まらないときは、その家事事件は、審判又は調停を求める事項に係る財産の所在地又は最高裁判所規則で定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

(2) 優先管轄（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第3条関係）

二以上の裁判所が管轄権を有するときは、最初に事件が係属した裁判所がその事件を管轄するものとする。

(3) 管轄裁判所の指定（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第4条関係）

① 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。

② 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。

③ ①及び②により管轄裁判所を定める裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

(4) 管轄の標準時（新設、民事訴訟法第15条参照）

裁判所の管轄は、家事事件の申立てがあった時又は裁判所が職権で手続を開始した時を標準として定めるものとする。

(5) 移送等

ア 管轄権を有しない裁判所による移送又は自庁処理（家事審判規則第4条第1項関係）

① 裁判所は、家事事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送するものとする。

② 家庭裁判所は、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、①にかかわらず、家事事件の全部又は一部を他の家庭裁判所に移送し、又は自ら処理することができるものとする。

イ 管轄権を有する家庭裁判所による移送（家事審判規則第4条第2項

関係)

家庭裁判所は、家事事件がその管轄に属する場合においても、手続の著しい遅滞を避けるため必要があるときその他事件を処理するために相当と認めるときは、職権で、家事事件の全部又は一部を他の家庭裁判所に移送することができるものとする。

ウ 即時抗告（家事審判規則第4条の2関係）

移送の裁判及び移送の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

エ 移送の裁判の拘束力等（新設、民事訴訟法第22条参照）

- ① 確定した移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束するものとする。
- ② 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができないものとする。
- ③ 移送の裁判が確定したときは、家事事件は、初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなすものとする。

5 裁判所職員の除斥及び忌避（家事審判法第4条関係）

(1) 裁判官の除斥（民事訴訟法第23条参照）

- ① 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥されるものとする。ただし、fに掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げないものとする。
 - a 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者若しくは審判を受けるべき者（以下本項目（5 裁判所職員の除斥及び忌避）において「当事者等」という。）であるとき、又は事件について当事者等と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
 - b 裁判官が当事者等の4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。
 - c 裁判官が当事者等の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
 - d 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となったとき、又は審問を受けたとき。
 - e 裁判官が事件について当事者等の代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。
 - f 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てら

れた前審の裁判に関与したとき。

- ② ①の除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をするものとする。

(注1) 「審判を受けるべき者」については、7(1)の(注3)参照。

(注2) 「審問」については、第1部第1の10(2)(注3)参照。

(2) 裁判官の忌避(民事訴訟法第24条参照)

- ① 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができるものとする。

- ② 当事者は、裁判官の面前において陳述をしたときは、その裁判官を忌避することができないものとする。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでないものとする。

(3) 除斥又は忌避の裁判(民事訴訟法第25条第1項から第3項まで参照)

- ① 裁判官の除斥又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所が裁判をするものとする。

- ② 家庭裁判所における①の裁判は、合議体とするものとする。

- ③ 除斥され、又は忌避された裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができないものとする。

(4) 簡易却下手続

家事事件の手続を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立ては、却下しなければならないものとする。忌避の申立てが(2)②に違反し、又は忌避の申立ての方式に反する場合も、同様とするものとする。

(注1) (4)による忌避申立ての却下(簡易却下)の裁判は、一人で事件を取り扱っている裁判官若しくは受命裁判官又は調停委員会を組織する裁判官が忌避されたときはその裁判官が、合議体で事件を取り扱っている場合においてその合議体の構成員が忌避されたときはその合議体である裁判所が、それぞれするものとする。

(注2) 忌避の申立ての方式としては、次のとおりとすることを前提としている。

- ① 裁判官に対する忌避の申立ては、その原因を明示して、裁判官の所属する裁判所にしなければならないものとする。

- ② ①の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行わなければならないものとする。

- ③ 忌避の原因は、申立てをした日から3日以内に疎明しなければならないものとする。本文(2)②ただし書に規定する事実についても、同様とするものとする。

のとする。

- (5) 即時抗告等（民事訴訟法第25条第4項及び第5項参照）
- ① 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
 - ② 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- (6) 手続の停止（民事訴訟法第26条参照）
- ① 除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで手続を停止しなければならないものとする。ただし、急速を要する行為については、この限りでないものとする。
 - ② (4)により忌避の申立てを却下した場合には、(6)①を適用しないものとする。
- (7) 家事調停官への準用（家事審判法第26条の3第4項関係）
- (1)から(6)までの規律は、家事調停官について準用するものとする。この場合においては、除斥又は忌避についての裁判は、家事調停官の所属する裁判所がするものとする。
- (注) 家事調停官について忌避の申立てがあった場合には、(4)による忌避申立ての却下（簡易却下）の裁判は、その家事調停官がするものとする。
- (8) 参与員への準用
- ① (1)から(5)までの規律は、参与員について準用するものとする。この場合においては、除斥又は忌避についての裁判は、参与員の所属する裁判所がするものとする。
 - ② 参与員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、参与員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。ただし、忌避の申立てがあった場合において、(4)により忌避の申立てを却下したときは、この限りでないものとする。
- (注) 受命裁判官が手続を行っている場合において、その手続に関与している参与員が忌避されたときは、(4)による忌避申立ての却下（簡易却下）の裁判は、その受命裁判官がするものとする。裁判所書記官〔、家事調停委員及び家庭裁判所調査官〕についても、同じ。
- (9) 家事調停委員への準用

【甲案】

- ① 除斥に関する規律（(1)、(3)及び(5)の規律）は、家事調停委員について準用するものとする。この場合においては、除斥についての裁

判は、家事調停委員の所属する裁判所がするものとする。

- ② 家事調停委員について除斥の申立てがあったときは、家事調停委員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。

【乙案】

- ① 除斥及び忌避に関する規律（(1)から(5)までの規律）は、家事調停委員について準用するものとする。この場合においては、除斥又は忌避についての裁判は、家事調停委員の所属する裁判所がするものとする。
- ② 家事調停委員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、家事調停委員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。ただし、忌避の申立てがあった場合において、(4)により忌避の申立てを却下したときは、この限りでないものとする。

【丙案】

家事調停委員について、除斥の制度及び忌避の制度は設けないものとする。

(10) 裁判所書記官への準用（民事訴訟法第27条参照）

- (1)から(6)までの規律は、裁判所書記官について準用するものとする。この場合においては、除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がするものとする。

(11) 家庭裁判所調査官への準用

【甲案】

- ① 除斥に関する規律（(1)、(3)及び(5)の規律）は、家庭裁判所調査官について準用するものとする。この場合においては、除斥についての裁判は、家庭裁判所調査官の所属する裁判所がするものとする。
- ② 家庭裁判所調査官について除斥の申立てがあったときは、家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。

【乙案】

- ① 除斥及び忌避に関する規律（(1)から(5)までの規律）は、家庭裁判所調査官について準用するものとする。この場合においては、除斥又は忌避についての裁判は、家庭裁判所調査官の所属する裁判所がするものとする。
- ② 家庭裁判所調査官について除斥又は忌避の申立てがあったときは、

家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。ただし、忌避の申立てがあった場合において、(4)により忌避の申立てを却下したときは、この限りでないものとする。

【丙案】

家庭裁判所調査官について、除斥の制度及び忌避の制度は設けないものとする。

6 当事者能力及び手続行為能力等（新設）

(1) 当事者能力（民事訴訟法第28条及び第29条参照）

- ① 当事者能力は、特別の定めがある場合を除き、民法その他の法令に従うものとする。
- ② 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、当事者能力を有するものとする。

(2) 手続行為能力及び法定代理

ア 原則（民事訴訟法第28条参照）

手続行為能力（家事事件の手続に関する行為（以下第2部において「手続行為」という。）をする能力をいう。以下第2部において同じ。）及び手続行為能力を欠く者の法定代理は、特別の定めがある場合を除き、民法その他の法令に従うものとする。手続行為をするのに必要な授權についても、同様とするものとする。

イ 未成年者及び成年被後見人の手続行為能力（民事訴訟法第31条参照）

未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続行為をすることができないものとする。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合は、この限りでないものとする。

ウ 被保佐人、被補助人及び法定代理人の手続行為の特則（民事訴訟法第32条参照）

- ① 被保佐人、被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）又は後見人その他の法定代理人（以下「被保佐人等」という。）が、他の当事者がした家事事件の申立て又は抗告について手続行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人（以下「保佐人等」という。）の同意その他の授權を要しないものとする。職権により手続が開始された場合も、同様とするものとする。
- ② 被保佐人等は、次に掲げる手続行為をするには、特別の授權がな

なければならないものとする。ただし、家事調停事件の手続の追行について保佐人等の同意その他の授權を得ている場合には、調停を成立させる合意及び合意に相当する審判における合意については、この限りでないものとする。

- a 家事事件の申立ての取下げ、調停を成立させる合意及び合意に相当する審判における合意〔又は脱退〕
- b 審判に対する抗告、第2の3(1)エ(ア)②の申立て（抗告許可の申立て）又は審判に対する異議の申立ての取下げ

(注1) 被保佐人は、保佐人の同意を得なければ手続行為をすることができないのが原則であることを前提としている。被補助人についても、裁判所の審判により補助人の同意を得なければならないものとされた場合は、同様である。

(注2) ②aの脱退については、8で規律の必要性を含めて検討することとしているので、亀甲括弧を付している。

エ 外国人の手続行為能力の特則（民事訴訟法第33条参照）

外国人は、その本国法によれば手続行為能力を有しない場合であっても、日本法によれば手続行為能力を有すべきときは、手続行為能力を有する者とみなすものとする。

(3) 手続行為能力等を欠く場合の措置等（民事訴訟法第34条参照）

- ① 手続行為能力、法定代理権又は手続行為をするのに必要な授權を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正を命じなければならないものとする。この場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、一時手続行為をさせることができるものとする。
- ② 手続行為能力、法定代理権又は手続行為をするのに必要な授權を欠く者がした手続行為は、これらを有するに至った当事者又は法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずるものとする。

(4) 特別代理人（民事訴訟法第35条参照）

- ① 裁判長は、未成年者若しくは成年被後見人について法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、未成年者又は成年被後見人について特別代理人を選任することができるものとする。
- ② ①による特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてするものとする。

る。

- ③ 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができるものとする。
 - ④ 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授權がなければならぬものとする。
 - ⑤ ①の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- (5) 法定代理権の消滅の通知（民事訴訟法第36条及び民事訴訟規則第17条参照）

【甲案】

調停をすることができる事項についての家事事件においては、法定代理権の消滅は、本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

（注） 調停をすることができない事項についての家事事件においては、民法その他の法令が定める消滅事由が発生した場合には、法定代理権は、直ちに消滅することを前提としている。

【乙案】

法定代理権の消滅は、調停をすることができる事項についての家事事件においては他方の当事者に、その余の家事事件においては裁判所に、本人又は代理人から通知しなければ、その効力を生じないものとする。

(6) 制限行為能力者の代理人等

（前注） (2) の特則（行為能力を制限された者であっても意思能力を有する限り手続行為能力を有するものとする特則）については、第4「家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則）」において個別に記載している。

ア 制限行為能力者による代理人選任等

- ① 行為能力の制限を受けた者が、意思能力を有する限りすることのできる手続行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を代理人に選任することができるものとする。
- ② 行為能力の制限を受けた者が①の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を代理人に選任することができるものとする。
- ③ ①及び②により裁判長が代理人に選任した弁護士に対し行為能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とするものとする。

イ 実体法上の法定代理人の取扱い

行為能力の制限を受けた者であっても意思能力を有する限りすることのできる手続行為（調停を成立させる合意を除く。）については、未成年者に対し親権を行う者又は後見人が代理することができるものとする。ただし、家事事件の申立てについては、民法その他の法律に特別の定めがある場合に限るものとする。

(7) 法人の代表者等への準用（民事訴訟法第37条関係）

この中間試案第2部に基づく法律中法定代理及び法定代理人に関する規律は、法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人について準用するものとする。

7 参加（家事審判法第12条及び家事審判規則第14条関係）

(1) 当事者参加

- ① 当事者となる資格を有する者は、当事者として家事事件の手続に参加することができるものとする。
- ② 裁判所は、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者を、当事者として家事事件の手続に参加させることができるものとする。ただし、家事審判事件において、審判を受けるべき者でない者については、この限りでないものとする。
- ③ ①による参加の申出及び②による参加の申立ては、参加の趣旨及び原因を記載した書面でしなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、①による参加の申出及び②による参加の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。①による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(注1) 当事者参加人（①又は②により参加した者をいう。以下第2部において同じ。）は、参加により当事者となり、以後は、当事者として扱われることとなる。ただし、当事者参加人は、従前の申立人がした申立ての取下げ及びその交換的変更並びに他の者が提起した即時抗告の取下げを行うことができないことを前提としている。

(注2) 当事者参加人が即時抗告をすることができる否かは、当該当事者参加人が即時抗告権者として掲げられている者に該当するか否かにより決まることになるが、申立人が即時抗告権者である審判については、申立人として参加した当事者参加人は、当事者参加人であることを理由にして即時抗告をすることができることを前提としている。

(注3) 「審判を受けるべき者」とは、積極的内容の審判が出された場合において、

その審判を受ける者になる者をいう。

(2) 利害関係参加

ア 参加の要件及び方式等

- ① 審判を受けるべき者は、利害関係人として家事事件の手續に参加することができるものとする。
- ② 審判を受けるべき者以外の者で家事事件の結果について重大な利害を有するものは、裁判所の許可を得て、利害関係人としてその家事事件の手續に参加することができるものとする。
- ③ ①による参加の申出及び②による参加の許可の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、①による参加の申出及び②による参加の許可の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。①による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 利害関係参加人の地位

ア①又は②により参加した者（以下第2部において「利害関係参加人」という。）は、家事事件について、当事者としてすることができる手続行為をすることができるものとする。

(注1) 利害関係参加人は、従前の申立人がした申立ての取下げ及びその変更並びに他の者が提起した即時抗告の取下げを行うことができないことを前提としている。

(注2) 利害関係参加人が即時抗告をすることができるか否かは、当該利害関係参加人が即時抗告権者として掲げられている者に該当するか否かにより決まることになる（例えば、利害関係参加人は申立人ではないから、申立人のみが即時抗告をすることができる家事事件の申立てを却下する裁判に対し、即時抗告をすることはできない。）ことを前提としている。

(後注) 当事者となる資格を有する者は、(1)により当事者として家事事件の手續に参加することができるが、他方で、手續に参加することは希望するが申立人等の当事者になることを希望しないときは、(2)により利害関係人として家事事件の手續に参加することができる（審判を受けるべき者であるときは(2)ア①により、審判を受けるべき者以外の者であるときは(2)ア②による。）ことを前提としている。

8 脱退

当事者となる資格を有する者が当事者として家事事件の手續に参加した

場合には、参加前の当事者は、裁判所の許可を得て、その手続から脱退することができるものとする。なお検討するものとする。

(注) 調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、裁判所の許可に加え、他方当事者の同意がなければ、脱退の効力を生じないものとする。併せて検討するものとする。

9 任意代理人

(前注) 中間試案第2部では、「任意代理人」を、特定の事件について包括的に手続追行をなす委任を受けて手続行為についての代理権を付与された者と、法令が一定の地位の者に手続行為についての代理権を付与していることにより代理権を取得した者の意で用いている。

(1) 任意代理人の資格（家事審判規則第5条関係）

① 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ任意代理人となることができないものとする。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を任意代理人とすることができるものとする。

② ①のただし書の許可は、いつでも取り消すことができるものとする。

(2) 任意代理権の範囲（新設、民事訴訟法第55条参照）

① 任意代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができるものとする。

② 任意代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならないものとする。ただし、家事調停事件の手続の追行について委任を受けている場合には、調停を成立させる合意及び合意に相当する審判における合意については、この限りでないものとする。

a 家事事件の申立ての取下げ、調停を成立させる合意、合意に相当する審判における合意〔又は脱退〕

b 審判に対する抗告、第2の3(1)エ(ア)②の申立て（抗告許可の申立て）若しくは審判に対する異議の申立て又はこれらの取下げ

c 代理人の選任

(注) ②aの脱退については、8で規律の必要性を含めて検討することとしているので、亀甲括弧を付している。

③ 任意代理権は、制限することができないものとする。ただし、弁護士でない任意代理人については、この限りでないものとする。

④ ①から③までは、法令により裁判上の行為をすることができる代理

人の権限を妨げないものとする。

- (3) 個別代理（新設，民事訴訟法第56条参照）
- ① 任意代理人が数人あるときは，各自当事者を代理するものとする。
 - ② 当事者が①と異なる定めをしても，その効力を生じないものとする。
- (4) 当事者による更正（新設，民事訴訟法第57条参照）
- 任意代理人の事実に関する陳述は，当事者が直ちに取り消し，又は更正したときは，その効力を生じないものとする。
- (5) 任意代理権を欠く場合の措置等（新設，民事訴訟法第59条並びに第34条第1項及び第2項参照）
- ① 任意代理権を欠くときは，裁判所は，期間を定めて，その補正を命じなければならないものとする。この場合において，遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは，裁判所は，一時手続行為をさせることができるものとする。
 - ② 任意代理権を欠く者がした手続行為は，当事者，法定代理人又は任意代理権を有するに至った任意代理人の追認により，行為の時にさかのぼってその効力を生ずるものとする。
- (6) 任意代理権の不消滅（新設，民事訴訟法第58条参照）
- ① 任意代理権は，次に掲げる事由によっては，消滅しないものとする。
 - a 当事者の死亡又は手続行為能力の喪失
 - b 当事者である法人の合併による消滅
 - c 当事者である受託者の信託に関する任務の終了
 - d 法定代理人の死亡，手続行為能力の喪失又は代理権の消滅若しくは変更
 - ② 一定の資格を有する者で自己の名で他人のために手続の当事者となるものの任意代理人の代理権は，当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によっては，消滅しないものとする。
- (注) ① a から c まで及び②の規律は，第2の1(3)アにより手続を続行する者がある場合を前提としている。
- (7) 任意代理権の消滅の通知（新設，民事訴訟法第59条及び第36条第1項参照）

【甲案】

調停をすることができる事項についての家事事件においては，任意代理権の消滅は，本人又は任意代理人から他方の当事者に通知しなければ，その効力を生じないものとする。

(注) 調停をすることができない事項についての家事事件においては，民法その

他の法令が定める消滅事由が発生した場合には、法定代理権は、直ちに消滅することを前提としている。

【乙案】

任意代理権の消滅は、調停をすることができる事項についての家事事件においては他方の当事者に、その余の家事事件においては裁判所に、本人又は任意代理人から通知しなければ、その効力を生じないものとする。

- (8) 補佐人（家事審判規則第5条関係、民事訴訟法第60条参照）
- ① 当事者又は任意代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに家事事件の手続の期日に出頭することができるものとする。
 - ② ①の許可は、いつでも取り消すことができるものとする。
 - ③ 補佐人の陳述は、当事者又は任意代理人が直ちに取り消し、又は更正しないときは、当事者又は任意代理人が自らしたものとする。

10 手続費用

- (1) 手続費用の負担（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第26条関係）
- ① 手続費用（家事審判手続の費用（以下「審判費用」という。）及び家事調停手続の費用（以下「調停費用」という。）をいう。以下第2部において同じ。）は、各自が負担するものとする。
 - ② 裁判所は、事情により、①によれば当事者、利害関係参加人又は関係人が負担すべき手続費用の全部又は一部をその負担をすべき者以外の当事者、利害関係参加人又は関係人に負担させることができるものとする。
 - ③ この中間試案第2部に基づく法律によれば検察官が負担すべき審判費用は、国庫の負担とするものとする。
- (2) 手続費用の負担の裁判（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第28条関係）

【甲案】

- ① 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用（当該家事審判事件に係る調停費用を含む。②においても同じ。）の全部について、その負担の裁判をしなければならないものとする。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その手続費用についての負担の裁判をすることができるものとする。

- ② 上級の裁判所が、本案の裁判を変更する場合には、総手続費用について、その負担の裁判をしなければならないものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とするものとする。

【乙案】

- ① 裁判所は、(1)②により、手続費用の全部又は一部を当事者、利害関係参加人又は関係人に負担させるべき場合には、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用（当該家事審判事件に係る調停費用を含む。②においても同じ。）の全部について、その旨の裁判をしなければならないものとする。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その手続費用の全部又は一部を負担させる旨の裁判をすることができるものとする。
- ② 上級の裁判所は、職権で、総手続費用の全部又は一部について、負担の裁判をすることができるものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とするものとする。

(注) 甲案及び乙案のいずれの場合においても、①により手続費用の負担を命ぜられた者であって、本案の裁判に対して即時抗告をすることができないものは、第2の3(1)イ(ア)②にかかわらず、手続費用の負担の裁判に対して即時抗告をすることができるものとする。なお検討するものとする。

(3) 調停が成立した場合の負担（新設、民事訴訟法第68条参照）

- ① 当事者は、調停が成立した場合において、手続費用（第5の6による付調停前の家事審判事件における審判費用を含む。）について特別の定めをしなかったときは、手続費用は、各自が負担するものとする。
- ② 当事者は、訴訟において調停に付された当該家事調停事件の調停が成立した場合において、訴訟費用の負担について特別の定めをしなかったときは、その費用は、各自の負担とするものとする。

(4) 費用額の確定手続（新設、民事訴訟法第71条参照）

- ① 手続費用の負担の額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、家庭裁判所の裁判所書記官が定めるものとする。
- ② ①の場合において、当事者双方が手続費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があったものとみなすものとする。
- ③ ①の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずるものとする。

- ④ ③の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならないものとする。
- ⑤ ④の異議の申立ては、執行停止の効力を有するものとする。
- ⑥ 家庭裁判所は、④の異議の申立てを理由があると認める場合において、手続費用の負担の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならないものとする。
- ⑦ ④の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。
- (5) 費用の強制執行（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第31条関係）
費用の強制執行については、所要の手当てをするものとする。
- (6) 調停の場合の費用額の確定手続（新設、民事訴訟法第72条参照）
当事者が裁判所において調停をした場合において、手続費用の負担を定め、その額を定めなかったときは、その額は、申立てにより、家庭裁判所の裁判所書記官が定めるものとする。この場合においては、(4)②から⑦までの規律を準用するものとする。
- (7) 家事事件が審判及び調停によらないで完結した場合等の取扱い（新設、民事訴訟法第73条参照）

【甲案】

- ① 家事事件が審判及び調停によらないで完結したときは、申立てにより、家庭裁判所は手続費用の負担を命じ、その裁判所の裁判所書記官はその費用の負担の裁判が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならないものとする。参加の申出の取下げ、参加の申立ての取下げ又は参加の許可の申立ての取下げがあった場合も、同様とするものとする。
- ② ①の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ (4)②及び③の規律は(7)①の申立てに関する裁判所書記官の処分について、(4)④から⑦までの規律はその処分に対する異議の申立てについて準用するものとする。

【乙案】

- ① 家事事件が審判及び調停によらないで完結した場合において、(1)②により、手続費用の全部又は一部を当事者、利害関係参加人又は関係人に負担させるべきときは、申立てにより、家庭裁判所はその旨の裁判をし、その裁判所の裁判所書記官はその裁判が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならないものとする。参加の申出の取

下げ、参加の申立ての取下げ又は参加の許可の申立ての取下げがあった場合も、同様とするものとする。

② 甲案の②及び③と同じ。

(8) 費用額の確定処分の更正（新設、民事訴訟法第74条参照）

① (4)①，(6)又は(7)①による額を定める処分に計算違い，誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは，裁判所書記官は，申立てにより又は職権で，いつでもその処分を更正することができるものとする。

② (4)③から⑤まで及び⑦の規律は，(8)①による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用するものとする。

③ (4)①，(6)又は(7)①による額を定める処分に対し適法な異議の申立てがあったときは，(8)②の異議の申立ては，することができないものとする。

(9) 費用の立替え（家事審判規則第11条関係）

事実の調査，証拠調べ，呼出し，告知その他必要な処分の費用は，国庫において立て替えることができるものとする。

(10) 手続上の救助（新設、民事訴訟法第82条参照）

ア 救助の付与

① 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては，裁判所は，申立てにより，家事事件の手続上の救助の裁判をすることができるものとする。

(注) 救助を求める手続行為に理由がないことが明らかであるなど，その手続行為が誠実にされるものとは認められないときは，救助の付与をしないこととし，その旨の規律を置くことを前提としている。

② 家事事件の手続上の救助の裁判は，審級ごとにするものとする。

イ 救助についてのその他の規律

家事事件の手続上の救助については，民事訴訟法第83条から第86条までと同様の規律を置くものとする。

11 審理手続

(1) 本人出頭主義（家事審判規則第5条第1項関係）

① 裁判所は，期日に事件の関係人を呼び出すことができるものとする。

② 呼出しを受けた者は，自ら出頭しなければならないものとする。ただし，やむを得ない事由があるときは，代理人を出頭させることがで

きるものとする。

(2) 手続の非公開（家事審判規則第6条関係）

家事事件の手続は、公開しないものとする。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができるものとする。

(3) 期日及び期間（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第10条関係）

ア 期日の指定（民事訴訟法第93条参照）

（前注）この中間試案第2部では、裁判所（調停では調停委員会又は家事審判官）及び当事者等が会して手続行為をするための日時を期日と呼んでいる（第1部第1の10(2)（注1）参照）。期日には、証拠調べをするための「証拠調べの期日」、審問をするための「審問の期日」等がある。

- ① 期日は、職権で、裁判長が指定するものとする。
- ② 期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができるものとする。
- ③ 審問及び証拠調べの期日の変更は、顕著な事由がある場合に限りできるものとする。

イ 期日の呼出し（民事訴訟法第94条参照）

- ① 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってするものとする。
- ② 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができないものとする。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでないものとする。

ウ 期間の計算（民事訴訟法第95条参照）

- ① 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従うものとする。
- ② 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始めるものとする。
- ③ 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了するものとする。

エ 期間の伸縮及び付加期間（民事訴訟法第96条参照）

- ① 裁判所は、法定の期間又はその定めた期間を伸長し、又は短縮す

ることができるものとする。ただし、不変期間については、この限りでないものとする。

- ② 不変期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のために付加期間を定めることができるものとする。

オ 手続行為の追完（民事訴訟法第97条参照）

- ① 当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後1週間以内に限り、不変期間内にすべき手続行為の追完をすることができるものとする。ただし、外国にある当事者については、この期間は、2か月とするものとする。

- ② ①の期間については、エ①本文は、適用しないものとする。

(4) 送達（新設、民事訴訟法第98条から第113条まで参照）

送達については、民事訴訟法第98条から第113条までと同様の規律を置くものとする。

(5) 手続の分離・併合（新設、民事訴訟法第152条参照）

- ① 裁判所は、家事事件が数個同時に係属するときは、その手続の併合を命じることができるものとする。
- ② 裁判所は、手続の分離を命ずることができるものとする。
- ③ 裁判所は、①及び②による裁判を取り消すことができるものとする。
- ④ 裁判所は、当事者を異にする事件について手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならないものとする。

(6) 手続の中止（新設、民事訴訟法第130条から第132条まで参照）

- ① 天災その他の事由によって裁判所が職務を行うことができないときは、家事事件の手続は、その事由が消滅するまで中止するものとする。
- ② 当事者が不定期間の故障により家事事件の手続を続行することができないときは、裁判所は、その中止を命ずることができるものとする。
- ③ 裁判所は、②による裁判を取り消すことができるものとする。
- ④ 家事事件の手続の中止があったときは、期間は、進行を停止するものとする。この場合においては、家事事件の手続の続行の時から、新たに全期間の進行を始めるものとする。

(7) その他

- (注) 通訳人の立会い等については、民事訴訟法第154条及び第155条に相当する規律を置くものとする。

12 裁判資料

(1) 職権探知主義（家事審判規則第7条第1項関係）

裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、職権で又は申出により必要があると認める証拠調べをしなければならないものとする。

(2) 当事者の役割（新設）

当事者は、事案の実情に即した事件の解決を実現するため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。この旨の規定を置く方向で、なお検討するものとする。

(3) 疎明（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第10条関係、民事訴訟法第188条参照）

疎明は、即時に取り調べるができる資料によってしなければならないものとする。

(4) 事実の調査

ア 調査の対象と専門知識の活用（家事審判規則第7条の3関係）

事実の調査は、必要に応じ、事件の関係人の性格、経歴、生活状況、財産状態及び家庭その他の環境等について、医学、心理学、社会学、経済学その他の専門的知識を活用して行うように努めなければならないものとする。

イ 家庭裁判所調査官による事実の調査（家事審判規則第7条の2関係）

① 裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができるものとする。

② 急迫の事情があるときは、裁判長が、①の事実の調査をさせることができるものとする。

③ 家庭裁判所調査官は、調査の結果を書面又は口頭で裁判所に報告するものとする。

④ ③による報告には、意見を付けることができるものとする。

ウ 裁判所技官による診断（家事審判規則第7条の6関係）

① 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師たる裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができるものとする。

② イ②から④までは、①の診断について準用するものとする。

エ 事実の調査の囑託等（家事審判規則第7条関係）

① 裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を囑託することができるものとする。

- ② ①により職務を行う受託裁判官は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査を囑託することができるものとする。
- ③ 裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができるものとする。
- ④ ③により受命裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行うものとする。

(注) 家事審判規則第7条第4項に相当する規律も置くものとするを前提としている。

オ 調査の囑託等（家事審判規則第8条関係）

裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に囑託し、又は銀行、信託会社、事件の関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができるものとする。

(5) 証拠調べ（家事審判規則第7条第6項関係）

ア 民事訴訟法の準用

証拠調べについては、民事訴訟法第180条、第181条、第183条及び第184条並びに第2編第4章第2節から第6節まで（ただし、次のa及びbに掲げる規定を除く。）と同様の規律を置くものとする。

a 第207条第2項

b 第208条、第224条（第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）及び第229条第4項

(注) 民事訴訟法第202条（第210条において準用する場合を含む。）、第206条ただし書、第215条の2第2項から第4項まで及び第215条の4ただし書を除外するかどうかについては、なお検討するものとする。

イ 裁判所外における証拠調べ

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外において証拠調べをすることができるものとする。この場合においては、受命裁判官に証拠調べをさせることができるものとする。
- ② 裁判所は、①にかかわらず、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に囑託して証拠調べをすることができるものとする。
- ③ ②の囑託により職務を行う受託裁判官は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所において証拠調べをすることを相当と認めるときは、更に証拠調べの囑託をすることができるものとする。

ウ 当事者本人の出頭命令等

- ① 裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、期日に出頭することを命じることができるものとする。
- ② ①により出頭を命ぜられた当事者が正当な理由なくして出頭しない場合について、民事訴訟法第192条から第194条までと同様の規律を置くものとする。
- ③ 当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだときは、真実擬制（民事訴訟法第208条参照）をすることに代えて、過料に処するものとし、所要の手当てをするものとする。

エ 文書提出命令等に従わない場合

文書提出命令等に従わない場合については、真実擬制（民事訴訟法第224条（第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）及び第229条第4項参照）をすることに代えて、過料に処するものとし、所要の手当てをするものとする。

オ 即時抗告の執行停止効

証拠調べにおける即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

13 家庭裁判所調査官（家事審判規則第7条の4及び第7条の5関係）

- ① 裁判所は、必要があると認めるときは、家事事件の手續の期日に家庭裁判所調査官を出席させることができるものとする。
- ② 裁判所は、必要があると認めるときは、①により出席した家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができるものとする。
- ③ 裁判所は、事件の処理に関し、事件の関係人の家庭その他の環境を調整するため必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができるものとする。
- ④ 急迫の事情があるときは、裁判長が、③の措置をとらせることができるものとする。

14 裁判所技官（家事審判規則第7条の7関係）

- ① 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家事事件の手續の期日に医師たる裁判所技官を出席させることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、①により出席した医師たる裁判所技官に意見を述べさせることができるものとする。

15 子の意見表明（新設）

- ① 裁判所は、親権に関する事件、親子に関する事件その他子が影響を受

ける事件（以下「子が影響を受ける事件」という。）において、子からの陳述聴取，家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により，子の意思を把握するように努めなければならないものとする。

- ② 裁判所は，子が影響を受ける事件について，審判又は調停をするに当たっては，子の年齢及び発達程度に応じて，子の意思を考慮しなければならないものとする。
- ③ 子が影響を受ける事件において，裁判所が，子のために，子の意思を代弁する者又は子の客観的利益を主張する者を選任することができるものとするについては，なお検討するものとする。

(注1) 子が15歳以上である場合には必ず子の陳述を聴取しなければならないものとする事件については，第4「家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則）」において具体的に記載することを前提としている。

(注2) ③については，子の意思を代弁する者等を選任すべき事案の要件（例えば，親子の間で意見が対立しており，親が子の意思又は利益を主張することを期待することができない場合，あるいは，父母間で意見が対立し親権者である父又は母が子の意思又は利益を主張することを期待することができない場合など），その法的性格（例えば，子の意思を代弁する者若しくは子の客観的利益を主張する者であるのか，又はその両者を含むものであるのかなど），その必要性やその者の役割（例えば，子の年齢によって異なるのか，家庭裁判所調査官との違いは何かなど），権限（例えば，当事者が行うことができる手続法上の権能を有するものとするかどうかなど），報酬（支給決定の在り方や負担者），その他の制度との関係（児童相談所長に親権喪失の申立権を付与していることなど）などについても，併せて検討する必要がある。

第2 家事審判に関する手続（総則）

1 通則（家事審判法第9条関係）

(1) 家事審判の対象となる事項

家事審判の対象となる事項については，現行法（家事審判法第9条及び特別家事審判規則参照）と同様とするものとする。

(2) 参与員

ア 意見聴取等（家事審判法第3条第1項関係）

- ① 家庭裁判所は，参与員の意見を聴いて，審判をするものとする。
ただし，家庭裁判所が相当と認めるときは，この限りでないものとする。
- ② 家庭裁判所は，参与員を期日に立ち合わせることができるものと

する。

イ 参与員による説明の聴取（新設）

参与員は、家庭裁判所の命を受けて、意見を述べるために、申立人が提出した資料の内容について申立人から説明を聴取することができるものとする。ただし、調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、この限りでないものとする。

(注) イにより参与員が聴取した結果については、書面で裁判所に報告するものとする旨の規律を置くことについては、なお検討するものとする。

ウ 参与員の員数等（家事審判法第10条及び第10条の2関係）

- ① 参与員の員数は、各事件について一人以上とするものとする。
- ② 参与員は、家庭裁判所が毎年あらかじめ選任した者の中から、家庭裁判所が事件ごとに指定するものとする。
- ③ ②により選任される者の資格、員数その他その選任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。
- ④ 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

(3) 手続の〔受継〕（家事審判規則第15条関係）

(前注) ここでいう〔受継〕とは、法令により手続を続行する資格のある者等が手続を引き継ぐことであるが、これを「受継」と呼称するかどうかについては、なお検討するものとする。

ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合

(前注) 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者があるときでも、手続は、中断しないことを前提としている。もっとも、当事者が関与しなければできない手続については、法令により手続を続行する資格のある者が〔受継〕するまでは、事実上することができない（法令により手続を続行する資格のある者のために任意代理人がある場合（第1の9(6)参照）を除く。）。

- ① 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を〔受継〕することができるものとする。
- ② 裁判所は、当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に、その手続を〔受継〕させることができるものとする。

③ 裁判所は、①による〔受継〕の申出及び②による〔受継〕の申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。①による〔受継〕の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 法令により手続を続行する資格のある者はないが、別に申立権者がある場合

(前注) 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいないときは、別の申立権者が〔受継〕した場合を除き、当該事件は、終了することを前提としている。

① 家事事件の申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいないときは、法令の規定によりその事件について申立てをする資格のある者は、その手続を〔受継〕することができるものとする。この場合においては、申立人が手続を続行することができなくなった日から1か月以内にその申出をしなければならないものとする。

② 裁判所は、①の場合において必要があると認めるときは、申立てをする資格のある者に手続を〔受継〕させることができるものとする。

(4) 調書の作成等（家事審判規則第10条関係）

① 裁判所書記官は、家事審判事件の手続の期日については、調書を作成しなければならないものとする。

【甲案】ただし、証拠調べの期日を除いては、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

【乙案】ただし、証拠調べの期日を除いては、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができるものとする。

【丙案】例外の規律は置かないものとする。

② 裁判所書記官は、事実の調査については、その要旨を記録上明らかにしておかなければならないものとする。

(注1) 「期日」の意味については、第1の11(3)（前注）参照。

(注2) ①の「調書」とは、民事訴訟規則第66条第1項及び第67条第1項が定める記載事項に準じた法定の記載事項の記載があるものを、「経過の要領」とは、期日の外形的な経過を記録したもので、具体的には、期日の日時、

出頭した当事者等を記載した期日経過表のような簡易な形式によるもの
いうことを前提としている。

(注3) 審問(第1の5(1)(注2), 第1部第1の10(2)(注3)参照)につ
いては, ①の規律が適用され, ②の規律は適用されないことを前提として
いる。

(5) 記録の閲覧等(家事審判規則第12条関係)

ア 記録の閲覧等の要件等

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は, 裁判所の許可を得て,
裁判所書記官に対し, 家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写, そ
の正本, 謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の
証明書の交付(以下本項目(ア 記録の閲覧等の要件等)及び第3
の1(2)(記録の閲覧等)においては「記録の閲覧等」という。)
を請求することができるものとする。
- ② ①は, 家事審判事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ(こ
れらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関し
ては, 適用しないものとする。この場合において, 当事者又は利害
関係を疎明した第三者は, 裁判所の許可を得て, 裁判所書記官に対
し, これらの物について複製することを請求することができるもの
とする。
- ③ 裁判所は, 当事者から①又は②の許可の申立てがあった場合には,
家事審判事件の記録の閲覧等又は複製を許可しなければならないも
のとする。ただし, [未成年者の利益を害するおそれがあるとき,
当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれがある
とき, 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにさ
れることにより, その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ,
又はその者の名誉を著しく害するおそれがあるときその他相当でな
いと認められるときは, この限りでないものとする。]

(注) ③ただし書について, 例外として列挙する規律の内容及び「その他相
当でない」と認められるとき」という包括的な規律を置くことの当否等につ
いては, なお検討するものとする。

- ④ 裁判所は, 利害関係を疎明した第三者から①又は②の許可の申立
てがあった場合において, 相当と認めるときは, 家事審判事件の記
録の閲覧等又は複製を許可することができるものとする。
- ⑤ 当事者が裁判書の正本, 謄本若しくは抄本又は家事審判事件に関
する事項の証明書の交付を請求したときは, ①にかかわらず, 裁判

所書記官が、これを交付することができるものとする。終局審判があった後に当該審判を受けた者がその交付を請求したときも、同様とするものとする。

- ⑥ 家事審判事件の記録の閲覧，謄写及び複製の請求は，家事審判事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは，することができないものとする。

(注) (5)において当事者としてすることができる家事審判事件の記録の閲覧等及び複製の請求は，利害関係参加人もすることができることを前提としている（第1の7(2)イ参照）。

イ 即時抗告

【甲案】

- ① ア③の申立てを却下した裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。
- ② ①による即時抗告が家事審判事件の手続を不当に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは，原裁判所は，その即時抗告を却下しなければならないものとする。
- ③ ②による裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

【乙案】

①，②は，甲案と同じ。

【丙案】

即時抗告については，特段の規律を置かず，これを認めないものとする。

- (6) 検察官に対する通知（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第16条関係）

裁判所その他の官庁，検察官及び吏員は，その職務上検察官の申立てによって審判をすべき場合が生じたことを知ったときは，管轄家庭裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならないものとする。

2 家庭裁判所の手続

- (1) 合意管轄

【甲案】

当事者は，合意により管轄裁判所を定めることはできないものとする。

【乙案】

当事者は、調停をすることができる事項についての家事審判事件について、合意により管轄家庭裁判所を定めることができるものとする。

(注) 乙案を採用する場合には、合意の方式(民事訴訟法第11条第2項及び第3項)、応訴管轄(同法第12条参照)及び合意管轄の違背に関する主張制限(同法第299条第1項ただし書の括弧書参照)についても、所要の手当てをするものとする。

(2) 家事審判事件の申立て

ア 申立ての方式(家事審判規則第2条関係)

家事審判事件の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

a 当事者及び法定代理人

b 申立ての趣旨及び原因

(注) 電子情報処理組織による申立て等については、非訟事件の手續と同様の手当てをするものとする(第1部第1の11参照)。

イ 併合申立て(新設, 民事訴訟法第38条及び第136条参照)

【甲案】

申立人は、審判を求める事項が数個ある場合において、同事項に係る家事事件の手續が同種であるときは、これらを併せて申し立てることができるものとする。ただし、審判を求める事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限るものとする。

【乙案】

併合申立てについては、特段の規律を置かず、これを認めないものとする。

ウ 裁判長の申立書審査権(新設, 民事訴訟法第137条参照)

① アの書面(以下「家事審判事件の申立書」という。)がアに違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い家事審判事件の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とするものとする。

② ①の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、家事審判事件の申立書を却下しなければならないものとする。

③ ②の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 申立人が相手方の不正確な住所の記載について補正を命ぜられたにもかかわらず、正当な理由なく補正命令に応じないため、裁判所が申立書の送付等を行うことができない場合や、申立書送付費用又は呼出費用の予納がない場

合の対応として、何らかの規律（例えば、民事訴訟法第138条第2項及び第141条と同趣旨の規律）を置くものとするについては、なお検討するものとする。

エ 申立ての変更（新設、民事訴訟法第143条参照）

- ① 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は原因を変更することができるものとする。
- ② 申立ての趣旨又は原因の変更は、期日である場合を除き、書面で行わなければならないものとする。
- ③ 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更が不適法であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の裁判をしなければならないものとする。
- ④ 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更により著しく家事事件の手続を遅延させることとなるときは、その変更を許さない旨の裁判をすることができるものとする。

(3) 裁判長の手続指揮権（新設、民事訴訟法第148条及び第150条参照）

- ① 期日における手続は、裁判長が指揮するものとする。
- ② 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができるものとする。
- ③ 当事者が期日の指揮に関する裁判長の命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をするものとする。

(注) 裁判長が当事者等に対して釈明を求めることができる旨の規律を置くことについては、なお検討するものとする。

(4) 受命裁判官（新設）

家庭裁判所は、受命裁判官に期日における手続を行わせることができるものとする。

(5) 電話会議システム等（新設、民事訴訟法第170条第3項及び第4項参照）

- ① 家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、期日における手続を行うことができるものとする。
- ② 期日に出頭しないで①の手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) 証人尋問、当事者尋問及び鑑定人質問については、特則（第1の12(5)アによ

る民事訴訟法第204条，第210条及び第215条の3の準用)によることとし，この場合には，(5)の規律を適用しないものとしている。

(6) 調停をすることができる事項についての家事審判事件の特則（新設）

ア 申立書の写しの送付

家庭裁判所は，家事審判事件の申立てが不適法であるとき又は家事審判事件の申立てに理由がないことが明らかなきを除き，相手方に対し，申立書の写しを送付するものとする。ただし，家事審判事件の手續の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合は，申立書の写しの送付に代えて，適宜の方法により事件係属の通知をすることができるものとする。

イ 陳述聴取

【甲案】

調停をすることができる事項についての家事審判事件においては，家庭裁判所は，家事審判事件の申立てが不適法であるとき又は家事審判事件の申立てに理由がないことが明らかなきを除き，当事者の陳述を聴かなければならないものとする。

(注) 当事者に審問（第1の5(1)(注2)，第1部第1の10(2)(注3)参照)の申立権を付与するかどうかについては，なお検討するものとする。

【乙案】

調停をすることができる事項についての家事審判事件においては，家庭裁判所は，家事審判事件の申立てが不適法であるとき又は家事審判事件の申立てに理由がないことが明らかなきを除き，当事者の陳述を聴く審問の期日を経なければ，審判をすることができないものとする。ただし，期日を経ることにより家事審判事件の申立ての目的を達することができない事情があるときは，当事者から陳述を聴取することをもって，これに代えることができるものとする。

ウ 審問への立会い

調停をすることができる事項についての家事審判事件において，家庭裁判所が審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは，他の当事者は，その期日に立ち会うことができるものとする。

(注) 当該他の当事者が当該審問に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは，例外とする方向で，なお検討するものとする。

エ 事実の調査の告知

調停をすることができる事項についての家事審判事件において、家庭裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者に告知しなければならないものとする。

(注) 調停をすることのできない事項についての家事審判事件において、家庭裁判所は、事実の調査の結果、審判に重大な影響を及ぼすことが明らかになった場合には、事実の調査をした旨を当事者及び利害関係参加人に告げるものとする趣旨の規律を置くことについては、なお検討するものとする。

オ 審理の終結

① 裁判長は、調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、家事審判事件の申立てが不適法であるとき又は家事審判事件の申立てに理由がないことが明らかなきを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならないものとする。ただし、当事者が立ち会うことができる期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができるものとする。

② 家庭裁判所は、終結した審理の再開を命ずることができるものとする。

カ 審判日

当事者が審判日を予測することができるようにするための規定（例えば、①審理の終結から一定期間内（例えば、2か月以内）に終局審判をする旨の規律又は②審理の終結時若しくはその後に、審判日若しくはその予定時期を当事者に告知する旨の規律など）を置くものとする。

キ その他

(注) 調停をすることができる事項についての家事審判事件において、当事者照会制度（民事訴訟法第163条参照）に関する規律を置くものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

(7) 裁判

ア 審判

(ア) 終局審判（新設、民事訴訟法第243条参照）

- ① 家庭裁判所は、家事審判事件が審判をするのに熟したときは、終局審判をするものとする。
- ② 家庭裁判所は、家事審判事件の一部が審判をするのに熟したときは、その一部について終局審判をすることができるものとする。
- ③ ②は、手続の併合を命じた数個の家事審判事件中その一が審判をするのに熟した場合について準用するものとする。

(イ) 中間審判（新設，民事訴訟法第245条参照）

- ① 家庭裁判所は，前提となる法律関係その他中間の争いについて，審判をするのに熟したときは，中間審判をすることができるものとする。
- ② 中間審判は，（カ）ただし書にかかわらず，審判書を作成して行わなければならないものとする。
- ③ 中間審判に対しては，独立して不服を申し立てることができないものとする。

(ウ) 自由心証主義（新設，民事訴訟法第247条参照）

家庭裁判所は，審判をするに当たり，審判手続の全趣旨並びに事実の調査及び証拠調べの結果をしん酌して，自由な心証により，事実を認定することができるものとする。

(エ) 審判の告知（新設）

審判は，これを受ける者，当事者及び利害関係参加人に対し，相当と認める方法で告知しなければならないものとする。

(注) 当事者参加人は，当事者として審判の告知を受けることを前提としている。

(オ) 審判の効力発生時期（家事審判法第13条関係）

審判は，これを受ける者に告知することによってその効力を生ずるものとする。ただし，即時抗告をすることができる審判は，確定しなければ効力を生じないものとする。

(カ) 審判の方式（家事審判規則第16条関係）

審判は，審判書を作成してしなければならないものとする。ただし，即時抗告をすることができない審判については，申立書又は調書に主文を記載することをもって，審判書の作成に代えることができるものとする。

(キ) 審判書（新設，民事訴訟法第253条第1項参照）

審判書には，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- a 主文
- b 理由の要旨
- c 当事者及び法定代理人
- d 裁判所

(ク) 終局審判の脱漏（新設，民事訴訟法第258条参照）

- ① 家庭裁判所が家事審判事件の一部について終局審判を脱漏したときは，家事審判事件は，その脱漏した部分については，なおそ

の家庭裁判所に係属するものとする。

- ② 手続費用の負担の裁判を脱漏したときは、家庭裁判所は、〔申立てにより又は〕職権で、その手続費用の負担について、裁判をするものとする。
- ③ ②の裁判〔及び②の申立てを却下した裁判〕に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ④ ②による手続費用の負担の裁判は、終局審判に対し適法な即時抗告があったときは、その効力を失うものとする。この場合においては、抗告裁判所は、総手続費用について、その負担の裁判をするものとする。

(注) 手続費用の負担の裁判の申立権 (②) 及びその申立てを却下した裁判に対する即時抗告権 (③) については、第1の10(2)において甲案を採用した場合には、認めることになるが、乙案を採用した場合には、認めるか否かをなお検討するものとする。

(ケ) 法令違反を理由とする変更の審判 (新設, 民事訴訟法第256条第1項参照)

家庭裁判所は、審判に法令の違反があることを発見したときは、その審判の告知を受ける者に最初に告知された日から1週間以内限り、その審判を変更することができるものとする。ただし、審判が確定したとき、又は審判を変更するため事件につき更に審理をする必要があるときは、この限りでないものとする。

(コ) 更正裁判 (新設, 民事訴訟法第257条参照)

- ① 審判に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正裁判をすることができるものとする。
- ② 更正後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる者は、更正裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 不適法を理由に①の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ④ 原審判に対し適法な即時抗告があったときは、②及び③の即時抗告は、することができないものとする。

(サ) 終局審判の効力 (家事審判法第15条関係)

金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずる終局審判は、執行力のある債務名義と同一の効力を有するものとする。

る。

(シ) 戸籍の記載等の嘱託（家事審判法第15条の2関係）

戸籍の記載等の嘱託については、家事審判法第15条の2の規律を基本的に維持し、同様の規律を置くものとするを前提にして、所要の手当てをするものとする。

イ 審判以外の裁判

(ア) 審判の規律の準用（新設）

審判以外の裁判については、アの規律（（イ）、（オ）ただし書及び（カ）を除く。）を準用するものとする。

(イ) 判事補の権限（家事審判法第5条関係）

審判以外の裁判は、判事補が単独であることができるものとする。

(8) 裁判の取消し又は変更（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第19条関係）

ア 審判の取消し又は変更

① 家庭裁判所は、審判をした後、その審判を不当と認めるときは、次に掲げる審判を除き、職権で、これを取り消し、又は変更することができるものとする。

a 申立てによってのみ審判をすべき場合において申立てを却下した審判

b 即時抗告をすることができる審判

② 取消し後又は変更後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる者は、取消し又は変更の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 家庭裁判所は、①により審判を取り消し、又は変更する場合には、当事者及びその審判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする。については、なお検討するものとする。

イ 審判以外の裁判の取消し又は変更

(ア) 家事審判事件の手続の指揮に関する裁判（民事訴訟法第120条参照）

家事審判事件の手続の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができるものとする。

(イ) 審判の取消し又は変更の準用

審判以外の裁判の取消し又は変更については、アの規律を準用するものとする。

(9) 取下げによる事件の終了（新設）

ア 取下げの要件

(ア) 終局審判前の申立ての取下げの要件

【甲案】

申立人は、終局審判があるまで、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

【乙案】

申立人は、終局審判があるまで、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。ただし、調停をすることができる事項についての家事審判事件において、相手方が本案について陳述をした後にあっては、当該相手方の同意を得なければ、その効力を生じないものとする。

(イ) 終局審判後確定前の申立ての取下げの要件

【甲案】

申立人は、終局審判があった後は、家事審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。ただし、調停をすることができる事項についての家事審判事件において、申立ての取下げにつき相手方の同意がある場合は、この限りでないものとする。

【乙案】

申立人は、終局審判があった後は、裁判所の許可を得た場合に限り、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

【丙案】

① 調停をすることができない事項についての家事審判事件においては、申立人は、終局審判があった後は、裁判所の許可を得た場合に限り、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

② 調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、申立人は、申立ての取下げにつき相手方の同意がある場合に限り、家事審判事件の申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

(注1) (ア)乙案、(イ)甲案及び丙案において、取下げの同意の擬制に関する規律（民事訴訟法第261条第4項及び第5項参照）を置くものとするかどうかについても、併せて検討するものとする。

(注2) 期日に出頭しない当事者等に対しては、取下げを擬制するものとする旨の規律（民事訴訟法263条後段参照）を置くものとするかどうかについて

も、併せて検討するものとする。

イ 取下げの方式（民事訴訟法第261条第3項参照）

家事審判事件の申立ての取下げは、書面でしなければならないものとする。ただし、家事審判事件の手続の期日においては、口頭であることを妨げないものとする。

ウ 取下げの効果（民事訴訟法第262条第1項参照）

家事審判事件は、その申立ての取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなすものとする。

3 不服申立て等

(1) 審判に対する不服申立て（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第25条関係）

ア 抗告審の手続

（前注）抗告審において、不利益変更禁止の原則及び附帯抗告は、認めないことを前提としている。

(ア) 抗告裁判所の判断を受ける裁判（民事訴訟法第283条参照）

終局審判前の裁判は、抗告裁判所の判断を受けるものとする。ただし、不服を申し立てることができない裁判及び即時抗告により不服を申し立てることができる裁判は、この限りでないものとする。

(イ) 抗告権の放棄（民事訴訟法第284条参照）

抗告をする権利は、放棄することができるものとする。

(ウ) 抗告提起の方式（民事訴訟法第286条参照）

① 抗告の提起は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならないものとする。

② 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

a 当事者及び法定代理人

b 原審判の表示及びその審判に対し抗告をする旨

(エ) 原裁判所による抗告の却下（民事訴訟法第287条参照）

① 抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、抗告を却下しなければならないものとする。

② ①による審判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(オ) 裁判長の抗告状審査権（民事訴訟法第288条参照）

2 (2) ウの規律は、抗告状が(ウ)②に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用するものとする。

(カ) 抗告があったことのお知らせ (民事訴訟法第289条第1項参照)

a 調停をすることができない事項についての家事審判事件

【甲案】

抗告裁判所は、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。ただし、抗告を却下し、又は棄却するときは、この限りでないものとする。

【乙案】

抗告裁判所は、抗告が不適法であるとき又は抗告に理由がないことが明らかなきを除き、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。

(注) 甲案及び乙案のいずれの場合においても、抗告があったことを通知する方法を抗告状の写しの送付によりすることに限定することについては、なお検討するものとする。

b 調停をすることができる事項についての家事審判事件

【甲案】

抗告裁判所は、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告があったことを通知しなければならないものとする。ただし、抗告を却下し、又は棄却するときは、この限りでないものとする。

(注) 抗告があったことを通知する方法を抗告状の写しの送付によりすることに限定することについては、なお検討するものとする。

【乙案】

抗告裁判所は、抗告が不適法であるとき又は抗告に理由がないことが明らかなきを除き、原審の当事者及び利害関係参加人に対し、抗告状の写しを送付しなければならないものとする。ただし、家事審判事件の手續の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合には、抗告があったことを通知することをもって、これに代えることができるものとする。

(キ) 陳述聴取 (新設)

a 調停をすることができない事項についての家事審判事件

抗告裁判所は、原審の当事者及び審判を受ける者の陳述を聴かなければ、原審判を取り消すことができないものとする。

(注) 利害関係参加人に対する陳述聴取は、必要的なものでないことを前

提としている。

b 調停をすることができる事項についての家事審判事件

【甲案】

抗告裁判所は、抗告が不適法であるとき又は抗告に理由がないことが明らかなきを除き、原審の当事者の陳述を聴かなければならないものとする。

【乙案】

抗告裁判所は、原審の当事者の陳述を聴かなければ、原審判を取り消すことができないものとする。

(注1) 甲案及び乙案のいずれの場合においても、当事者の陳述を聴く審問の期日を経なければならないものとするか否かについて、なお検討するものとする。

(注2) 甲案及び乙案のいずれの場合においても、利害関係参加人に対する陳述聴取は、必要的なものでないことを前提としている。

(ク) 抗告の取下げ（民事訴訟法第292条参照）

① 抗告は、抗告審の終局審判があるまで、取り下げることができるものとする。

② 2(9)イ及びウの規律は、抗告の取下げについて準用するものとする。

(ケ) 家庭裁判所の手続の規律の準用（民事訴訟法第297条参照）

2(家庭裁判所の手続)の規律は、特別の定めがある場合を除き、抗告審の手続について準用するものとする。

(コ) 原審の手続行為の効力（民事訴訟法第298条第1項参照）

原審においてした手続行為は、抗告審においてもその効力を有するものとする。

(サ) 抗告棄却（民事訴訟法第302条参照）

① 抗告裁判所は、原審判を相当とするときは、抗告を棄却しなければならないものとする。

② 原審判がその理由によれば不当である場合においても、他の理由により正当であるときは、抗告を棄却しなければならないものとする。

(シ) 抗告権の濫用に対する制裁（民事訴訟法第303条参照）

① 抗告裁判所は、(サ)①により抗告を棄却する場合において、抗告人が手続の完結を遅延させることのみを目的として抗告を提起したものと認めるときは、抗告人に対し、抗告の提起の手数料と

して納付すべき金額の10倍以下の金銭の納付を命ずることができるものとする。

② ①による裁判は、抗告に対する審判の主文に掲げなければならないものとする。

③ ①による裁判は、審判を変更する裁判の告知により、その効力を失うものとする。

④ 抗告裁判所である最高裁判所は、ウ(ア)の抗告又はエ(ア)の抗告を棄却する場合においても、①による裁判を変更することができるものとする。

(ス) 原審判が不当な場合の取消し（民事訴訟法第305条参照）

抗告裁判所は、原審判を不当とするときは、これを取り消さなければならないものとする。

(セ) 原審の審判の手續が違法な場合の取消し（民事訴訟法第306条参照）

原審の審判の手續が法律に違反したときは、抗告裁判所は、原審判を取り消さなければならないものとする。

(ソ) 事件の差戻し（民事訴訟法第307条及び第308条参照）

① 抗告裁判所は、申立てを不適法として却下した原審判を取り消す場合には、事件を原裁判所に差し戻さなければならないものとする。ただし、事件につき更に審理をする必要がないときは、この限りでないものとする。

② ①の場合のほか、抗告裁判所が原審判を取り消す場合において、事件につき更に審理をする必要があるときは、これを原裁判所に差し戻すことができるものとする。

③ 原裁判所における家事審判事件の手續が法律に違反したことを理由として事件を差し戻したときは、その家事審判事件の手續は、これによって取り消されたものとみなすものとする。

(タ) 抗告裁判所による審判（家事審判規則第19条第2項関係）

抗告裁判所は、事件を原裁判所に差し戻さないときは、自ら事件につき審判をしなければならないものとする。

(チ) 原審の管轄違いを理由とする移送（民事訴訟法第309条参照）

抗告裁判所は、事件が管轄違いであることを理由として原審判を取り消すときは、事件を管轄裁判所に移送しなければならないものとする。

(注) 抗告裁判所は、管轄権を有しない裁判所が原審判をした場合には、その審

判を必ず取り消さなければならないものとする。なお検討するものとする。

イ 即時抗告

(ア) 即時抗告の対象（家事審判法第14条関係）

- ① 家庭裁判所の審判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 手続費用の負担の裁判に対しては、独立して即時抗告をすることができないものとする。

(イ) 即時抗告期間（家事審判法第14条及び家事審判規則第17条関係）

- ① 家庭裁判所の審判に対する即時抗告は、2週間の不変期間内にしなければならないものとする。
- ② ①の即時抗告の期間は、即時抗告をすることができる者が審判の告知を受ける者である場合には審判の告知を受けた日から、審判の告知を受ける者でない場合には申立人が告知を受けた日から、進行するものとする。ただし、特別の定めがあるときは、この限りでないものとする。

(注) 抗告期間経過後の抗告の追完（家事審判法第7条及び非訟事件手続法第22条関係）については、手続行為の追完の規律（第1の11(3)オ）により対処することを前提としている。

(ウ) 家庭裁判所による更正（民事訴訟法第333条参照）

【甲案】

原審判をした家庭裁判所は、抗告を理由があると認めるときは、その審判を更正しなければならないものとする。

【乙案】

原審判をした家庭裁判所は、抗告を理由があると認めるときは、その審判を更正しなければならないものとする。ただし、調停をすることができる事項についての家事審判事件における審判については、更正することができないものとする。

ウ 特別抗告

(ア) 特別抗告の対象等（民事訴訟法第336条第1項参照）

家庭裁判所の審判で不服を申し立てることができないもの及び高等裁判所の審判に対しては、その審判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。

(イ) 特別抗告期間（民事訴訟法第336条第2項参照）

(ア)の抗告（以下第2部において「特別抗告」という。）は、審判の告知を受けた日から5日の不変期間内にしなければならないものとする。

(ウ) 審判の執行停止（民事訴訟法第334条第2項参照）

特別抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。ただし、特別抗告が係属する抗告裁判所（以下第2部において「特別抗告裁判所」という。）又は原審判をした裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、特別抗告について裁判があるまで、原審判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができるものとする。

(注) 担保の規律については、所要の手当てをするものとする。

(エ) 裁判長の抗告状審査権（民事訴訟法第336条第3項、第314条第2項及び第288条参照）

特別抗告においては、ア(オ)による裁判長の職権は、原裁判所の裁判長が行うものとする。

(オ) 特別抗告の理由の記載（民事訴訟法第336条第3項及び第315条参照）

① 抗告状に特別抗告の理由の記載がないときは、特別抗告人は、最高裁判所規則で定める期間内に、抗告理由書を原裁判所に提出しなければならないものとする。

② 特別抗告の理由は、最高裁判所規則で定める方式により記載しなければならないものとする。

(カ) 原裁判所による特別抗告の却下（民事訴訟法第336条第3項及び第316条参照）

原裁判所は、特別抗告人が(オ)①に違反して抗告理由書を提出せず、又は特別抗告の理由の記載が(オ)②に違反しているときは、特別抗告を却下しなければならないものとする。

(キ) 調査の範囲（民事訴訟法第336条第3項及び第320条参照）

特別抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載の特別抗告の理由についてのみ調査をするものとする。

(ク) 原審判の確定した事実の拘束（民事訴訟法第336条第3項及び第321条第1項参照）

原審判において適法に確定した事実は、特別抗告裁判所を拘束するものとする。

(ケ) 職権調査事項についての適用除外（民事訴訟法第336条第3項及

び第322条参照)

(キ)及び(ク)の規律は、裁判所が職権で調査すべき事項には、適用しないものとする。

(コ) 破棄差戻し等 (民事訴訟法第336条第3項及び第325条参照)

① (ア)に掲げる事由があるときは、特別抗告裁判所は、原審判を破棄し、(サ)の場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送しなければならないものとする。

② 特別抗告裁判所は、憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反がない場合であっても、審判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原審判を破棄し、(サ)の場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送することができるものとする。

③ 特別抗告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は、差戻し又は移送を受けた裁判所を拘束するものとする。

④ 原審判に関与した裁判官は、差戻し又は移送を受けた裁判所の審判に関与することができないものとする。

(サ) 破棄自判 (民事訴訟法第336条第3項及び第326条参照)

次に掲げる場合には、特別抗告裁判所は、事件について審判をしなければならないものとする。

a 確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤ったことを理由として審判を破棄する場合において、事件がその事実に基づき審判をするのに熟するとき。

b 事件が裁判所の権限に属しないことを理由として審判を破棄するとき。

エ 許可抗告

(ア) 許可抗告の対象等 (民事訴訟法第337条参照)

① 高等裁判所の審判 (②の申立てについての審判を除く。) に対しては、ウ(ア)による場合のほか、その高等裁判所が②により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。ただし、その審判が家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。

② ①の高等裁判所は、①の審判について、最高裁判所の判例 (これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例) と相反する判断がある場合その他

の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならないものとする。

③ ②の申立てにおいては、ウ(ア)に掲げる事由を理由とすることはできないものとする。

④ ②の申立てについては、ウ(イ)、(エ)及び(オ)の規律を準用するものとする。

(イ) 抗告の許可（民事訴訟法第337条第6項及び第318条第3項参照）

(ア)②により抗告を許可する場合において、(ア)①の高等裁判所は、抗告許可の申立ての理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができるものとする。

(ウ) 抗告の許可があった場合の手續（民事訴訟法第337条第4項から第6項まで参照）

① (ア)②により抗告の許可があった場合には、(ア)①の抗告（以下第2部において「許可抗告」という。）があったものとみなすものとする。

② 許可抗告が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載の抗告の理由についてのみ調査をするものとする。

③ ②の規律の適用については、抗告許可の申立ての理由中(イ)により排除されたもの以外のものを許可抗告の理由とみなすものとする。

④ (ア)②により抗告の許可があった場合の手續については、ウ(ウ)及び(ク)から(サ)までの規律を準用するものとする。

(2) 審判以外の裁判に対する不服申立て（新設）

ア 不服申立ての対象

(ア) 原則

審判以外の裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができるものとする。

(イ) 裁判所書記官の処分に対する不服申立て（民事訴訟法第121条参照）

① 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をするものとする。

② ①の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(ウ) 受命裁判官等の裁判に対する不服申立て（民事訴訟法第329条参照）

- ① 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は、家事審判事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができるものとする。ただし、その裁判が家事審判事件が係属している裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。
- ② ①の異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 最高裁判所又は高等裁判所に家事審判事件の抗告事件が係属している場合における①の規律の適用については、①のただし書中「家事審判事件が係属している裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

イ 即時抗告期間（民事訴訟法第332条参照）

審判以外の裁判に対する即時抗告は、裁判の告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならないものとする。

ウ 即時抗告に伴う執行停止

審判以外の裁判に対する即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しないものとする。

エ 抗告審の手続、即時抗告、特別抗告及び許可抗告の規律の準用

審判以外の裁判に対する不服申立てについては、(1)ア((カ)及び(キ)を除く。)、イ(ウ)、ウ及びエの規律を準用するものとする。

4 再審（新設）

(1) 再審の事由（民事訴訟法第338条及び第339条参照）

(前注) 再審の対象となる「確定した終局裁判」のうち、「確定した」とは、当事者による通常の不服申立ての手段が尽きたことをいい、職権による裁判の取消し・変更の余地があったとしても、「確定した」ということを妨げないものとするを前提としており、また、「終局裁判」には、審判以外の裁判（申立書却下命令、証拠調べに関する過料の裁判等）を含むことを前提としている。

- ① 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局裁判に対し、再審の申立てにより、不服を申し立てることができるものとする。ただし、再審の申立人が即時抗告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでないものとする。
 - a 法律に従って裁判所を構成しなかったこと。
 - b 法律により裁判に関与することができない裁判官が裁判に関与したこと。

- c 法定代理権，任意代理権又は代理人が手続行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
 - d 裁判に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。
 - e 刑事上罰すべき他人の行為により，裁判に影響を及ぼすべき裁判の資料を提出することを妨げられたこと。
 - f 裁判の資料となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。
 - g 証人，鑑定人，通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が裁判の資料となったこと。
 - h 裁判の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。
 - i 裁判に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。
 - j 不服の申立てに係る裁判（却下又は棄却の裁判を除く。）の結果が前に確定した裁判（却下又は棄却の裁判を除く。）の結果と抵触すること。
- ② ① d から g までに掲げる事由がある場合においては，罰すべき行為について，有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき，又は証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないときに限り，再審の申立てをすることができるものとする。
- ③ 抗告審において事件につき終局裁判（抗告状を却下した場合及び抗告申立てが不適法であることを理由にして抗告を却下した場合を除く。）をしたときは，家庭裁判所の裁判に対し再審の申立てをすることができないものとする。
- ④ 終局裁判の基本となる裁判について①に掲げる事由がある場合（① d から g までに掲げる事由がある場合にあっては，②の場合に限る。）には，その裁判に対し独立した不服申立ての方法を定めているときにおいても，その事由を終局裁判に対する再審の理由とすることができるものとする。
- (2) 管轄裁判所（民事訴訟法第340条参照）
- ① 再審の申立ては，不服の申立てに係る終局裁判をした裁判所の管轄に属するものとする。
 - ② 審級を異にする裁判所が同一の事件についてした終局裁判に対する

再審の申立ては、上級の裁判所が併せて管轄するものとする。

(3) 再審の手続（民事訴訟法第341条参照）

再審の手続については、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規律を準用するものとする。

(4) 再審期間（民事訴訟法第342条参照）

① 再審の申立ては、当事者が終局裁判の確定した後再審の事由を知った日から30日の不変期間内にしなければならないものとする。

② 終局裁判が確定した日（再審の事由が終局裁判の確定した後に生じた場合にあつては、その事由が発生した日）から5年を経過したときは、再審の申立てをすることができないものとする。

③ ①及び②の規律は、(1)①cに掲げる事由のうち代理権を欠いたこと及び同jに掲げる事由を理由とする再審の申立てには、適用しないものとする。

(5) 再審の申立書の記載事項（民事訴訟法第343条参照）

再審の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

a 当事者及び法定代理人

b 不服の申立てに係る終局裁判の表示及びその終局裁判に対して再審を求める旨

c 不服の理由

(6) 不服の理由の変更（民事訴訟法第344条参照）

再審の申立てをした当事者は、不服の理由を変更することができるものとする。

(7) 再審の申立ての却下等（民事訴訟法第345条参照）

① 裁判所は、再審の申立てが不適法である場合には、これを却下しなければならないものとする。

② 裁判所は、再審の事由がない場合には、再審の申立てを棄却しなければならないものとする。

③ ②による裁判が確定したときは、同一の事由を不服の理由として、更に再審の申立てをすることはできないものとする。

(8) 再審開始の裁判（民事訴訟法第346条参照）

① 裁判所は、再審の事由がある場合には、再審開始の裁判をしなければならないものとする。

② 裁判所は、①の裁判をする場合には、終局裁判の当事者及び裁判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする。

- (9) 即時抗告（民事訴訟法第347条参照）
- ① (7)①及び②並びに(8)①の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
 - ② (8)①の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。
- (10) 審理及び裁判（民事訴訟法第348条参照）
- ① 裁判所は、再審開始の裁判が確定した場合には、終局裁判に係る事件の審理及び裁判をするものとする。
 - ② 裁判所は、①の場合において、終局裁判を正当とするときは、再審の申立てを棄却しなければならないものとする。
 - ③ 裁判所は、②の場合を除き、終局裁判を取り消した上、更に裁判をしなければならないものとする。
 - ④ 終局裁判に即時抗告をすることができる者は、②により再審の申立てを棄却する裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- (11) 執行停止の裁判（民事訴訟法第403条第1項第1号及び第2項参照）
- ① 裁判所は、再審の申立てがあった場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができるものとする。
 - ② ①の申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

第3 審判前の保全処分に関する手続(総則)

(前注) 審判前の保全処分に関する手続については、以下に記載する規律のほかは、第2「家事審判に関する手続(総則)」に記載する規律(2(6)を除く。)が妥当することを前提としている。

1 通則

- (1) 担保（家事審判法第15条の3第7項及び民事保全法第4条関係）
- ① 2及び3により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は担保を立てるべきことを命じた裁判所が相当と認める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第278条第1項に

規定する振替債を含む。)を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならないものとする。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約によるものとする。

② ①の担保について、民事訴訟法第77条、第79条及び第80条の規定と同様の規律を置くものとする。

(2) 記録の閲覧等（新設）

保全処分 of 事件の記録の閲覧等又は複製について、当事者から第2の1(5)ア①又は②の許可の申立てがあったときは、裁判所は、保全処分を受けるべき者に対して保全処分 of 事件が係属したことを通知するまで又は保全処分を告知するまでは、第2の1(5)ア③の規律にかかわらず、相当と認めるときに限り、記録の閲覧等又は複製を許可することができるものとする。

(注) 調書の作成等(第2の1(4))については、保全事件の手続の迅速性の要請から、民事保全規則第7条及び第8条を参考にして所要の手当て(調書の記載の省略など)をするものとし、その具体的内容は、なお検討するものとする。

2 保全処分

(1) 管轄及び保全処分の要件(家事審判法第15条の3第1項及び第5項関係)

【甲案】

① 家庭裁判所は、家事審判事件が係属した場合においては、第4に定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

② 本案の家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には、当該高等裁判所が、①の保全処分を命ずるものとする。

【乙案】

家庭裁判所(本案の家事審判事件が家庭裁判所又は高等裁判所に係属している場合には、当該家庭裁判所又は高等裁判所)は、第4に定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

(2) 審理手続

ア 申立て(家事審判規則第15条の2関係)

審理前の保全処分 of 申立ては、求める保全処分及び当該保全処分を求める事由を明らかにしてしなければならないものとする。

イ 裁判資料の収集(家事審判法第15条の3第3項及び家事審判規則第

15条の2 関係)

- ① 審判前の保全処分は、疎明に基づいてするものとする。
- ② 審判前の保全処分の申立てをした者は、第1の12(1)にかかわらず、保全処分を求める事由を疎明しなければならないものとする。
- ③ 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、事実の調査及び証拠調べをすることができるものとする。

ウ 審判

(ア) 裁判長の権限（家事審判法第15条の3第7項及び民事保全法第15条関係）

審判前の保全処分は、急迫の事情があるときに限り、裁判長が命ずることができるものとする。

(イ) 保全処分の担保（家事審判法第15条の3第7項及び民事保全法第14条関係）

① 審判前の保全処分は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全処分の執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで命ずることができるものとする。

② ①の担保を立てる場合において、遅滞なく1(1)①の供託所に供託することが困難な事由があるときは、裁判所の許可を得て、申立人の住所地又は事務所の所在地その他裁判所が相当と認める地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができるものとする。

(ウ) 審判前の保全処分の効力及び執行（家事審判法第15条の3第4項及び第6項関係）

① 審判前の保全処分は、これを受ける者に告知することによってその効力を生ずるものとする。

② 審判前の保全処分の執行及び効力は、民事保全法その他の仮差押え及び仮処分の執行及び効力に関する法令の規定に従うものとする。

エ 仮差押命令及び仮処分命令の特則（家事審判法第15条の3第7項関係）

民事保全法第20条から第24条までと同様の規律を置くものとする。

(注) 同様の規律を置くものとした民事保全法第20条から第24条までのうち、同法第23条第4項の部分については、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければならないとする規律に代えて、保全処分

の相手方（審判を受けるべき者）の陳述を聴かなければならないものとする規律を置くことを前提としている。

(3) 即時抗告

ア 即時抗告の対象等(家事審判規則第15条の3第1項及び第2項関係)

① 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる保全処分の申立てを除くものとする。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

a 後見、保佐若しくは補助開始、夫婦財産契約による管理者の変更若しくは共有財産の分割又は遺産分割の審判前の財産管理者選任又は財産の管理等に関する指示

b 特別養子縁組の成立及び離縁、親権若しくは管理権の喪失、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人若しくは遺言執行者の解任又は親権者の指定若しくは変更の審判前の職務代行者の選任

② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（① a 及び b に掲げる保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができるものとする。

イ 即時抗告に伴う執行停止（家事審判規則第15条の3第3項及び第4項並びに第15条の2第2項及び第3項関係）

① 即時抗告に伴う執行停止の申立てをした者は、第1の12(1)にかかわらず、原審判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原審判の執行により回復することができない損害が生ずるおそれがあることを疎明しなければならない。

② ①の疎明があったときは、高等裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として、若しくは担保を立てさせないで原審判の執行の停止を命じ、又は担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として既にした執行処分の取消しを命ずることができるものとする。事件の記録が家庭裁判所に存する間は、家庭裁判所も、これらの処分を命ずることができるものとする。

③ 裁判所は、①の申立てについて裁判をするに当たり、必要があると認めるときは、職権で、事実の調査又は証拠調べをすることができるものとする。

ウ 原状回復の裁判（家事審判規則第15条の5及び民事保全法第33条関係）

原審判決に基づき、原審の申立人が物の引渡し若しくは明渡し若しくは金銭の支払を受け、又は物の使用若しくは保管をしているときは、裁判所は、原告人の申立てにより、原審判決を取り消す裁判において、原審の申立人に対し、原審の相手方が引き渡し、若しくは明け渡した物の返還、原審の相手方が支払った金銭の返還又は原審の申立人が使用若しくは保管をしている物の返還を命ずることができるものとする。

3 保全処分の取消し

(1) 管轄及び保全処分の取消しの要件（家事審判法第15条の3第2項及び第5項並びに家事審判規則第15条の4関係）

① 審判前の保全処分が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、保全処分をした家庭裁判所は、本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者の申立てにより、又は職権で、その審判を取り消すことができるものとする。

② 家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には、当該高等裁判所が、①による審判を行うものとする。

(2) 審理手続

ア 申立て及び裁判資料の収集（家事審判法第15条の3第3項並びに家事審判規則第15条の4第2項及び第15条の2関係）

審判前の保全処分の取消しについては、2(2)ア及びイの規律を準用するものとする。

イ 審判

(ア) 審判の効力及び執行（家事審判法第15条の3第4項及び第7項並びに民事保全法第34条関係）

① 審判前の保全処分を取り消す審判は、これを受ける者に告知することによってその効力を生ずるものとする。

② 裁判所は、審判前の保全処分を取り消す審判において、その告知を受けた日から2週間を超えない範囲内で相当と認める一定の期間を経過しなければその審判の効力が生じない旨を宣言することができるものとする。ただし、その審判に対して即時抗告をすることができないときは、この限りでないものとする。

(イ) 原状回復の裁判（家事審判法第15条の3第7項及び民事保全法第33条関係）

審判前の保全処分に基づき、保全処分の申立人が物の引渡し若し

くは明渡し若しくは金銭の支払を受け、又は物の使用若しくは保管をしているときは、裁判所は、保全処分の取消しを申し立てた者の申立てにより、審判前の保全処分を取り消す審判において、保全処分の申立人に対し、保全処分の相手方が引き渡し、若しくは明け渡した物の返還、保全処分の相手方が支払った金銭の返還又は保全処分の申立人が使用若しくは保管をしている物の返還を命ずることができるものとする。

(3) 即時抗告

ア 即時抗告の対象（家事審判規則第15条の4第2項関係）

① 審判前の保全処分の取消しの申立人は、申立て（2(3)ア①a及びbに掲げる保全処分の取消しの申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 審判前の保全処分の申立人は、保全処分を取り消す審判（(2)イ(イ)の審判を含む。ただし、2(3)ア①a及びbに掲げる保全処分を取り消す審判を除く。）に対し、即時抗告をすることができるものとする。

イ 即時抗告に伴う執行停止（家事審判規則第15条の4第2項関係）

即時抗告に伴う執行停止については、2(3)イの規律を準用するものとする。

ウ 原状回復の裁判（家事審判法第15条の3第7項及び民事保全法第33条関係）

審判前の保全処分の取消しの申立てを却下する審判に対する即時抗告に基づき審判前の保全処分を取り消す場合については、(2)イ(イ)の規律を準用するものとする。

第4 家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則）

(前注1) 「陳述聴取」等では、申立人及び相手方（当事者として参加した者を含む。）について原則として陳述の機会が与えられることを前提にして、それ以外の者について陳述を聴取すべきであるか否かについて検討している。

(前注2) 「審判の告知」等では、第2の2(7)ア(エ)のとおり、審判を受ける者（家事審判法第13条）、当事者及び利害関係参加人が原則として審判の告知を受ける者であることを前提にして、その特則を設けるべきか否かについて検討している。

(前注3) 「即時抗告」では、即時抗告権者はすべて各則に記載することを前提にして、検討している。

(前注4) 各類型における具体的な事件及び審判を受けるべき者(その意味については、第1の7(1)の(注3)参照)については、別表を参照していただきたい。

1 成年後見に関する審判事件

(1) 管轄(家事審判規則第22条, 第82条, 第86条, 第92条第2項及び第73条関係)

① 民法第7条の規定による後見開始の審判事件は, 成年被後見人となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

② 成年後見に関する審判事件(①に掲げるものを除く。)は, 後見開始の審判をした家庭裁判所(抗告裁判所が後見開始の審判をした場合にあっては, その第一審裁判所である家庭裁判所)の管轄とするものとする。ただし, ①の審判事件が係属している場合には, 同事件が係属している裁判所の管轄とするものとする。

(2) 手続行為能力(新設)

成年被後見人となるべき者又は成年被後見人は, 次に掲げる審判事件においては, 意思能力を有する限り, 手続行為能力を有するものとする。

a 民法第7条の規定による後見開始の審判事件

b 民法第10条の規定による後見開始の審判の取消しの審判事件

c 民法第843条第1項から第3項までの規定による成年後見人の選任及び同法第849条の2の規定による成年後見監督人の選任の審判事件

d 民法第846条(同法第852条において準用する場合を含む。)の規定による成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件

e 民法第863条の規定による成年後見の事務の報告, 財産の目録の提出, 成年後見の事務又は財産状況の調査, 財産の管理その他の成年後見の事務に関する処分の審判事件

(3) 精神状況に関する意見聴取等

ア 後見開始の審判事件(家事審判規則第24条関係)

【甲案】

家庭裁判所は, 後見開始の審判をするには, 成年被後見人となるべき者の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならないものとする。

(注) 「その他適当な者の意見」を除外し, 医師の診断の結果に限定するか否かについては, なお検討するものとする。

【乙案】

家庭裁判所は, 後見開始の審判をするには, 成年被後見人となるべ

き者の精神の状況について医師その他適当な者に鑑定をさせなければならぬものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

イ 後見開始の審判の取消しの審判事件（新設）

家庭裁判所は、後見開始の審判を取り消すには、成年被後見人の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならぬものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

（注） 「その他適当な者の意見」を除外し、医師の診断の結果に限定するか否かについては、なお検討するものとする。

(4) 陳述聴取等（家事審判規則第25条、第83条、第86条、第92条及び第76条関係）

① 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の陳述を聴かなければならぬものとする。ただし、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人については、その心身の障害により陳述を聴くことができないときは、この限りでないものとする。

a 民法第7条の規定による後見開始の審判

成年被後見人となるべき者

b 民法第10条の規定による後見開始の審判の取消しの審判

成年被後見人及び成年後見人

c 民法第843条第1項から第3項までの規定による成年後見人の選任及び同法第849条の2の規定による成年後見監督人の選任の審判

成年被後見人となるべき者又は成年被後見人

d 民法第846条の規定による成年後見人の解任の審判

成年後見人

e 民法第852条が準用する同法第846条の規定による成年後見監督人の解任の審判

成年後見監督人

② 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の意見を聴かなければならぬものとする。

a 民法第843条第1項から第3項までの規定による成年後見人の選任の審判

成年後見人となるべき者

b 民法第849条の2の規定による成年後見監督人の選任の審判

成年後見監督人となるべき者

(5) 審判の告知等

ア 後見開始の審判事件における成年被後見人となるべき者に対する告知〔通知〕の特則（家事審判規則第26条第2項関係）

（前注） 後見開始の審判において，成年被後見人となるべき者は，審判を受ける者であるから，第2の2(7)ア（エ）によれば審判の告知を受けることになるが，【甲案】及び【乙案】は，その特則について検討するものである。

【甲案】

後見開始の審判は，成年被後見人となるべき者に対し，告知〔通知〕しなければならないものとする。ただし，成年被後見人となるべき者が心身の障害により審判の告知を受けることができないときは，この限りでないものとする。

【乙案】

後見開始の審判は，成年被後見人となるべき者に対し，常に，告知〔通知〕しなければならないものとする。

（注1） この中間試案第2部においては，審判を知らせる場合には「告知」，事実を知らせる場合には「通知」（第1の9(7)，第2の3(1)ア(カ)など）の用語を用いているが，審判の受領能力の要否により「告知」と「通知」を区別すべきであるとの立場から，成年被後見人となるべき者には審判の受領能力がない場合が多いので，同人に審判を知らせることについては「通知」（家事審判規則第26条第2項）の用語を用いるべきとの意見がある。そこで，この点については，なお検討するものとして，亀甲括弧を付している。

（注2） 成年後見人及び成年後見監督人の選任及び解任の審判を成年被後見人となるべき者又は成年被後見人に告知〔通知〕すべきであるかどうかについては，なお検討するものとする。

イ 後見開始の審判事件及び後見開始の審判の取消しの審判事件（家事審判規則第26条第1項及び第28条第1項関係）

次に掲げる審判は，第2の2(7)ア（エ）により告知を受ける者に加え，それぞれにおいて定める者に対し，告知しなければならないものとする。

a 民法第7条の規定による後見開始の審判

民法第843条第1項の規定により成年後見人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

b 民法10条及び第19条第2項の規定による後見開始の審判の取消し

の審判

成年後見人及び成年後見監督人

(6) 即時抗告

ア 後見開始についての審判（家事審判規則第27条関係）

- ① 民法第7条に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第10条第2項に掲げる者（申立人を除く。）は、後見開始の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、成年被後見人となるべき者及び即時抗告をすることができる者であって審判の告知を受ける者でないものがする即時抗告の期間は、民法第843条第1項の規定により成年後見人に選任される者に対する告知があった日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。
- ② 申立人は、後見開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

イ 後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判（家事審判規則第28条第2項関係）

民法第10条に掲げる者は、後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 成年後見人解任についての審判（家事審判規則第87条関係）

- ① 成年後見人は、成年後見人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人、成年後見監督人並びに成年被後見人及びその親族は、成年後見人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

エ 成年後見監督人解任についての審判（家事審判規則第92条第2項及び第87条関係）

- ① 成年後見監督人は、成年後見監督人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人並びに成年被後見人及びその親族は、成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(7) 成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限

ア 後見開始の審判事件

【甲案】

申立人は、裁判所の許可を得ない限り、後見開始の審判事件の申立

てを取り下げることができないものとする。

【乙案】

後見開始の審判事件の申立ての取下げについて、特則を置かず、第2の2(9)によるものとする。

イ 成年後見人が欠けた場合の成年後見人選任の審判事件

【甲案】

成年後見人が欠けたことを理由にして成年後見人選任の申立てをした者は、〔辞任した成年後見人、成年後見監督人及び生活保護法第81条が規定する保護の実施機関は、〕裁判所の許可を得ない限り、成年後見人選任の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

(注) 取下げの制限を受ける者を民法その他の法令により申立てを義務付けられている者（亀甲括弧中に記載の者）に限定するか否かについては、なお検討するものとする。

【乙案】

成年後見人選任の審判事件の申立ての取下げについて、特則を置かず、第2の2(9)によるものとする。

(8) 成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査

ア 成年後見人及び成年後見監督人に対する指示（家事審判規則第84条及び第92条第1項関係）

家庭裁判所は、いつでも、成年後見人又は成年後見監督人に対し、成年被後見人の療養看護、その財産の管理その他の成年後見の事務に関し相当と認める事項を指示することができるものとする。

イ 成年後見の調査（家事審判規則第88条関係）

① 家庭裁判所は、適当な者に、成年後見の事務の調査若しくは成年被後見人の財産の状況の調査をさせ、又は臨時に財産の管理をさせることができるものとする。

② 家庭裁判所は、①の調査をした者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

③ 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に①の調査をさせることができるものとする。

(注) 成年後見人解任事由の報告等については、家事審判規則第86条の2、第89条及び第92条第1項と同様の規律を置くものとすることが考えられる

(9) 審判前の保全処分

ア 後見開始の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容（家事審判規則第23条第1項、第2項及び第6項関係）

- ① 〔後見開始の審判の申立てがあった場合において、〕成年被後見人となるべき者の財産の管理又は成年被後見人となるべき者の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始についての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、成年被後見人となるべき者の財産の管理若しくは成年被後見人となるべき者の監護に関する事項を指示することができるものとする。
- ② 〔後見開始の審判の申立てがあった場合において、〕成年被後見人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、後見開始についての審判が効力を生ずるまでの間、成年被後見人となるべき者の財産上の行為（民法第9条ただし書に規定する行為を除く。）につき、財産の管理者の後見を受けるべきことを命ずることができるものとする。
- ③ ②による審判（以下「後見命令の審判」という。）があったときは、成年被後見人となるべき者及び財産の管理者は、成年被後見人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができるものとする。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用するものとする。

(注) ①及び②の各亀甲括弧のうち、各1番目の亀甲括弧は、保全処分の要件として、本案事件が係属していることが必要か否かについて、第3の2(1)において両案を併記していることに対応するものであり、各2番目の亀甲括弧は、本案事件の係属を保全処分の申立ての要件とした場合に、保全処分の申立てをすることができる者を本案事件の申立人に限定すべきであるか否かについて、なお検討する趣旨のものである。

(イ) 陳述聴取（新設）

家庭裁判所は、後見命令の審判をするには、成年被後見人となるべき者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、成年被後見人となるべき者の心身の障害によりその陳述を聴くことができないとき、又はその陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(ウ) 審判の告知及び効力発生時期の特則（家事審判規則第23条第3項から第5項まで関係）

後見命令の審判は、財産の管理者に対する告知（複数ある場合には、そのうち最も早い告知）によって、その効力を生ずるものとする。

(注1) 成年被後見人となるべき者に対する後見命令の告知〔通知〕については、後見開始の審判の規律と同様とするものとする（(5)ア参照）。

(注2) 財産の管理者及び後見命令等についての審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。なお、成年被後見人となるべき者及び即時抗告をすることができる者であって審判の告知を受ける者でないものがする即時抗告の期間は、第2の3(1)イ(イ)②ただし書の「特別の定め」として、財産の管理者に対する告知があった日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から起算するものとする。

(エ) 財産の管理者の権限等（家事審判法第16条並びに家事審判規則第23条第7項、第32条第1項及び第33条から第36条まで関係）

財産の管理者については、民法第27条から第29条までの規定及び5の(4)の規律を準用するものとする。

イ 成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容（家事審判規則第86条、第92条第2項及び第74条第1項関係）

〔成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件が係属した場合において、〕成年被後見人の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより又は職権で、成年後見人又は成年後見監督人の解任についての審判が効力を生ずるまでの間、成年後見人又は成年後見監督人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。

(注1) 本文の亀甲括弧の趣旨については、ア(ア)の(注)と同じ。

(注2) (ア)により成年後見人又は成年後見監督人の職務執行を停止するには、第3の2(2)エにより、当該成年後見人又は成年後見監督人の陳述を聴かなければならないことを前提にしている。また、(ア)による保全処分についての審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

(注3) 成年後見人等が所在不明である、又は審判書の受取りを拒否しているなどの理由により職務執行停止の審判を当該成年後見人等に対し告知することが困難である場合について、保全処分の効力が生じないことによる不都

合を回避するために必要な手当てをすることについては、なお検討するものとする。

(イ) 職務代行者の改任等（家事審判規則第86条，第92条第2項，第74条第2項，第32条第1項及び第75条関係）

- ① 家庭裁判所は、いつでも、(ア)により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、(ア)により選任し、又は(イ)①により改任した職務代行者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

2 保佐に関する審判事件

(1) 管轄（家事審判規則第29条，第93条第1項及び第3項並びに第73条関係）

- ① 民法第11条の規定による保佐開始の審判事件については、被保佐人となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 保佐に関する審判事件（①に掲げるものを除く。）は、保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。ただし、①の審判事件が係属している場合には、同事件が係属している裁判所の管轄とするものとする。

(2) 手続行為能力（新設）

被保佐人となるべき者又は被保佐人は、次に掲げる審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

- a 民法第11条の規定による保佐の開始の審判事件
- b 民法第13条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判事件
- c 民法第13条第3項の規定による保佐人の同意に代わる許可の審判事件
- d 民法第14条第1項の規定による保佐開始の審判の取消しの審判事件
- e 民法第14条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の定め取消しの審判事件
- f 民法第876条の2第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による保佐人の選任及び同法第876条の3第1項の規定による保佐監督人の選任の審判事件
- g 民法第876条の2第2項及び第876条の3第2項が準用する同法第84

6条の規定による保佐人及び保佐監督人の解任の審判事件

h 民法第876条の4第1項の規定による保佐人に代理権を付与する旨の審判事件

i 民法第876条の4第3項の規定による保佐人に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判事件

j 民法第876条の5第2項が準用する同法第863条の規定による保佐の事務の報告、財産の目録の提出、保佐の事務又は財産状況の調査、財産の管理その他の保佐の事務に関する処分の審判事件

(3) 精神の状況に関する意見聴取等

ア 保佐開始の審判事件（家事審判規則第30条の2及び第24条関係）
後見開始の審判事件と同様とするものとする（1(3)ア参照）。

イ 保佐開始の審判の取消しの審判事件（新設）
後見開始の審判の取消しの審判事件と同様とするものとする（1(3)イ参照）。

(4) 陳述聴取等（家事審判規則第30条の2、第25条、第93条第2項、第83条、第93条第3項及び第76条関係）

① 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の陳述を聴かなければならないものとする。

a 民法第11条の規定による保佐開始の審判

被保佐人となるべき者

b 民法第13条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の定め

被保佐人となるべき者又は被保佐人

c 民法第13条第3項の規定による保佐人の同意に代わる許可の審判

保佐人

d 民法第14条第1項の規定による保佐開始の審判の取消しの審判

被保佐人及び保佐人

e 民法第876条の2第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による保佐人の選任及び同法第876条の3第1項の規定による保佐監督人の選任の審判

被保佐人となるべき者又は被保佐人

f 民法第876条の2第2項が準用する同法第846条の規定による保佐人の解任の審判

保佐人

g 民法第876条の3第2項が準用する同法第846条の規定による保佐監督人の解任の審判

保佐監督人

② 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の意見を聴かなければならないものとする。

a 民法第876条の2第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による保佐人の選任の審判

保佐人となるべき者

b 民法第876条の3第1項の規定による保佐監督人の選任の審判

保佐監督人となるべき者

(5) 審判の告知（家事審判規則第30条の3，第30条の5及び第30条の6第1項関係）

次に掲げる審判は、第2の2(7)ア(エ)により告知を受ける者に加え、それぞれにおいて定める者に対し、告知しなければならないものとする。

a 民法第11条の規定による保佐開始の審判

民法第876条の2第1項の規定により保佐人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

b 民法第13条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判

保佐人及び保佐監督人（保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判と同時に保佐人又は保佐監督人を選任する審判をする場合にあっては、保佐人又は保佐監督人となるべき者）

c 民法第13条第3項の規定による保佐人の同意に代わる許可の審判

保佐人及び保佐監督人

d 民法第14条第1項及び第19条の規定による保佐開始の審判の取消しの審判

保佐人及び保佐監督人

e 民法第14条第2項の規定による保佐人の同意を得なければならない行為の定め取消しの審判

保佐人及び保佐監督人

f 民法第876条の4第1項の規定による保佐人に代理権を付与する旨の審判

被保佐人及び保佐監督人（保佐人に代理権を付与する旨の審判と

同時に保佐監督人を選任する審判をする場合にあつては、保佐監督人となるべき者)

- g 民法第876条の4第3項の規定による保佐人に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判

被保佐人及び保佐監督人

(注) 保佐人及び保佐監督人の選任及び解任の審判を被保佐人となるべき者又は被保佐人に告知することについては、なお検討するものとする。

(6) 即時抗告

- ア 保佐開始についての審判（家事審判規則第30条の4及び第27条第2項関係）

① 民法第11条本文に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第10条第2項に掲げる者（申立人を除く。）は、保佐開始の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、被保佐人となるべき者及び即時抗告をすることができる者であつて審判の告知を受ける者でないものがする即時抗告の期間は、被保佐人となるべき者及び民法第871条の2第1項の規定により保佐人に選任される者に対する告知があつた日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。

② 申立人は、保佐開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

- イ 保佐開始の審判の取消しの申立てを却下する審判（家事審判規則第30条の6第2項関係）

民法第14条第1項に掲げる者は、保佐開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

- ウ 保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判（新設）

被保佐人（申立人を除く。）は、保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

- エ 保佐人解任についての審判（家事審判規則第93条第3項及び第87条関係）

① 保佐人は、保佐人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人、保佐監督人並びに被保佐人及びその親族は、保佐人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

- オ 保佐監督人解任についての審判（家事審判規則第93条第3項及び第

87条関係)

① 保佐監督人は、保佐監督人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人並びに被保佐人及びその親族は、保佐監督人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 申立人は、保佐人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

(7) 保佐に関する審判事件における申立ての取下げ制限

ア 保佐開始の審判事件

【甲案】

申立人は、裁判所の許可を得ない限り、保佐開始の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

【乙案】

保佐開始の審判事件の申立ての取下げについて、特則を置かず、第2の2(9)によるものとする。

イ 保佐人が欠けた場合の保佐人選任の審判事件

【甲案】

保佐人が欠けたことを理由にして保佐人選任の申立てをした者は、〔辞任した保佐人、保佐監督人は、〕裁判所の許可を得ない限り、保佐人選任の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

(注) 取下げの制限を受ける者を民法その他の法令により申立てを義務付けられている者（亀甲括弧中に記載の者）に限定するか否かについては、なお検討するものとする。

【乙案】

保佐人選任の審判事件の申立ての取下げについて、特則を置かず、第2の2(9)によるものとする。

(8) 保佐人等に対する指示及び保佐の調査（家事審判規則第93条第2項、第84条、第86条の2、第93条の2及び第93条の3関係）

成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査と同様とするものとする（1(8)参照）。

(9) 審判前の保全処分

ア 保佐開始の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容（家事審判規則第30条第1項、第2項及び第5

項関係)

- ① [保佐開始の審判の申立てがあった場合において、] 被保佐人となるべき者の財産の管理又は被保佐人となるべき者の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、[当該申立てをした者の] 申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、保佐開始についての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、被保佐人となるべき者の財産の管理若しくは被保佐人となるべき者の監護に関する事項を指示することができるものとする。
- ② [保佐開始の審判の申立てがあった場合において、] 被保佐人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、[当該申立てをした者の] 申立てにより、保佐開始についての審判が効力を生ずるまでの間、被保佐人となるべき者の財産上の行為(民法第13条第1項に規定する行為に限る。)につき、財産の管理者の保佐を受けるべきことを命ずることができるものとする。
- ③ ②による審判(以下「保佐命令の審判」という。)があったときは、被保佐人となるべき者及び財産の管理者は、被保佐人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為(民法第13条第1項に規定する行為に限る。)を取り消すことができるものとする。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用するものとする。

(注) ①及び②の亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア(ア)(注)と同じ。

(イ) 陳述聴取(新設)

家庭裁判所は、保佐命令の審判をするには、被保佐人となるべき者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(ウ) 審判の告知及び効力発生時期の特則(家事審判規則第30条第3項及び第4項関係)

【甲案】

保佐命令の審判の効力発生時期については、特則を置かず、第3の2(2)ウ(ウ)により、審判を受ける者である被保佐人となるべき者に審判を告知することによってその効力を生ずるものとする。

【乙案】

保佐命令の審判の効力発生時期については、第3の2(2)ウ(ウ)の特則を置き、保佐命令の審判は、被保佐人となるべき者に対する告知又は財産の管理者に対する告知（複数ある場合には、そのうち最も早い告知）によってその効力を生ずるものとする。

(注) (ア)による保全処分についての審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。なお、被保佐人となるべき者及び即時抗告をすることができる者であって審判の告知を受ける者でないものがする即時抗告の期間は、第2の3(1)イ(イ)②ただし書の「特別の定め」として、被保佐人となるべき者及び財産の管理者に対し告知があった日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から起算するものとする。

(エ) 財産の管理者の権限等（家事審判法第16条並びに家事審判規則第30条第6項、第32条第1項及び第33条から第36条まで関係）

財産の管理者については、民法第27条から第29条までの規定及び5の(4)の規律を準用するものとする。

イ 保佐人又は保佐監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分(家事審判規則第93条第3項、第74条及び第75条関係)

成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分と同様とするものとする(1(9)イ参照)。

3 補助に関する審判事件

(1) 管轄（家事審判規則第30条の7、第93条第1項及び第3項並びに第73条関係）

① 民法第15条第1項の規定による補助開始の審判事件については、被補助人となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

② 補助に関する審判事件（①に掲げるものを除く。）は、補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。ただし、①の審判事件が係属している場合には、同事件が係属している裁判所の管轄とするものとする。

(2) 手続行為能力（新設）

被補助人となるべき者又は被補助人は、次に掲げる審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

a 民法第15条の規定による補助開始の審判事件

b 民法第17条第1項の規定による補助人の同意を得なければならない

行為の定めめの審判事件

- c 民法第17条第3項の規定による補助人の同意に代わる許可の審判事件
 - d 民法第18条第1項又は同条第3項の規定による補助開始の審判の取消しの審判事件
 - e 民法第18条第2項の規定による補助人の同意を得なければならない行為の定めめの審判の取消しの審判事件
 - f 民法第876条の7第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による補助人の選任及び同法第876条の8第1項の規定による補助監督人の選任の審判事件
 - g 民法第876条の7第2項及び同法第876条の8第2項が準用する同法第846条の規定による補助人及び補助監督人の解任の審判事件
 - h 民法第876条の9第1項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判事件
 - i 民法第876条の9第2項が準用する同法第876条の4第3項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判事件
 - j 民法第876条の10第1項が準用する同法第863条の規定による補助の事務の報告、財産の目録の提出、補助の事務又は財産状況の調査、財産の管理その他の補助の事務に関する処分等の審判事件
- (3) 精神の状況に関する意見聴取（家事審判規則第30条の9関係）
家庭裁判所は、補助開始の審判をするには、被補助人となるべき者の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならないものとする。
- (4) 陳述聴取等（家事審判規則第30条の10、第25条、第93条第2項、第83条、第93条第3項及び第76条関係）
- ① 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の陳述を聴かなければならないものとする。
 - a 民法第15条第1項の規定による補助開始の審判
被補助人となるべき者
 - b 民法第17条第3項の規定による補助人の同意に代わる許可の審判
補助人
 - c 民法第18条第1項又は第3項の規定による補助開始の審判の取消しの審判
被補助人及び補助人
 - d 民法第876条の7第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条

第2項及び第3項の規定による補助人の選任及び同法第876条の8第1項の規定による補助監督人の選任の審判

被補助人となるべき者又は被補助人

e 民法第876条の7第2項が準用する同法第846条の規定による補助人の解任の審判

補助人

f 民法第876条の8第2項が準用する同法第846条の規定による補助監督人の解任の審判

補助監督人

② 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の意見を聴かなければならないものとする。

a 民法第876条の7第1項並びに同条第2項が準用する同法第843条第2項及び第3項の規定による補助人の選任の審判

補助人となるべき者

b 民法第876条の8第1項の規定による補助監督人の選任の審判

補助監督人となるべき者

(5) 審判の告知（家事審判規第30条の11、第30条の13及び第30条の14第1項関係）

次に掲げる審判は、第2の2(7)ア(エ)により告知を受ける者に加え、それぞれにおいて定める者に対し、告知しなければならないものとする。

a 民法第15条第1項の規定による補助開始の審判

民法第876条の7第1項の規定により補助人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律第10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

b 民法第17条第1項の規定による補助人の同意を得なければならない行為の定め

補助人及び補助監督人（補助人の同意を得なければならない行為の定め

の定め

の定め

の定め

の定め

の定め

の定め

の定め

の定め

の定め

の定め

e 民法第18条第2項の規定による補助人の同意を得なければならない行為の定め
の審判の取消しの審判

補助人及び補助監督人

f 民法第876条の9第1項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判

被補助人及び補助監督人（補助人に代理権を付与する旨の審判と同時に補助監督人を選任する審判をする場合にあっては、補助監督人となるべき者）

g 民法第876条の9第2項が準用する同法第876条の4第3項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判

被補助人及び補助監督人

(注) 補助人及び補助監督人の選任及び解任の審判を被補助人又は被補助人となるべき者に告知することについては、なお検討するものとする。

(6) 即時抗告

ア 補助開始についての審判（家事審判規則第30条の12及び第27条第2項関係）

① 民法第15条第1項本文に掲げる者及び任意後見契約に関する法律第10条第2項に掲げる者（申立人を除く。）は、補助開始の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、被補助人となるべき者及び即時抗告をすることができる者であって審判の告知を受ける者でないものがする即時抗告の期間は、被補助人となるべき者及び民法第876条の7第1項の規定により補助人に選任される者に対する告知があった日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。

② 申立人は、補助開始の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

イ 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判（家事審判規則第30条の14第2項関係）

民法第18条第1項に掲げる者は、補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする

ウ 補助人解任についての審判（家事審判規則第93条第3項及び第87条関係）

① 補助人は、補助人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人、補助監督人並びに被補助人及びその親族は、補助人の解

任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

エ 補助監督人解任についての審判（家事審判規則第93条第3項及び第87条関係）

① 補助監督人は、補助監督人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人並びに被補助人及びその親族は、補助監督人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 申立人は、補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

(7) 補助に関する審判事件における申立ての取下げ制限

ア 補助開始の審判事件

【甲案】

申立人は、裁判所の許可を得ない限り、補助開始の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

【乙案】

補助開始の審判事件の申立ての取下げについて、特則を置かず、第2の2(9)によるものとする。

イ 補助人が欠けた場合の補助人選任の審判事件

【甲案】

補助人が欠けたことを理由にして補助人選任の申立てをした者は、〔辞任した補助人、補助監督人は、〕裁判所の許可を得ない限り、補助人選任の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

(注) 取下げの制限を受ける者を民法その他の法令により申立てを義務付けられている者（亀甲括弧中に記載の者）に限定するか否かについては、なお検討するものとする。

【乙案】

補助人選任の審判事件の申立ての取下げについて、特則を置かず、第2の2(9)によるものとする。

(8) 補助人等に対する指示及び補助の調査（家事審判規則第93条第2項、第84条、第86条の2、第93条の2及び第93条の3条関係）

成年後見人等に対する指示及び成年後見の調査と同様とするものとする（1(8)参照）。

- (9) 審判前の保全処分（家事審判規則第30条の8，第93条第3項，第74条及び第75条関係）

補助開始の審判事件を本案とする保全処分については保佐開始の審判事件を本案とする保全処分と，補助人又は補助監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分については保佐人又は保佐監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分と，それぞれ同様とするものとする（2(9)参照）。

4 失踪の宣告に関する審判事件

- (1) 管轄（家事審判規則第38条関係）

- ① 民法第30条の規定による失踪の宣告の審判事件は，不在者の従来の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 民法第32条第1項の規定による失踪の宣告の取消しの審判事件は，失踪者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

- (2) 審判の告知（新設）

（前注） 失踪の宣告をする審判における不在者及び失踪の宣告を取り消す審判における失踪者は，審判を受ける者であるから，第2の2(7)ア（エ）によれば審判の告知を受けることになるが，(2)は，その特則について検討するものである。

- ① 失踪の宣告をする審判は，不在者に対し，告知することを要しないものとする。
- ② 失踪の宣告を取り消す審判は，事件記録上失踪者の住所又は居所が判明している場合に限り，審判を受ける者である失踪者に対し，告知しなければならないものとする。

（注1） 失踪の宣告をする審判は，不在者の相続人に対し，告知するものとする
ことについては，なお検討するものとする。

（注2） 失踪の宣告を取り消す審判は，失踪者の相続人に対し，告知するものとする
ことについては，なお検討するものとする。

- (3) 即時抗告

ア 失踪の宣告についての審判（家事審判規則第42条及び第27条第2項関係）

- ① 不在者及び利害関係人（申立人を除く。）は，失踪の宣告をする審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は，失踪の宣告の申立てを却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

- イ 失踪の宣告の取消しについての審判（家事審判規則第43条関係）
- ① 利害関係人（申立人を除く。）は、失踪の宣告を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
 - ② 失踪者及び利害関係人は、失踪の宣告の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- (4) 公示催告手続（家事審判規則第39条から第41条まで関係）
- ① 失踪の宣告をするには、公示催告の手続を経なければならないものとする。
 - ② 公示催告期間は、民法第30条第1項の場合には3か月以上、同条第2項の場合には1か月以上でなければならないものとする。
 - ③ 公示催告の公示は、公告の方法とするものとする。
- (注1) 公告は、家庭裁判所の掲示板に掲示し、かつ、官報に掲載する方法によつてするものとする（ただし、家庭裁判所が相当と認めるときは、日刊新聞紙にも掲載して公告することを命ずることができるものとする。）ことが考えられる。
- (注2) 公示催告の記載事項については、家事審判規則第40条と同様の規律を置くものとすることが考えられる。
- (5) その他
- (注) 不在者又は失踪者は、失踪の宣告に関する審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

5 財産の管理に関する審判事件

- (1) 管轄（家事審判規則第31条、第68条、第60条、第52条第2項、第82条、第90条、第91条及び第99条関係）
- ① 民法第25条から第29条までの規定による不在者の財産の管理に関する処分の審判事件は、不在者の従来住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
 - ② 民法第830条第2項から第4項までの規定による第三者が子に与えた財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、父又は母を同じくする数人の子についての申立ては、その一人の子の住所地の家庭裁判所にすることができるものとする。
 - ③ 民法第869条が準用する同法第830条第2項から第4項までの規定による第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理者の選任その他の財

産の管理に関する処分の審判事件は、未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

- ④ 民法第869条が準用する同法第830条第2項から第4項までの規定による第三者が成年被後見人に与えた財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の審判事件は、〔成年被後見人の住所地の家庭裁判所〕〔後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）〕の管轄とするものとする。

(注) ④の管轄裁判所については、亀甲括弧を付した家庭裁判所のいずれが相当か、なお検討するものとする。

- ⑤ 民法第895条の規定による遺産の管理に関する処分の審判事件は、推定相続人の廃除又は廃除の取消しの審判事件が係属している裁判所の管轄とするものとする。ただし、被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を表示し、又は廃除を取り消す意思を表示した場合において、廃除又は廃除の取消しの審判の申立てがされていないときは、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

- ⑥ 民法第918条第2項及び第3項（同法第926条第2項、第936条第3項及び第940条第2項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件並びに同法第952条、第953条及び第958条の規定による相続財産の管理人の選任その他の相続財産の管理に関する処分の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

- ⑦ 民法第943条（同法第950条第2項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の管理に関する処分の審判事件は、相続財産の分離に関する審判事件が係属している裁判所（相続財産の分離を命ずる審判確定後は同審判を命じた家庭裁判所。抗告裁判所が相続財産の分離を命ずる審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。

(2) 手続行為能力（新設）

- ① 子は、民法第830条第2項から第4項までの規定による財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。
- ② 被後見人は、民法第869条が準用する同法第830条第2項から第4項までの規定による財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有

するものとする。

(3) 相続人全員の限定承認と管理人の選任（家事審判規則第116条関係）

民法第936条第1項の規定による数人の相続人の全員が限定承認をした場合における相続財産の管理人の選任は、家庭裁判所又は抗告裁判所が限定承認の申述を受理したとき、その裁判所が、職権であるものとする。

(4) 不在者財産管理人等の権限等

ア 不在者財産管理人等の権利義務（家事審判法第16条関係）

財産の管理に関する審判事件において選任された不在者財産管理人その他の財産を管理する者（以下「不在者財産管理人等」という。）については、民法第644条、第646条、第647条及び第650条の規定を準用するものとする。

イ 不在者財産管理人等の改任（家事審判規則第32条等関係）

家庭裁判所は、いつでも、不在者財産管理人等を改任することができるものとする。

ウ 財産状況の報告及び担保等（家事審判規則第33条から第36条まで等関係）

① 家庭裁判所は、不在者財産管理人等に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができるものとする。民法第27条第2項の場合には、不在者が置いた管理人（以下「管理人」という。）についても、同様とするものとする。

② ①の報告及び計算に要する費用は、管理される者の財産の中から支弁するものとする。

③ 家庭裁判所は、不在者財産管理人等及び管理人に対し、その供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができるものとする。

④ 不在者財産管理人等又は管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を囑託しなければならないものとする。

⑤ ④による囑託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添付しなければならないものとする。

⑥ ④及び⑤の規律は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記について準用するものとする。

（注）財産目録作成の方法等については、家事審判規則第35条及び第36条と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

(5) 処分の取消し（家事審判規則第37条等関係）

家庭裁判所は、財産の管理をされていた者が自ら財産を管理することができるようになったとき、又は管理すべき財産がなくなったときその他財産の管理を継続することが相当でないときは、不在者財産管理人等、管理人、財産を管理されていた者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、その命じた処分を取り消さなければならないものとする。

(注) 管理人選任・相続人搜索の公告については、家事審判規則第119条と同様の規律を置くものとするが考えられる。

(6) その他

(注) 民法第918条第2項及び第3項（同法第926条第2項、第936条第3項及び第940条第2項において準用する場合を含む。）及び同法第943条第1項（同法第950条第2項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の管理人の選任の審判は、第2の2(7)ア(エ)により告知を受ける者とされた者のほか、相続人等に告知しなければならないものとする規律を置くことについては、なお検討するものとする。

6 婚姻に関する審判事件

(前注) 民法第758条第2項及び第3項の規定に基づく夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分の審判事件を、調停をすることができない事項についての審判事件とすることについては、なお検討するものとする(第5の1の(注)参照)。上記の審判事件を、調停をすることができない事項についての審判事件とした場合には、その事件における相手方は、「他方配偶者」と表現することになる。

(1) 管轄（家事審判規則第45条、第47条、第51条、第52条、第56条及び第57条関係）

① 民法第752条の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件、同法第758条第2項及び第3項の規定に基づく夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分の審判事件、同法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判事件及び同法第768条第2項（同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。）の規定による離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分の審判事件は、

【甲案】

相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

【乙案】

夫又は妻の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

- ② 民法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、父又は母を同じくする数人の子についての申立ては、その一人の子の住所地の家庭裁判所にすることができるものとする。
- ③ 民法第769条第2項（同法第749条、第751条第2項及び第771条において準用する場合を含む。）の規定による離婚、婚姻の取消し、生存配偶者の復氏又は生存配偶者の意思表示による姻族関係の終了の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判事件は、その所有権者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(2) 手続行為能力（新設）

- ① 夫及び妻は、民法第752条の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。ただし、財産上の給付を求める審判事件については、この限りでないものとする。
- ② 子は、民法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。ただし、財産上の給付を求める審判事件については、この限りでないものとする。

(注) 子は、利害関係人として民法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件の手続に裁判所の許可を得て参加することができるが、さらに、利害関係人として当然に参加することができるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

(3) 陳述聴取（家事審判規則第54条関係）

家庭裁判所は、民法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件において、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分（監護費用の分担に関する処分を除く。）をするには、子の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、子が15歳未満であるときは、この限りでないものとする。

(注1) 子が15歳未満である場合には、陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により子の意思を把握するように努めなければならないことを

前提としている（第1の15参照）。

（注2） 民法第758条第2項及び第3項の規定に基づく夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分の審判事件を、調停をすることができない事項についての審判事件とした場合であっても、管理者の変更又は管理者の変更に伴って共有財産の分割の処分をするときは、相手方（他方配偶者）の陳述を聴かなければならないものとするを前提としている。

（4） 給付命令等

ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判（家事審判規則第46条，第96条，第98条及び第49条関係）

① 家庭裁判所は，民法第752条の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判においては，扶助の程度若しくは方法を定め，又はこれを変更する場合には，必要な事項を指示することができるものとする。

② 家庭裁判所は，①の審判においては，金銭の支払，物の引渡し，登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとする。

イ 離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分の審判等（家事審判規則第49条，第51条及び第56条関係）

家庭裁判所は，次に掲げる審判においては，金銭の支払，物の引渡し，登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとする。

a 民法第758条第2項及び第3項の規定に基づく夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分の審判

b 民法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判

c 民法第768条第2項（同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。）の規定による離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分の審判

ウ 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判（家事審判規則第53条関係）

家庭裁判所は，民法第766条第1項及び第2項（同法第749条，第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定により子の監護者の指定その他子の監護について必要な事項を定め，又は子の監護者を変更し，その他子の監護について相当な処分を命ずる審判においては，子の引渡し又は監護費用その他の財産上の給付を命ずることができるものとする。

（注） 「子の監護について必要な事項」の例示として「面会交流の方法」や「監

護費用の分担」を明示することについては、なお検討するものとする。

エ 離婚等の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判（家事審判規則第58条関係）

家庭裁判所は、民法第769条第2項（同法第749条、第751条第2項及び第771条において準用する場合を含む。）の規定による離婚、婚姻の取消し、生存配偶者の復氏又は生存配偶者の意思表示による姻族関係の終了の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者を指定する審判においては、系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができるものとする。

(5) 即時抗告

ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分等についての審判（家事審判規則第46条、第97条、第50条及び第51条関係）

夫及び妻は、次に掲げる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

a 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分についての審判

b 夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分についての審判

c 婚姻から生ずる費用の分担に関する処分についての審判

イ 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についての審判（家事審判規則第55条関係）

父、母及び子の監護者は、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 子の即時抗告権については、子に対する審判の告知の規律と併せてなお検討するものとする。

ウ 離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分についての審判（家事審判規則第56条及び第50条関係）

夫又は妻であった者は、離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

エ 離婚等の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定についての審判（家事審判規則第59条関係）

婚姻の当事者その他の利害関係人は、民法第769条第2項の規定による離婚による復氏の際の系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指

定についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。民法第749条、第751条第2項及び第771条において準用する同法第769条第2項の規定による婚姻取消し、生存配偶者の復氏又は生存配偶者の意思表示による婚姻関係の終了の場合における系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定についての審判においても、同様とするものとする。

(6) その他

(注1) 民法第752条の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分についての審判、同法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分についての審判及び同法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についての審判については、事情変更による審判の変更又は取消しをすることができることを前提にして、この点に関する特段の規定を置かないものとする。なお検討するものとする。

(注2) 民法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判事件、同法第766条第1項及び第2項（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件、同法第768条第2項（同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。）の規定による離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分の審判事件において、収入、支出、保有資産について当事者に開示義務を課すなど、必要な裁判資料を得やすくする方策に関する規律を置くことについては、なお検討するものとする。

(注3) 夫婦財産契約による管理者の変更に附帯してされる共有財産の分割の処分の具体的手続（家事審判規則第48条関係）については、6（前注）の検討の結果を踏まえて、なお検討するものとする。

(7) 審判前の保全処分

ア 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件等を本案とする保全処分（家事審判規則第46条、第95条、第51条、第56条及び第52条の2関係）

次に掲げる審判事件については、〔本案の申立てがあった場合において、〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

- a 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件
- b 婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判事件
- c 離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分の審判事件

(注1) 本文の亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア(ア)の(注)と同じ。

(注2) アにより仮の地位を定める仮処分をするには、第3の2(2)エにより、保全処分の相手方の陳述を聴かなければならないことを前提にしている。また、アによる保全処分についての審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

イ 夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容(家事審判規則第47条、第106条第1項、第23条第1項及び第52条の2関係)

① [夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分の審判の申立てがあった場合において、]相手方の管理する申立人所有の財産又は共有財産の管理のため必要があるときは、家庭裁判所は、[当該申立てをした者の]申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、夫婦財産契約による管理者の変更又は共有財産の分割についての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、相手方の管理する申立人所有の財産又は共有財産の管理に関する事項を指示することができるものとする。

② [夫婦財産契約による管理者の変更若しくは共有財産の分割に関する処分の審判の申立てがあった場合において、]強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、[当該申立てをした者又は相手方の]申立てにより、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

(注1) ①及び②の各亀甲括弧のうち、各1番目の亀甲括弧は、保全処分の要件として、本案事件が係属していることが必要か否かについて、第3の2(1)において両案を併記していることに対応するもの、各2番目の亀甲括弧は、本案事件の係属を保全処分の申立ての要件とした場合に、保全処分の申立てをすることができる者を、①については本案事件の申立人、②については本案事件の申立人又は相手方にそれぞれ限定すべきであるか否かについて、なお検討する趣旨のものである。

(注2) (ア) ②により仮の地位を定める仮処分をするためには、保全処分の

相手方から陳述を聴取しなければならないことについて、第3の2(2)エを参照。また、保全処分の審判又は保全処分の申立てを却下する審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

(イ) 財産の管理者の権限等（家事審判法第16条並びに家事審判規則第47条、第48条第3項、第106条第1項、第23条第7項、第32条第1項及び第33条から第36条まで関係）

(ア) ①により選任された財産の管理者については、民法第27条から第29条までの規定及び5の(4)の規律を準用するものとする。

ウ 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容（家事審判規則第52条の2関係）

〔本案の申立てがあった場合において、〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

(注) 本文の亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア(ア)の(注)と同じ。

(イ) 陳述聴取（新設）

家庭裁判所は、(ア)により仮の地位を定める仮処分（監護費用の仮払の仮処分を除く。）をするには、子の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるとき又は子が15歳未満であるときは、この限りでないものとする。

(注1) 子が15歳未満である場合には、陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により子の意思を把握するように努めなければならないことを前提としている（第1の15参照）。

(注2) (ア)により仮の地位を定める仮処分をするためには、(イ)のほか、保全処分の相手方から陳述を聴取しなければならないことについて、第3の2(2)エを参照。また、保全処分の審判又は保全処分の申立てを却下する審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

7 親子関係の審判事件

(1) 子の氏の変更の許可の審判事件

ア 管轄（家事審判規則第62条、第52条第2項及び第60条関係）

民法第791条第1項又は第3項の規定による子の氏の変更の許可の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。た

だし、父又は母を同じくする数人の子についての申立ては、その一人の子の住所地の家庭裁判所にすることができるものとする。

イ 手続行為能力（新設）

子は、民法第791条第1項又は第3項の規定による子の氏の変更の許可の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。ただし、子が15歳未満であるときは、この限りでないものとする。

ウ 即時抗告（家事審判規則第62条及び第27条第2項関係）

申立人は、子の氏の変更の許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(2) 養子をするについての許可の審判事件

ア 管轄（家事審判規則第63条関係）

民法第794条又は第798条の規定による養子をするについての許可の審判事件は、養子となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

イ 手続行為能力（新設）

養親となるべき者及び養子となるべき者は、民法第794条又は第798条の規定による養子をするについての許可の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。ただし、15歳未満の養子となるべき者については、この限りでないものとする。

(注) 養子となるべき者が15歳以上である場合には、利害関係人として民法第794条又は第798条の規定による養子をするについての許可の審判事件の手續に裁判所の許可を得て参加することができるが、さらに、利害関係人として当然に参加することができるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

ウ 陳述聴取（新設）

① 家庭裁判所は、養子をするについての許可の審判をするには、養子となるべき者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その者が15歳未満である場合又はその者の心身の障害によりその陳述を聴くことができない場合は、この限りでないものとする。

② 家庭裁判所は、養子となるべき者が未成年者である場合において、養子をするについての許可の審判をするときは、養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人の陳述を聴かなければならないものとする。

(注) 養子となるべき者が15歳未満である場合には、陳述聴取、家庭裁判所調

査官の調査その他の適切な方法により子の意思を把握するように努めなければならないことを前提としている（第1の15参照）。

エ 審判の告知

【甲案】

養子をするについての許可の審判は、第2の2(7)ア(エ)により養親となるべき者に対し、告知しなければならないものとし、養子となるべき者に対しては告知することを要しないものとする。

【乙案】

養子をするについての許可の審判は、第2の2(7)ア(エ)により養親となるべき者に告知するほか、養子となるべき者に対し、告知しなければならないものとする。ただし、養子となるべき者が15歳未満である場合には、養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人に対し、告知をするものとする。

オ 即時抗告（家事審判規則第63条の2及び第27条第2項関係）

申立人は、養子をするについての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 15歳以上の養子となるべき者及び養子となるべき者が15歳未満である場合において養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人が、養子をするについての許可の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができるものとするについては、なお検討するものとする。

(3) 死後離縁をするについての許可の審判事件

ア 管轄（家事審判規則第64条関係）

民法第811条第6項の規定による死後離縁をするについての許可の審判事件は、申立人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

イ 手続行為能力（新設）

養親及び養子は、民法第811条第6項の規定による死後離縁をするについての許可の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。ただし、15歳未満の養子については、この限りでないものとする。

ウ 養子の代襲者への通知等

【甲案】

家庭裁判所は、死後離縁をするについての許可の申立てがあった場合においては、その申立てが不適法であるとき又はその申立てに理由がないことが明らかなきを除き、養子の代襲者で養親の相続人とな

るべきものに対し、その旨を通知するものとするものとする。

【乙案】

① 甲案と同じ。

② 家庭裁判所は、死後離縁をするについての許可の審判をするには、養子の代襲者で養親の相続人となるべきものの陳述を聴かなければならないものとする。

③ 死後離縁をするについての許可の審判は、第2の2(7)ア(エ)により申立人に告知をするほか、養子の代襲者で養親の相続人となるべきものに対し、告知しなければならないものとする。

(注) 甲案及び乙案のいずれも、事件記録上その氏名及び住所又は居所が判明している場合に限り、通知(陳述聴取及び審判の告知)をするものとすることを前提としている。

エ 即時抗告(家事審判規則第64条の2及び第27条第2項関係)

① 利害関係人は、死後離縁を許可する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人は、死後離縁をするについての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(4) 離縁等による復氏の際の系譜等の所有権の承継者の指定の審判事件

ア 管轄(家事審判規則第69条及び第57条関係)

民法第808条第2項及び第817条が準用する同法第769条第2項の規定による縁組の取消し又は離縁による復氏の際の系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判事件は、その所有権者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

イ 引渡命令(家事審判規則第69条及び第58条関係)

家庭裁判所は、民法第808条第2項及び第817条が準用する同法第769条第2項の規定による縁組の取消し又は離縁による復氏の際の系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者を指定する審判においては、系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができるものとする。

ウ 即時抗告(家事審判規則第69条及び第59条関係)

離縁の当事者その他の利害関係人は、民法第808条第2項及び第817条が準用する同法第769条第2項の規定による縁組の取消し又は離縁による復氏の際の系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(5) 特別養子縁組に関する審判事件

ア 管轄(家事審判規則第64条の3及び第64条の11関係)

① 特別養子縁組の審判事件は、養親となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

② 特別養子縁組の離縁の審判事件は、養親の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(注) 特別養子縁組を成立させる審判の申立てについては、家事審判規則第64条の4の規律と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

イ 手続行為能力（新設）

① 養親及び養子の父母は、特別養子縁組の成立の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

② 養親、養子及び養子の実父母は、特別養子縁組の離縁の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

ウ 陳述聴取

(ア) 特別養子縁組の成立（家事審判規則第64条の7関係）

① 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立についての審判をするには、養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人の陳述を聴かなければならないものとする。

② 家庭裁判所は、特別養子縁組を成立させる審判をするには、①に掲げる者のほか、養子となるべき者の父母が知れないときを除き、次に掲げる者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、養子となるべき者の父母については、その同意がないときは、審問の期日においてその陳述を聴かなければならないものとする。

a 養子となるべき者の父母

b 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者又は養子となるべき者の父母の後見人

(イ) 特別養子縁組の離縁（家事審判規則第64条の13関係）

① 家庭裁判所は、特別養子縁組の離縁についての審判をするには、次に掲げる者の陳述を聴かなければならないものとする。

a 養子の実父母、養子の実父母に対し親権を行う者又は養子の実父母の後見人

b 養子に対し親権を行う者又は養子の後見人

② 家庭裁判所は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判をするには、①に掲げる者のほか、養子、養親及びその後見人の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、養子について

は、その者が15歳未満であるときは、この限りでないものとする。

- ③ 家庭裁判所は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判をする場合において、①及び②により養子、養親及び養子の実父母の陳述を聴くときは、審問の期日にその陳述を聴かなければならないものとする。

(注) 養子が15歳未満である場合には、陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により子の意思を把握するように努めなければならないことを前提としている(第1の15参照)。

エ 審判の告知(新設)

(前注) 特別養子縁組を成立させる審判における養子となるべき者及び特別養子縁組の当事者を離縁させる審判における養子は、審判を受ける者であるから、第2の2(7)ア(エ)によれば審判の告知を受けることになるが、(ア)③及び(イ)②は、その特則について検討するものである。

(ア) 特別養子縁組を成立させる審判

- ① 特別養子縁組を成立させる審判は、第2の2(7)ア(エ)により告知を受ける者(養子となるべき者を除く。)に加え、次に掲げる者に対し、告知しなければならないものとする。
- a 養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人
 - b 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者又は養子となるべき者の父母の後見人
- ② 特別養子縁組を成立させる審判は、養子となるべき者の父母が知れないときは、第2の2(7)ア(エ)及び(ア)①にかかわらず、養子となるべき者の父母及び養子となるべき者の父母に対し親権を行う者又は養子となるべき者の父母の後見人に対し、告知することを要しないものとする。
- ③ 特別養子縁組を成立させる審判は、養子となるべき者に対し、告知することを要しないものとする。

(注) 児童相談所等への通知については、家事審判規則第64条の10と同様の規律を置くものとするのが考えられる。

(イ) 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判

- ① 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判は、第2の2(7)ア(エ)により告知を受ける者(養子を除く。)に加え、次に掲げる者に対し、告知しなければならないものとする。

- a 養親の後見人
- b 養子に対し親権を行う者又は養子の後見人
- c 養子の実父母に対し親権を行う者又は養子の実父母の後見人

② 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判は、〔養子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して養子の福祉を害すると認める場合を除き、〕養子に対し、告知〔通知〕しなければならないものとする。

(注1) 養子に対して特別養子縁組の当事者を離縁させる審判を知らせることを「告知」とするか、又は「通知」とするかについては、1(5)ア(注1)参照。

(注2) 養子に対して特別養子縁組の当事者を離縁させる審判を告知〔通知〕しなければならないことの例外については、養子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して養子の福祉を害すると認める場合を除くとの規律を置くことを念頭に、なお検討するものとする。

オ 即時抗告

(ア) 特別養子縁組の成立についての審判（家事審判規則第64条の8及び第27条第2項関係）

① 養子となるべき者の父母、その父母に対し親権を行う者又はその父母の後見人及び養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人（申立人を除く。）は、特別養子縁組を成立させる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人は、特別養子縁組を成立させる審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(イ) 特別養子縁組の離縁についての審判（家事審判規則第64条の14及び第27条第2項関係）

① 養親、養親の後見人、養子、養子に対し親権を行う者又は養子の後見人、養子の実父母及び養子の実父母に対し親権を行う者又は養子の実父母の後見人（申立人を除く。）は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、養子のする即時抗告の期間は、養子以外の審判の告知を受ける者に対する告知があった日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。

② 〔申立人〕は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判の申立てを却下する審判に対する即時抗告権をすることができる者を申立人に限定するののかについては、なお検討するものとし、亀甲括弧を付している。

カ 特別養子縁組の成立の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容(家事審判規則第64条の5第1項関係)

〔特別養子縁組を成立させる審判の申立てがあった場合において、〕養子となるべき者の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、特別養子縁組の成立についての審判の効力が生ずるまでの間、申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し、若しくはその職務代行者を選任することができるものとする。

(注1) 本文の亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア(ア)の(注)と同じ。

(注2) (ア)により申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止するには、第3の2(2)エにより当該養子となるべき者の親権者又は未成年後見人の陳述を聴かなければならないことを前提にしている。また、(ア)による保全処分についての審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

(イ) 職務代行者の改任等(家事審判規則第64条の5第2項、第32条第1項、第64条の6及び第75条関係)

① 家庭裁判所は、いつでも、(ア)により選任した職務代行者を改任することができるものとする。

② 家庭裁判所は、(ア)により選任し、又は(イ)①により改任した職務代行者に対し、養子となるべき者の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

キ 特別養子縁組の離縁の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容(家事審判規則第64条の12及び第64条の5第1項関係)

〔特別養子縁組の離縁の審判の申立てがあった場合において、〕養子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、特別養子縁組の離縁についての審

判の効力が生ずるまでの間、養子に対し親権を行う者若しくは養子の未成年後見人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。

(注1) 本文の亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア(ア)の(注)と同じ。

(注2) (ア)により養子に対し親権を行う者若しくは養子の未成年後見人の職務の執行を停止するには、第3の2(2)エにより当該養子となるべき者の親権者又は未成年後見人の陳述を聴かなければならないことを前提にしている。また、(ア)による保全処分についての審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

(イ) 職務代行者の改任等(家事審判規則第64条の12、第64条の5第2項、第32条第1項、第64条の6及び第75条関係)

① 家庭裁判所は、いつでも、(ア)により選任した職務代行者を改任することができるものとする。

② 家庭裁判所は、(ア)により選任し、又は(イ)①により改任した職務代行者に対し、養子の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

8 親権に関する審判事件

(前注) 現在、法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会において、児童虐待防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法の親権に関する規定の見直しについて検討が進められているが、この中間試案第2部は、現行民法の規定を前提にして、検討したものである。

(1) 管轄(家事審判規則第63条の3、第65条、第70条、第72条、第60条、第52条第2項、第73条、第79条及び第81条関係)

親権に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、父又は母を同じくする数人の子についての親権者の指定又は変更の審判事件の申立ては、その一人の子の住所地の家庭裁判所にすることができるものとする。

(2) 手続行為能力(新設)

ア 子の手続行為能力

子は、親権に関する審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

(注) 子は、利害関係人として親権に関する審判事件の手続に裁判所の許可を得て参加することができるが、さらに、利害関係人として当然に参加することができるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

イ 父及び母の手續行為能力

父及び母は、次に掲げる審判事件においては、意思能力を有する限り、手續行為能力を有するものとする。

- a 民法第811条第4項の規定による養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定の審判事件
- b 民法第819条第5項の規定による親権者の指定及び同条第6項の規定による親権者の変更の審判事件
- c 民法第834条及び第835条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の審判事件
- d 民法第837条第1項の規定による親権又は管理権を辞するについての許可の審判事件
- e 民法第836条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの審判事件
- f 民法第837条第2項の規定による親権又は管理権を回復するについての許可の審判事件

ウ 養親の手續行為能力

養親は、民法第811条第4項の規定による養子の離縁後にその親権者となるべき者の選任の審判事件においては、意思能力を有する限り、手續行為能力を有するものとする。

(3) 陳述聴取（家事審判規則第70条、第72条、第54条、第76条及び第79条関係）

① 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、子については、その者が15歳未満であるときは、この限りでないものとする。

- a 民法第819条第5項の規定による親権者の指定及び同条第6項の規定による親権者の変更の審判

子

- b 民法第834条及び同法第835条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の審判

子及び親権者

- c 民法第836条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの審判

子、子に対し親権を行う者又は子の未成年後見人及び親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者

- d 民法第837条第1項の規定による親権又は管理権を辞するについ

ての許可の審判

子

e 民法第837条第2項の規定による親権又は管理権を回復するに
ついての許可の審判

子及び子に対し親権を行う者又は子の未成年後見人

② 家庭裁判所は、親権又は管理権の喪失を宣告する場合において、①
により親権者の陳述を聴くときには、審問の期日においてその陳述を
聴かなければならないものとする。

(注1) 子が15歳未満である場合には、陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他
の適切な方法により子の意思を把握するように努めなければならないことを
前提としている(第1の15参照)。

(注2) 親権又は管理権の喪失の宣告の審判事件については、陳述聴取のほか、調
停をすることができる事項についての審判事件に適用される規律(第2の2
(6))を準用するものとする。なお検討するものとする。

(4) 審判の告知(新設)

次に掲げる審判は、第2の2(7)ア(エ)により告知を受ける者に加
え、それぞれにおいて定める者に対し、告知〔通知〕しなければならない
ものとする。〔ただし、子については、子の年齢及び発達程度その他
一切の事情を考慮して子の福祉を害すると認める場合は、この限りでな
いものとする。〕

a 民法第834条及び同法第835条の規定による親権又は管理権の喪失の
宣告の審判

子

b 民法第836条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの
審判

子及び子に対し親権を行う者又は子の未成年後見人

(注1) 親権者となるべき者の指定、親権者の指定又は変更、親権又は管理権を辞
するについての許可及び親権又は管理権を回復するについての許可の審判を
子に対して裁判所が告知することについては、なお検討するものとする。

(注2) 子に対して親権又は管理権の喪失の宣告の審判等を知らせることを「告知」
とするか、又は「通知」とするかについては、1(5)ア(注1)参照。

(注3) 子に対して親権又は管理権の喪失の宣告の審判等を告知〔通知〕しなけれ
ばならないことの例外については、7(5)エ(イ)(注2)参照。

(5) 引渡命令等(家事審判規則第70条、第72条及び第53条関係)

家庭裁判所は、親権者を指定し、又は変更する審判において、当事者

に対し、子の引渡し又は財産上の給付その他の給付を命ずることができるものとする。

(6) 即時抗告

ア 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定についての審判（家事審判規則第63条の3、第55条及び第27条第2項関係）

① 父、母及び養子の監護者は、養子の離縁後にその親権者となるべき者を指定する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人、父及び母は、養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 子が、親権者となるべき者の指定についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとするについては、なお検討するものとする。

イ 親権者の指定又は変更についての審判（家事審判規則第70条、第72条及び第55条関係）

父、母及び子の監護者は、子の親権者の指定及び変更についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 子が、親権者の指定又は変更についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとするについては、なお検討するものとする。

ウ 親権又は管理権の喪失の宣告についての審判（家事審判規則第77条関係）

① 親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者及びその親族（申立人を除く。）は、その審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、子及び即時抗告をすることができる者であって審判の告知を受ける者でない者がする即時抗告の期間は、親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者が審判の告知を受けた日から進行するものとする。

② 申立人及び子の親族は、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする

(注) 子が、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするについては、なお検討するものとする。

エ 親権又は管理権の喪失宣告の取消しについての審判（家事審判規則第80条及び第77条第1項関係）

① 子に対し親権を行う者又は子の未成年後見人及び子の親族（申立

人を除く。)は、親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、即時抗告をすることができる者であって審判の告知を受ける者でない者がする即時抗告の期間は、親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者が審判の告知を受けた日から進行するものとする。

- ② 親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者及びその親族は、親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、子及び即時抗告をすることができる者であって審判の告知を受ける者でない者がする即時抗告の期間は、申立人が審判の告知を受けた日から進行するものとする。

(注) 子が、親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとするについては、なお検討するものとする。

オ 親権又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する審判
(新設)

申立人は、親権又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(7) 子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等 (家事審判規則第66条関係)

- ① 家庭裁判所は、民法第822条第1項及び第2項の規定による子を懲戒場に入れる許可又は懲戒場に入れる期間の短縮の審判をする場合には、親権者に対し、相当と認める事項を指示することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、子の利益のため必要があると認めるときは、いつでも、①の許可又は期間の短縮の審判を取り消し、又は変更することができるものとする。

(8) 審判前の保全処分

ア 親権又は管理権の喪失の宣告の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容 (家事審判規則第74条第1項関係)

〔親権又は管理権の喪失の宣告の申立てがあった場合において、〕子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告についての審判の効力が生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。

(注1) 本文の亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア(ア)の(注)と同じ。

(注2) (ア)により親権者の職務執行を停止するには、第3の2(2)エにより当

該親権者の陳述を聴かなければならないことを前提にしている。また、(ア)による保全処分についての審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

(イ) 職務代行者の改任等（家事審判規則第74条第2項、第32条第1項及び第75条関係）

- ① 家庭裁判所は、いつでも、(ア)により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、(ア)により選任し、又は(イ)①により改任した職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

イ 親権者の指定又は変更の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容（家事審判規則第70条、第72条、第52条の2及び第74条第1項関係）

- ① [親権者の指定又は変更の審判の申立てがあった場合において、] 強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、[当該申立てをした者の] 申立てにより、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。
- ② [親権者の指定又は変更の審判の申立てがあった場合において、] 子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、[当該申立てをした者の] 申立てにより、親権者の指定又は変更についての審判の効力が生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。

(注1) ①及び②の亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア(ア)の(注)と同じ。

(注2) 第3の2(2)エにより、(ア)①により仮の地位を定める仮処分をするには保全処分の相手方の陳述を、②により親権者の職務執行を停止するには当該親権者の陳述を、それぞれ聴かなければならないことを前提にしている。また、(ア)による保全処分についての審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

(イ) 陳述聴取（新設）

家庭裁判所は、(ア)により仮の地位を定める仮処分をするには、子の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるとき、又は子が15歳未満であるときは、この限りでないものとする。

(注) 子が15歳未満である場合には、陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により子の意思を把握するように努めなければならないことを前提としている(第1の15参照)。

(ウ) 職務代行者の改任等(家事審判規則第70条、第72条、第74条第2項、第32条第1項及び第75条関係)

① 家庭裁判所は、いつでも、(ア)②により選任した職務代行者を改任することができるものとする。

② 家庭裁判所は、(ア)②により選任し、又は(イ)①により改任した職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

9 未成年後見に関する審判事件

(前注) 現在、法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会において、児童虐待防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法の未成年後見に関する規定について見直しが行われているが、この中間試案第2部は、現行民法を前提にして、検討したものである。

(1) 管轄(家事審判規則第63条の4、第82条、第86条、第73条及び第91条関係)

未成年後見に関する審判事件は、未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(2) 手続行為能力(新設)

ア 未成年被後見人の手続行為能力

未成年被後見人は、次に掲げる審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

a 民法第840条の規定による未成年後見人の選任及び同法第849条の規定による未成年後見監督人の選任の審判事件

b 民法第846条(同法第852条において準用する場合を含む。)の規定による未成年後見人又は未成年後見監督人の解任の審判事件

c 民法第863条の規定による未成年後見の事務の報告、財産の目録の提出、未成年後見の事務又は財産状況の調査、財産の管理その他の未成年後見の事務に関する処分の審判事件

(注1) 本文aからcまでの事件以外の未成年後見に関する審判事件において、未成年被後見人が、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとするについては、必要性を含めて、なお検討するものとする。

(注2) 未成年被後見人は、利害関係人として未成年後見に関する審判事件の手

続に裁判所の許可を得て参加することができるが、さらに、利害関係人として当然に参加することができるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

イ 養親の手續行為能力

養親は、民法第811条第5項の規定による養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の審判事件においては、意思能力を有する限り、手續行為能力を有するものとする。

(3) 陳述聴取等（家事審判規則第63条の4、第83条第1項、第86条、第92条第2項及び第76条関係）

① 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、未成年被後見人については、その者が15歳未満であるときは、この限りでないものとする。

a 民法第840条の規定による未成年後見人の選任及び同法第849条の規定による未成年後見監督人の選任の審判

未成年被後見人

b 民法第846条の規定による未成年後見人の解任の審判

未成年後見人

c 民法第852条が準用する同法第846条の規定による未成年後見監督人の解任の審判

未成年後見監督人

(注) 未成年被後見人が15歳未満である場合には、陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により子の意思を把握するように努めなければならないことを前提としている（第1の15参照）。

② 家庭裁判所は、次に掲げる審判をするには、それぞれにおいて定める者の意見を聴かなければならないものとする。

a 民法第811条第5項の規定による養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任及び同法第840条の規定による未成年後見人の選任の審判

未成年後見人となるべき者

b 民法第849条の規定による未成年後見監督人の選任の審判

未成年後見監督人となるべき者

(注) 未成年後見人及び未成年後見監督人の選任及び解任の審判を未成年被後見人に対して裁判所が告知することについては、なお検討するものとする。

(4) 即時抗告

ア 養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の申立てを却下する審判（新設）

申立人は、養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

イ 未成年後見人の解任についての審判（家事審判規則第87条関係）

① 未成年後見人は、未成年後見人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人、未成年後見監督人並びに未成年被後見人及びその親族は、未成年後見人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 未成年後見監督人の解任についての審判（家事審判規則第92条第2項及び第87条関係）

① 未成年後見監督人は、未成年後見監督人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人並びに未成年被後見人及びその親族は、未成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(5) 未成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限

【甲案】

未成年後見人の選任の申立てをした者は〔父又は母、辞任した未成年後見人、未成年後見監督人、児童相談所長及び生活保護法第81条が規定する保護の実施機関は〕、裁判所の許可を得ない限り、未成年後見人選任の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

(注) 取下げの制限を受ける者を民法その他の法令により申立てを義務付けられている者（亀甲括弧中に記載の者）に限定するか否かについては、なお検討するものとする。

【乙案】

未成年後見人選任の審判事件の申立ての取下げについて、特則を置かず、第2の2(9)によるものとする。

(6) 未成年後見人等に対する指示及び未成年後見の調査

ア 未成年後見人及び未成年後見監督人に対する指示（家事審判規則第84条、第91条及び第92条第1項関係）

家庭裁判所は、いつでも、未成年後見人又は未成年後見監督人に対し、未成年被後見人の財産の管理その他の未成年後見の事務に関し相

当と認める事項を指示することができるものとする。

イ 未成年後見の調査（家事審判規則第88条及び第91条関係）

- ① 家庭裁判所は、適当な者に、未成年後見の事務の調査若しくは未成年被後見人の財産の状況の調査をさせ、又は臨時に財産の管理をさせることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、①の調査をした者に対し、未成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。
- ③ 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に①の調査をさせることができるものとする。

（注）未成年後見人解任事由の報告等については、それぞれ家事審判規則第86条の2、第89条、第91条及び第92条第1項と同様の規律を置くものとして考えられる。

(7) 未成年被後見人を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等（家事審判規則第66条、第90条及び第91条関係）

子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等と同様とするものとする（8(7)参照）。

(8) 未成年後見人又は未成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分（家事審判規則第86条、第92条、第74条及び第75条関係）

成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分と同様とするものとする（1(9)イ参照）。

10 特別代理人選任に関する審判事件

(1) 管轄（家事審判規則第60条、第67条及び第82条関係）

- ① 民法第775条の規定による嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任の審判事件及び同法第826条の規定による親権に関する特別代理人の選任の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 民法第860条が準用する同法第826条の規定による未成年後見に関する特別代理人の選任の審判事件は、未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ③ 民法第860条が準用する同法第826条の規定による成年後見に関する特別代理人の選任の審判事件は、〔成年被後見人の住所地の家庭裁判所〕〔後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）〕の管轄とするものとする。

(注) ③の管轄裁判所については、亀甲括弧を付した家庭裁判所のいずれが相当か、なお検討するものとする。

(2) 手続行為能力（新設）

- ① 夫は、民法第775条の規定による嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。
- ② 子は、民法第826条の規定による特別代理人の選任の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。
- ③ 被後見人は、民法第860条が準用する同法第826条による特別代理人の選任の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

(3) 即時抗告（新設）

申立人は、嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任の審判事件の申立てを却下した審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

11 扶養に関する処分の審判事件

(前注) 扶養義務の設定の審判事件及び扶養義務を設定する審判の取消しの審判事件は、調停をすることができない事項についての審判事件とすることを前提としている（第5の1 b参照）。

(1) 管轄（家事審判規則第94条関係，特別家事審判規則第21条参照）

- ① 民法第877条第2項の規定による扶養義務の設定の審判事件は、扶養義務者となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、数人についての申立てについては、その一人の住所地の家庭裁判所に申し立てることができるものとする。
- ② ①の審判事件の申立ては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条第2項ただし書の規定による保護者選任の申立てと併合してする場合には、精神障害者の住所地を管轄する家庭裁判所にすることができるものとする。
- ③ 民法第877条第3項の規定による扶養義務を設定する審判の取消しの審判事件は、その扶養義務を設定する審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が扶養義務を設定する審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。
- ④ 民法第878条の規定による扶養の順位の設定及び同法第880条の規定によるその決定の変更又は取消しの審判事件並びに同法第879条の規

定による扶養の程度又は方法についての決定及び同法第880条の規定によるその決定の変更又は取消しの審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、数人を相手方とする場合には、その一人の住所地の家庭裁判所に申し立てることができるものとする。

(2) 陳述聴取（新設）

- ① 家庭裁判所は、民法第877条第2項の規定による扶養義務の設定の審判事件においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきを除き、扶養義務者となるべき者の陳述を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、民法第877条第3項の規定による扶養義務を設定する審判の取消しの審判事件においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきを除き、扶養権利者の陳述を聴かなければならないものとする。

(3) 給付命令等（家事審判規則第96条、第98条及び第49条関係）

- ① 家庭裁判所は、扶養の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更する場合には、必要な事項を指示することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、扶養に関する処分の審判においては、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとする。

(4) 即時抗告

ア 扶養義務の設定についての審判（家事審判規則第97条関係）

- ① 扶養義務者となるべき者（申立人である場合を除く。）は、扶養義務を設定する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、扶養義務の設定の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

イ 扶養義務を設定する審判の取消しについての審判（家事審判規則第97条関係）

- ① 扶養権利者（申立人である場合を除く。）は、扶養義務を設定する審判を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、扶養義務を設定する審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消しについての審判等

(家事審判規則第97条関係)

- ① 当事者は、扶養の順位を決定する審判又はこれを変更し、若しくは取り消す審判及び扶養の程度若しくは方法を決定する審判又はこれを変更し、若しくは取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、扶養の順位の設定又はその決定の変更若しくは取消しの申立てを却下する審判及び扶養の程度若しくは方法についての決定又はその決定の変更若しくは取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(5) 審判前の保全処分 (家事審判規則第95条及び第52条の2 関係)

[扶養に関する処分の審判の申立てがあった場合において、] 強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、[当該申立てをした者の] 申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

(注1) 本文の亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア(ア)の(注)と同じ。

(注2) (5)により仮の地位を定める仮処分をするためには、保全処分の相手方から陳述を聴取しなければならないことについて、第3の2(2)エを参照。また、保全処分の審判又は保全処分の申立てを却下する審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

12 相続に関する審判事件

(1) 管轄 (家事審判規則第99条第1項関係)

- ① 相続に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② ①にかかわらず、次に掲げる審判事件は、それぞれに定める家庭裁判所の管轄とするものとする。
 - a 民法第930条第2項又は第932条ただし書の規定による鑑定人の選任の審判事件
限定承認の申述を受理した家庭裁判所 (抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所)
 - b 民法第947条第3項及び第950条第2項が準用する同法第930条第2項及び第932条ただし書の規定による鑑定人の選任の審判事件
相続財産の分離を命じた家庭裁判所 (抗告裁判所が相続財産の分離を命ずる審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である

家庭裁判所)

- c 民法第957条第2項が準用する同法第930条第2項の規定による鑑定人の選任の審判事件

民法第952条の規定により相続財産の管理人を選任した家庭裁判所

- d 民法第1043条第1項の規定による遺留分の放棄についての許可の審判事件

被相続人の住所地の家庭裁判所

- (2) 申述 (家事審判規則第114条第1項関係)

相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述は、その旨を記載した申述書を家庭裁判所に提出しなければならないものとする。

(注) 申述書の記載事項については、家事審判規則第114条第2項及び第3項と同様の規律を置くものとするのが考えられる。

- (3) 相続財産の分離の陳述聴取

【甲案】

家庭裁判所は、民法第941条第1項及び第950条第1項の規定による相続財産の分離に関する処分を審判するには、相続人の陳述を聴かななければならないものとする。

【乙案】

特段の規律を置かず、相続人の陳述聴取をしなければならないものとはしないものとする。

- (4) 相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述受理及び受理の告知 (家事審判規則第115条第1項関係)

① 家庭裁判所は、相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述を受理するときは、申述書にその旨を記載しなければならないものとする。

② ①の申述は、受理により効力を生ずるものとする。

③ ①の申述の受理は、受理した旨を申立人に告知することを要しないものとする。

(注) 相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述を受理したときは、裁判所書記官は、申述人に対し、受理した旨を通知するものとするを前提としている。

- (5) 引渡命令 (家事審判規則第103条及び第58条関係)

家庭裁判所は、民法第897条第2項の規定による系譜、祭具及び墳墓

の所有権の承継者を指定する審判においては、系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができるものとする。

(6) 即時抗告

ア 権利の承継者の指定についての審判（家事審判規則第103条及び第59条関係）

相続人その他の利害関係人は、民法第897条第2項の規定による系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

イ 相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長の申立てを却下する審判（家事審判規則第113条及び第111条関係）

申立人は、相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 即時抗告権者を申立権者一般に広げるかどうかについては、なお検討するものとする。

ウ 相続の限定承認又は放棄の取消しの申述を却下する審判（家事審判規則第115条第2項及び第111条関係）

相続の限定承認又は放棄について取消権を有する者は、相続の限定承認又は放棄の取消しの申述を却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

エ 相続の限定承認又は放棄の申述を却下する審判（家事審判規則第115条第2項及び第111条関係）

相続の限定承認又は放棄の申述人は、その申述を却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

オ 相続財産の分離についての審判（家事審判規則第117条関係）

① 相続人は、相続財産の分離を命ずる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 相続債権者又は受遺者は、相続債権者又は受遺者による相続財産の分離の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

③ 相続人の債権者は、相続人の債権者による相続財産の分離の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

カ 遺留分の放棄についての許可の申立てを却下する審判（新設）

申立人は、遺留分の放棄についての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(7) その他

(注) 申立人は、相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

13 推定相続人の廃除に関する審判事件

(前注) 推定相続人の廃除に関する審判事件は、調停をすることができない事項についての審判事件とすることを前提としている（第5の1 b参照）。

(1) 管轄（家事審判規則第99条第1項関係）

推定相続人の廃除に関する審判事件は、被相続人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を表示した場合又は廃除を取り消す意思を表示した場合の推定相続人の廃除に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(2) 手続行為能力（新設）

被相続人は、推定相続人の廃除に関する審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

(3) 陳述聴取（新設）

家庭裁判所は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきを除き、廃除を求められた推定相続人の陳述を〔審問の期日において〕聴かなければならないものとする。

(注) 陳述聴取（ただし、陳述聴取を審問の期日とするか否かについては、なお検討する。）のほか、家事審判に関する手続（総則）中の調停をすることができる事項についての審判事件の特則（第2の2(6)参照）のような手続保障の規律を置く方向で、その内容については、なお検討するものとする。

(4) 即時抗告

ア 推定相続人の廃除についての審判（家事審判規則第100条第2項及び第27条第2項関係）

① 推定相続人は、当該推定相続人を廃除する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人は、推定相続人の廃除の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

イ 推定相続人の廃除の取消しの申立てを却下する審判（家事審判規則第100条第2項及び第27条第2項関係）

申立人は、推定相続人の廃除の取消しの申立てを却下する審判に対

し、即時抗告をすることができるものとする。

14 遺産の分割に関する審判事件

(1) 管轄（家事審判規則第99条関係）

- ① 遺産の分割に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② ①にかかわらず、民法第904条の2第2項の規定による寄与分を定める処分の審判事件は、同法第907条第2項の規定による遺産の分割の審判事件が裁判所に係属している場合においては、その裁判所の管轄とするものとする。

(2) 手続の併合等（家事審判規則第103条の3、第104条及び第105条関係）

- ① 遺産の分割の審判の申立て及び寄与分を定める処分の申立てがあったときは、これらの事件の審判手続及び審判は、併合してしなければならないものとする。
- ② 数人から寄与分を定める処分の申立てがあったときも、①と同様とするものとする。

(注1) 遺産の分割の審判の申立てについては、家事審判規則第105条と同様の公告・参加の制度を設けることの要否については、利害関係人の即時抗告権の要否と併せて、なお検討するものとする。

(注2) 遺産の分割の審判の申立方法については、家事審判規則第104条と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

(注3) 寄与分を定める処分の申立方法については、家事審判規則第103条の2と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

(3) 寄与分を定める処分の申立期間の指定等（家事審判規則第103条の4関係）

- ① 裁判所は、遺産の分割の審判手続において、その当事者が寄与分を定める処分の申立てをすべき期間を定めることができるものとする。この場合において、その期間は、1か月以上でなければならないものとする。
- ② ①に基づいて定められた期間が経過した後にされた寄与分を定める処分の申立ては、却下することができるものとする。
- ③ ①の期間が定められなかった場合においても、遺産の分割の審理を著しく遅延させると認められ、かつ、申立てが遅滞したことにつき申立人の責めに帰すべき事由があるときは、裁判所は、当該寄与分を定める処分の申立てを却下することができるものとする。

(4) 遺産の換価処分

ア 換価処分（家事審判法第15条の4及び第15条の3第2項並びに家事審判規則第107条及び第108条の3第1項関係）

- ① 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があると認めるときは、職権で、相続人に対し、遺産の全部又は一部について競売して換価することを命ずることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があり、かつ、相当と認めるときは、相続人の意見を聴き、職権で、相続人に対し、遺産の全部又は一部について任意に売却して換価することを命ずることができるものとする。ただし、相続人中に競売によるべき旨の意思を表示した者がいるときは、この限りでないものとする。
- ③ ①又は②の審判が確定した後、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、相続人〔又は利害関係人〕の申立て又は職権で、その審判を取り消すことができるものとする。
- ④ 家庭裁判所は、遺産の競売又は換価を命ずる場合において、財産の管理者が選任されていないときは、これを選任しなければならないものとする。

(注1) ③の利害関係人の審判取消しの申立権については、遺産の分割の審判事件における利害関係人の即時抗告権と併せて、なお検討するものとする。

(注2) 選任された財産の管理者の権限等については、(10)イ参照。

(注3) 任意売却及び換価処分の具体的手続については、ア②及びエのほか、家事審判規則第108条から第108条の3まで（第108条の3第1項を除く。）及び第108条の4第1項及び第2項と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

イ 審判の告知（新設）

遺産の競売又は換価を命ずる審判は、第2の2(7)ア（エ）により告知を受ける者に加え、遺産の分割の審判事件の当事者に告知しなければならないものとする。

ウ 即時抗告（家事審判規則第106条第2項及び第15条の3第2項関係）
相続人〔又は利害関係人〕は、遺産の競売又は換価を命ずる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 利害関係人の即時抗告権については、遺産の分割の審判事件における利害関係人の即時抗告権と併せて、なお検討するものとする。

エ 換価人の報酬（家事審判規則第108条の4第3項及び第75条関係）
家庭裁判所は、遺産の競売又は換価を命ぜられた相続人に対し、

遺産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

(5) 遺産の分割の方法（家事審判規則第109条関係）

家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に他の共同相続人に対し債務を負担させて、現物をもってする分割に代えることができるものとする。

(6) 給付命令（家事審判規則第110条及び第49条関係）

家庭裁判所は、遺産の分割の審判においては、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとする。

(7) 遺産の分割禁止の審判の取消し・変更（家事審判規則第112条第1項関係）

家庭裁判所は、事情の変更があると認めるときは、相続人の申立てによって、いつでも、民法第907条第3項の規定による遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更することができるものとする。

(8) 即時抗告

ア 遺産の分割についての審判（家事審判規則第111条関係）

相続人〔及び利害関係人〕は、遺産の分割についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

イ 遺産の分割禁止の審判等（家事審判規則第111条及び第112条第2項関係）

① 相続人〔及び利害関係人〕は、遺産の分割禁止の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 相続人〔及び利害関係人〕は、遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 寄与分を定める処分についての審判（家事審判規則第103条の5関係）

① 相続人〔及び利害関係人〕は、寄与分を定める処分の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人は、寄与分を定める処分の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

③ 遺産の分割の審判と寄与分を定める処分についての審判とが併合してされたときは、寄与分を定める処分についての審判についてのみ即時抗告をすることはできないものとする。

④ 寄与分を定める処分についての審判に対して相続人の一人がした即時抗告は、併合してされた他の寄与分を定める処分についての審判についても、その効力を生ずるものとする。

(注) ア、イ及びウ①につき、利害関係人に即時抗告権を認めるものとするか否かについては、なお検討するものとする。

(9) その他

(注) 遺産の分割の審判事件について、職権探知主義の規律の適用を限定し、又は、遺産物件の評価についての裁判所による任意の評価（民訴法248条参照）若しくは合意の擬制その他不熱心当事者への対応等のための規律を置くことについては、なお検討するものとする。

(10) 審判前の保全処分

ア 保全処分の内容（家事審判規則第106条、第23条第1項及び第52条の2関係）

① 〔遺産の分割の審判の申立てがあった場合において、〕財産の管理のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者又は相手方の〕申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、遺産の分割についての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、財産の管理に関する事項を指示することができるものとする。

② 〔遺産の分割の審判の申立てがあった場合において、〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者又は相手方の〕申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

(注1) ①及び②の各亀甲括弧のうち、各1番目の亀甲括弧は、保全処分の要件として、本案事件が係属していることが必要か否かについて、第3の2(1)において両案を併記していることに対応するもの、各2番目の亀甲括弧は、本案事件の係属を保全処分の申立ての要件とした場合に、保全処分の申立てをすることができる者を申立人又は相手方に限定すべきであるか否かについて、なお検討する趣旨のものである。

(注2) ②により仮の地位を定める仮処分をするためには、保全処分の相手方から陳述を聴取しなければならないことについて、第3の2(2)エを参照。また、保全処分の審判又は保全処分の申立てを却下する審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

イ 財産の管理者の権限等（家事審判法第16条並びに家事審判規則第106条第1項、第23条第7項、第32条第1項及び第33条から第36条まで関係）

選任された財産の管理者については、民法第27条から第29条までの

規定及び5の(4)の規律を準用するものとする。

15 特別縁故者に対する相続財産の処分に関する審判事件

(1) 管轄（家事審判規則第99条第1項関係）

民法第958条の3第1項の規定による相続財産の処分の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(注) 相続財産の処分の申立ての方法及び相続財産の管理人への通知については、家事審判規則第119条の2及び第119条の3と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

(2) 審判等の特則（家事審判規則第119条の4関係）

① 民法第958条の3第1項の規定による相続財産の処分についての審判は、同条第2項の期間が経過した後にしなければならないものとする。

② 数人から相続財産の処分の申立てがあったときは、審判手続及び審判は、併合してしなければならないものとする。

(3) 管理人の意見の聴取（家事審判規則第119条の5関係）

家庭裁判所は、相続財産の処分についての審判をするには、相続財産の管理人の意見を聴かなければならないものとする。

(4) 相続財産の換価処分

ア 換価処分（家事審判法第15条の4及び第15条の3第2項並びに家事審判規則第119条の6、第108条の3第1項、第106条第2項及び第15条の4第1項関係）

① 家庭裁判所は、相続財産の処分についての審判をするため必要があると認めるときは、職権で、相続財産の管理人に対し、遺産の全部又は一部について競売して換価することを命ずることができるものとする。

② 家庭裁判所は、相続財産の処分についての審判をするため必要がある、かつ、相当と認めるときは、職権で、相続財産の管理人に対し、遺産の全部又は一部について任意に売却して換価することを命ずることができるものとする。

③ ①又は②の審判が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、相続財産の処分についての審判の申立人若しくは相続財産の管理人の申立てにより又は職権で、その審判を取り消すことができるものとする。

(注) 競売又は任意売却の具体的手続については、家事審判規則第119条の6及

び第108条の3第2項から第4項までと同様の規律を置くものとすることが考えられる。

イ 即時抗告（家事審判規則第119条の6，第106条第2項及び第15条の3第2項関係）

相続財産の処分についての審判の申立人及び相続財産の管理人は，遺産の競売又は換価を命ずる審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。

ウ 換価人の報酬（家事審判規則第119条の6，第108条の4第3項及び第75条関係）

家庭裁判所は，遺産の競売又は換価を命ぜられた相続財産の管理人に対し，遺産の中から，相当な報酬を与えることができるものとする。

（注） 相続財産の管理人の家庭裁判所への報告については，家事審判規則第119条の6及び第108条の4第1項と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

(5) 即時抗告（家事審判規則第119条の7及び第27条第2項関係）

- ① 申立人及び相続財産の管理人は，相続財産の処分の審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は，相続財産の処分の申立てを却下する審判に対し，即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 申立人の一人又は相続財産の管理人がした即時抗告は，申立人の全員についてその効力を生ずるものとする。

(6) その他

（注） 審判確定の通知については，家事審判規則第119条の8及び第119条の3と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

16 遺言に関する審判事件

(1) 管轄（家事審判規則第120条関係）

- ① 遺言に関する審判事件は，相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 民法第976条第4項及び第979条第3項の規定による遺言の確認の審判事件の申立ては，遺言者の生存中は，遺言者の住所地の家庭裁判所にするものとするものとする。

(2) 陳述聴取等（家事審判規則第125条，第83条第1項，第126条第1項及び第76条関係）

- ① 家庭裁判所は、民法第1010条の規定による遺言執行者を選任する審判をするには、遺言執行者となるべき者の意見を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、民法第1019条第1項の規定による遺言執行者を解任する審判をするには、遺言執行者の陳述を聴かなければならないものとする。
- ③ 家庭裁判所は、民法第1027条の規定による負担付遺贈に係る遺言を取り消す審判をするには、受遺者〔及び受益者〕の陳述を聴かなければならないものとする。

(注) 受益者の陳述も聴かなければならないこととするか否かについては、なお検討するものとする趣旨で、亀甲括弧を付している。

(3) 審判の告知 (新設)

民法第1019条第1項の規定による遺言執行者を解任する審判は、第2の2(7)ア(エ)により告知を受けるものに加え、相続人に対し、告知しなければならないものとする。

(注) 負担付遺贈に係る遺言を取り消す審判は、受益者に対し、告知しなければならないものとするか否かについては、なお検討するものとする。

(4) 即時抗告

ア 遺言の確認についての審判 (家事審判規則第121条関係)

- ① 利害関係人は、遺言を確認する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 遺言に立ち会った証人及び利害関係人は、遺言の確認の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

イ 遺言執行者の選任の申立てを却下する審判 (家事審判規則第127条第1項関係)

利害関係人は、遺言執行者の選任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 遺言執行者の解任についての審判 (家事審判規則第126条第2項及び第127条第1項関係)

- ① 遺言執行者は、遺言執行者を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 利害関係人は、遺言執行者の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

エ 遺言執行者の辞任の許可の申立てを却下する審判 (家事審判規則第127条第2項関係)

遺言執行者は、その辞任の許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

オ 負担付遺贈に係る遺言の取消しについての審判（家事審判規則第128条関係）

① 受遺者その他の利害関係人は、負担付遺贈に係る遺言を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 相続人は、負担付遺贈に係る遺言の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(5) 遺言の確認の審判事件及び遺言書の検認の審判事件における申立ての取下げ制限

【甲案】

申立人は、裁判所の許可を得ない限り、民法第976条第4項及び979条第3項の規定による遺言の確認の審判事件並びに同法第1004条第1項の規定による遺言書の検認の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

【乙案】

遺言の確認の審判事件及び遺言書の検認の審判事件の申立ての取下げについては、特段の規律を置かず、第2の2(9)によるものとする。

(6) 検認調書の作成（家事審判規則第123条関係）

遺言書の検認については、調書を作らなければならないものとする。

(注1) 裁判所書記官は、遺言書の検認をする期日を申立人及び相続人に通知するものとする（ただし、通知を受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国にあるときは、通知をすることを要しないものとする。）ことを前提としている。

(注2) 遺言書検認と調査、検認調書の具体的記載事項及び検認がされた旨の通知については、家事審判規則第122条から第124条までと同様の規律を置くものとする（ただし、同規則第124条の検認がされた旨の通知については、遺言書の検認に立ち会う機会のなかった者に対してしなければならないものとする。）ことが考えられる。

(注3) 検認がされた旨の通知を受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国にあるときは、検認がされた旨の通知をすることを要しないことを前提としている。

(7) 遺言執行者の解任の審判事件を本案とする審判前の保全処分

ア 保全処分の内容（家事審判規則第126条第1項及び第74条第1項関係）

〔遺言執行者の解任の審判の申立てがあった場合において、〕相続人の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、遺言執行者の解任についての審判の効力が生ずるまでの間、遺言執行者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。

(注1) 亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア(ア)の(注)と同じ。

(注2) アにより遺言執行者の職務の執行を停止する審判をするためには、遺言執行者から陳述を聴取しなければならないことについて、第3の2(2)エ参照。また、保全処分 of 審判又は保全処分の申立てを却下する審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

イ 職務代行者の改任等(家事審判規則第126条第1項、第74条第2項、第32条第1項及び第75条関係)

① 家庭裁判所は、いつでも、アにより選任した職務代行者を改任することができるものとする。

② 家庭裁判所は、アにより選任し、又はイ①により改任した職務代行者に対し、相続財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

第5 家事調停に関する手続

(前注) 家事審判事件及び人事訴訟事件において、意思能力を有する限り手続行為能力又は訴訟能力を有する者は、当該家事審判事件又は人事訴訟事件に係る家事調停事件においても、手続行為能力を有するものとするを前提にしている。

1 家事調停事件の範囲(家事審判法第17条関係)

裁判所は、人事に関する訴訟事件その他一般に家庭に関する事件について家事調停を行うものとする。ただし、次に掲げる事項については、この限りでないものとする。

a 家事審判法第9条第1項甲類として規定されている事件

b 家事審判法第9条第1項乙類として規定されている事件のうち民法第877条第2項及び第3項の規定による扶養義務の設定及びその取消し並びに同法第892条から第894条までの規定による推定相続人の廃除及びその取消し

(注) 民法第758条第2項及び第3項の規定に基づく夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の事件を家事調停をすることができない事件とすることについて、なお検討するものとするにつき、第4の6(前注)参照。

2 調停機関（家事審判法第3条第2項及び第3項関係）

- ① 家事調停手続は、調停委員会で行うものとする。ただし、裁判所が相当と認めるときは、家事審判官（訴訟事件又は家事審判事件が係属している高等裁判所が自ら処理する場合においては、当該事件が係属する高等裁判所の裁判官。以下同じ。）だけで行うことができるものとする。
- ② 裁判所は、当事者の一方又は双方の申立てがあるときは、①のただし書にかかわらず、調停委員会で行わなければならないものとする。

3 調停委員会

(1) 調停委員会の構成等（家事審判法第22条並びに家事審判規則第135条及び第136条関係）

- ① 調停委員会は、家事審判官一人及び家事調停委員二人以上で組織するものとする。
 - ② 調停委員会を組織する家事調停委員は、裁判所が各事件について指定するものとする。
 - ③ 調停委員会の決議は、過半数の意見によるものとする。可否同数の場合には、家事審判官の決するところによるものとする。
 - ④ 調停委員会の評議は、秘密とするものとする。
- (2) 調停委員会の権限（家事審判法第20条及び第12条並びに家事審判規則第137条関係）

調停委員会が家事調停手続を行う場合には、第1に掲げる裁判所の権限のうち、次に掲げるものの権限は、調停委員会に属するものとする。

a 参加（第1の7参照）

[b 脱退の許可（第1の8参照）]

c 補佐人の許可及び許可取消し（第1の9(8)参照）

d 関係人の呼出し（第1の11(1)参照）

e 傍聴の許可（第1の11(2)参照）

f 手続の分離及び併合（第1の11(5)参照）

g 事実の調査及び証拠調べ（第1の12(1)、(5)ア参照）

h 他の裁判所への事実の調査又は証拠調べの嘱託等（第1の12(4)エ①並びに(5)イ①前段及び②参照）

i 官庁等への調査の嘱託（第1の12(4)オ参照）

j 家庭裁判所調査官の期日出席及び意見陳述（第1の13①及び②参

照)

k 医師たる裁判所技官の期日出席（第1の14参照）

(注) bの脱退の許可については、調停手続に脱退の制度を設けるかどうかについて、なお検討するものとするとしている（第1の8参照）ため、亀甲括弧を付している。

(3) 家事審判官の権限

ア 期日の指定（新設）

調停委員会が家事調停手続を行う場合には、第1に掲げる裁判長の権限のうち、期日の指定（第1の11(3)ア参照）の権限は、調停委員会を組織する家事審判官に属するものとする。

イ 家事審判官の事実の調査及び証拠調べ（家事審判規則第137条の2（第4項を除く。）、第7条の2及び第7条の6関係）

- ① 調停委員会を組織する家事審判官は、調停委員会の決議により、事実の調査及び証拠調べをすることができるものとする。
- ② ①の場合において、家事審判官は、家庭裁判所調査官に事実の調査を、医師たる裁判所技官に事件の関係人の心身の状況についての診断を、それぞれさせることができるものとする。
- ③ ②の事実の調査及び診断については、第1の12(4)イ③及び④の規律（報告の方式及び意見の添付）を準用するものとする。
- ④ ①の場合において、家事審判官は、相当と認めるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができるものとする。ただし、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合は、この限りでないものとする。

ウ 社会福祉機関との連絡等（家事審判規則第137条の3関係）

調停委員会を組織する家事審判官は、調停委員会の決議により、家庭裁判所調査官に第1の13③による措置（社会福祉機関との連絡等）をとらせることができるものとする。

(4) 家事調停委員の権限（家事審判法第22条の2第1項及び家事審判規則第137条の4関係）

調停委員会は、相当と認めるときは、当該調停委員会を組織する家事調停委員に事実の調査をさせることができるものとする。ただし、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合は、この限りでないものとする。

4 家事調停委員（家事審判法第22条の2第2項及び第22条の3関係）

- ① 家事調停委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所が定めるものとする。
 - ② 家事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。
- 5 調停前置主義（家事審判法第18条第1項関係）
- 家事調停を行うことができる訴訟事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家事調停の申立てをしなければならないものとする。
- 6 付調停（家事審判法第11条、第18条第2項及び第19条関係）
- ① 5の規律に反して、家事調停を行うことができる訴訟事件について家事調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、その訴えを受けた裁判所は、その事件を家事調停に付さなければならないものとする。ただし、その裁判所が当該訴訟事件を家事調停に付すことを相当でないとするときは、この限りでないものとする。
 - ② 家事調停を行うことができる事件に係る訴訟事件又は家事審判事件が係属している場合において、相当と認めるときは、裁判所は、いつでも、職権で、その事件を家事調停に付すことができるものとする。
 - ③ 訴訟事件又は家事審判事件が係属している裁判所は、①又は②により事件を家事調停に付す場合には、その家事調停事件を管轄家庭裁判所に処理させるものとする。ただし、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、他の家庭裁判所に処理させることができるものとする。
 - ④ 訴訟事件又は家事審判事件が係属している家庭裁判所又は高等裁判所が、①又は②により事件を家事調停に付す場合には、③にかかわらず、当該家事調停事件を自ら処理することができるものとする。この場合においては、調停委員会を組織する家事審判官は、その裁判所がその裁判官の中から指定するものとする。
 - ⑤ ①又は②により裁判所が訴訟事件を家事調停に付した場合において、調停が成立したとき又は合意に相当する審判若しくは調停に代わる審判が確定したときは、当該訴訟事件について訴えの取下げがあったものとみなすものとする。
 - ⑥ ②により裁判所が家事審判事件を家事調停に付した場合において、調

停が成立したとき，又は調停に代わる審判が確定したときは，当該家事審判事件は，終了するものとする。

(注) ②により訴訟事件又は家事審判事件を調停に付す場合においては，当事者（本案について被告又は相手方の陳述がされる前にあっては，原告及び申立人に限る。）の意見を聴かなければならないものとする。なお検討するものとする。

7 調停手続

(1) 管轄等

ア 管轄（家事審判規則第129条，第137条の5及び第103条の3関係）

- ① 家事調停事件は，相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 遺産の分割の調停事件が裁判所に係属している場合においては，寄与分を定める調停事件は，その裁判所の管轄とするものとする。
- ③ 遺産の分割の調停事件の申立て及び寄与分を定める調停事件の申立てがあったときは，これらの家事調停手続は，併合してしなければならないものとする。数人から寄与分を定める調停の申立てがあったときも，同様とするものとする。

イ 家庭裁判所，地方裁判所又は簡易裁判所間の移送（家事審判規則第129条の2関係）

- ① 家庭裁判所は，家事調停をすることができない事件のうち民事調停をすることができるものについて家事調停の申立てを受けた場合には，これを民事調停事件の管轄権のある地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならないものとする。ただし，事件を処理するために特に必要があると認めるときは，土地管轄権の有無にかかわらず，事件の全部又は一部を事物管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は，家事調停をすることができる事件のうち民事調停をすることができるものについて家事調停の申立てを受けた場合において，事件を処理するために必要があると認めるときは，これを民事調停事件の管轄権のある地方裁判所又は簡易裁判所に移送することができるものとする。ただし，事件を処理するために特に必要があると認めるときは，土地管轄権の有無にかかわらず，事件の全部又は一部を事物管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送することができるものとする。

(注) ①又は②による移送の裁判に対しては、第1の4(5)ウ及びエが適用されることを前提としている。

(2) 手続指揮権（家事審判規則第134条関係）

調停委員会における家事調停手続は、家事審判官が指揮するものとする。

(3) 電話会議システム等（新設、民事訴訟法第170条第3項及び第4項参照）

① 調停委員会は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、調停委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、期日における手続を行うことができるものとする。

② 期日に出頭しないで①の手続に関与した当事者は、その期日に出頭したもののみならずものとする。

(注1) 証人尋問、当事者尋問及び鑑定人質問については、特則（第1の12(5)による民事訴訟法第204条、第210条及び第215条の3の準用）によることとし、この場合には、(3)の規律を適用しないこととしている。

(注2) ①の期日において調停を成立させることができるものとするか否か、できるものとした場合にもなお一定の事件（例えば、離婚、離縁又は親権者の指定若しくは変更に関する事件）については調停を成立させることができないものとするか否かについては、なお検討するものとする。

(注3) 合意に相当する審判における当事者間の合意について、電話会議システム等を用いた期日でもすることができるものとするか否かについては、なお検討するものとする。

(4) 家事調停事件の申立て

ア 申立ての方式（家事審判規則第2条関係）

家事調停事件の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

a 当事者及び法定代理人

b 申立ての趣旨及び原因

(注) 遺産分割調停の申立てについては家事審判規則第137条の6及び第104条の規律と、寄与分を定める調停の申立てについては同規則第137条の5及び第103条の2の規律と、それぞれ同様の規律を置くものとすることが考えられる。

イ 併合申立て

【甲案】

申立人は、調停を求める事項が数個ある場合において、それらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、これらを併せて申し立てることができるものとする。

【乙案】

併合申立てについては、特段の規律を置かず、認めないものとする。

ウ 裁判長の申立書審査権（新設，民事訴訟法第137条参照）

① アの書面（以下「家事調停事件の申立書」という。）がアに違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い家事調停事件の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とするものとする。

② ①の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、家事調停事件の申立書を却下しなければならないものとする。

③ ②の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 申立人が、相手方の不正確な住所の記載について補正を命ぜられたにもかかわらず、正当な理由なく補正命令に応じないため、裁判所が申立書の送付等を行うことができない場合や、申立書送付費用又は呼出費用の予納がない場合の対応として、何らかの規律（例えば、民事訴訟法第138条第2項及び第141条と同趣旨の規律）を置くものとするものについては、なお検討するものとする。

エ 申立ての却下（新設）

① 申立てが不適法であるときは、家庭裁判所は、申立てを却下しなければならないものとする。

② ①の審判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

オ 申立書の写しの送付等（新設）

家庭裁判所は、申立てを不適法として却下するとき又は家事調停手続の期日を経ないで7(14)（調停をしない場合）により家事調停事件を終了させるときを除き、相手方に対し、家事調停事件の申立書の写しを送付するものとする。ただし、家事調停事件の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合は、申立書の写しの送付に代えて、適宜の方法により事件係属の通知をすることができるものとする。

カ 申立ての変更（新設，民事訴訟法第143条関係）

① 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は原

因を変更することができるものとする。

- ② 申立ての趣旨又は原因の変更は、期日である場合を除き、書面で行わなければならないものとする。
- ③ 調停委員会は、申立ての趣旨又は原因の変更が不適法であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の裁判をしなければならないものとする。
- ④ 調停委員会は、申立ての趣旨又は原因の変更により著しく家事事件の手続を遅延させることとなるときは、その変更を許さない旨の裁判をすることができるものとする。

(5) 手続の〔受継〕(家事審判規則第15条関係)

(前注) ここでいう〔受継〕とは、法令により手続を続行する資格のあるもの等が手続を引き継ぐことであるが、これを「受継」と呼称するかどうかについては、なお検討するものとする。

ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合

(注) 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者があるときでも、手続は、中断しないことを前提としている。もっとも、当事者が関与しなければならない手続については、法令により手続を続行する資格のある者が〔受継〕するまで、事実上することができない(法令により手続を続行する資格のある者のために任意代理人がある場合(第1の9(6)参照)は除く。)

- ① 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を〔受継〕することができるものとする。
- ② 調停委員会は、当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に、その手続を〔受継〕させることができるものとする。
- ③ 調停委員会は、①による〔受継〕の申出又は②による〔受継〕の申立てに理由がないと認めるときは、却下しなければならないものとする。①による〔受継〕の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 法令により手続を続行する資格のある者はないが、別に申立権者がある場合

別の申立権者が〔受継〕することは認めないものとし、調停事件は、終了するものとする。

- (6) 中止（家事審判規則第20条及び第130条関係）
- ① 家事調停の申立てがあった事件について審判が係属しているとき、又は6②により家事審判事件が家事調停に付されたときは、裁判所は、家事調停事件が終了するまで審判手続を中止することができるものとする。
 - ② 家事調停の申立てがあった事件について訴訟が係属しているとき、又は6①若しくは②により訴訟事件が家事調停に付されたときは、裁判所は、家事調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができるものとする。
- (7) 調停の場所（家事審判規則第132条関係）
- 調停委員会は、事件の実情によって、裁判所外の適当な場所で調停をすることができるものとする。
- (8) 調書の作成（家事審判規則第10条関係）
- 裁判所書記官は、家事調停手続について、調書を作らなければならないものとする。ただし、調停委員会を組織する家事審判官においてその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。
- (9) 意見の聴取の囑託（家事審判規則第136条の3第1項関係）
- 調停委員会は、家庭裁判所又は簡易裁判所に紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を囑託することができるものとする。
- (10) 囑託による意見聴取及び事実の調査の実施機関（家事審判規則第136条の3第2項及び第137条の2第4項関係）
- ① (9)により意見の聴取の囑託を受けた家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事調停委員に当該囑託に係る意見の聴取をさせることができるものとする。
 - ② 第1の12(4)エにより事実の調査の囑託を受けた裁判所は、相当と認めるときは、裁判所書記官に当該囑託に係る事実の調査をさせることができるものとする。ただし、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合は、この限りでないものとする。
- (11) 家事調停委員の専門的意見の聴取（家事審判法第22条の2第1項及び家事審判規則第136条の2関係）
- ① 調停委員会は、必要があると認めるときは、当該調停委員会を組織していない家事調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取することができるものとする。
 - ② 調停委員会が①により意見を聴取することとしたときは、家庭裁判所は、意見を述べるべき家事調停委員を指定するものとする。

- ③ ②による指定を受けた家事調停委員は、調停委員会に出席して意見を述べるものとするものとする。

(12) 調停の成立

ア 調停の成立と効力（家事審判法第21条関係）

- ① 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有するものとする。ただし、第2の1(1)に定める家事審判の対象となる事項のうち調停をすることができる事項についての合意の記載は、確定した審判と同一の効力を有するものとする。
- ② ①は、合意に相当する審判の対象となる事件については、適用しないものとする。

イ 調停の一部成立（新設、民事訴訟法第243条第2項及び第3項参照）

- ① 家事調停事件の一部について当事者間に合意が成立したときは、当該一部について調停を成立させることができるものとする。
- ② ①は、手続の併合を命じた数個の家事調停事件について準用するものとする。

ウ 調停調書の更正（新設、民事訴訟法第257条参照）

- ① 調停調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正の裁判をすることができるものとする。
- ② 更正の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 不適法を理由に①の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

エ 調停条項案の書面による受諾（家事審判法第21条の2関係）

当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなすものとする。

(注1) 一定の事件については、調停条項案の書面による受諾により当事者間の合意を成立させることができないものとするを前提としており、その具体的な範囲（例えば、離婚、離縁又は親権者の指定若しくは変更に関する事件）については、なお検討するものとする。

(注2) 調停条項案提示の方式、真意の確認及び調停条項案受諾者への調停成立の通知については、家事審判規則第137条の7、第137条の8及び第140条

の2と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

(13) 調停の不成立（家事審判規則第138条の2及び家事審判法第26条関係）

- ① 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が調停に代わる審判をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができるものとする。合意に相当する審判の対象となる事件の調停につき、当事者間に合意が成立した場合において、裁判所が合意に相当する審判をしないときも、同様とするものとする。
- ② 第2の1(1)に定める家事審判の対象となる事項のうち調停をすることができる事項についての家事調停事件（以下「審判事項についての家事調停事件」という。）について調停が成立せず、かつ、その事件について調停に代わる審判をせず、又は異議申立てにより調停に代わる審判が効力を失った場合には、調停の申立ての時に、審判の申立てがあったものとみなすものとする。
- ③ 訴訟事項についての家事調停事件について調停が成立せず、かつ、その事件について合意に相当する審判若しくは調停に代わる審判をせず、又は異議申立てにより合意に相当する審判若しくは調停に代わる審判が効力を失った場合において、当事者がその旨の通知を受けた日から2週間以内に訴えを提起したときは、調停の申立ての時に、その訴えの提起があったものとみなすものとする。

(注) ②については、家事調停手続が審判手続に移行した場合には、家事調停手続における資料が当然に審判手続における資料となるものではないこと、家事調停事件が係属していた家庭裁判所が当該家事審判事件の管轄権を有していない場合においては自庁処理によらない限り管轄権が生じないものとすることをそれぞれ前提としている。

(14) 調停をしない場合（家事審判規則第138条関係）

調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして、事件を終了させることができるものとする。

(15) 取下げによる事件の終了（新設）

(前注) 合意に相当する審判後の取下げについては、8(3)の規律による。なお、調停に代わる審判後の取下げについては、特段の規律を設けず、次のア及びイの規律によるものとする。

ア 取下げの要件

申立人は、家事調停事件が終了するまでの間、申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

イ 取下げの方式及び効果

取下げの方式及び効果については、家事審判に関する手続（総則）の規律（第2の2(9)イ及びウ）を準用するものとする。

(注) (13), (14)又は(15)により家事調停事件が終了したときは、裁判所書記官は、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないものとする（所在の知れない者、家事調停手続の期日において家事調停事件を終了した場合に、その期日に出頭していた当事者については、この限りでないものとする。）ことが考えられる。

(16) 調停前の仮の措置（家事審判規則第133条関係）

- ① 調停委員会は、家事調停事件が係属している場合に、職権で、相手方その他の事件の関係人に対し、調停のために必要な処分を命じることができるものとする。
- ② 調停委員会は、①による処分を変更し、又は取り消すことができるものとする。
- ③ 調停委員会を組織する家事審判官は、急迫の事情があるときに限り、①による処分並びに②による処分の変更及び取消しをすることができるものとする。
- ④ ①による処分並びに②による処分の変更及び取消しは、これを受け者に告知することによりその効力を生ずるものとする。
- ⑤ ①による処分及び②により変更した処分は、執行力を有しないものとする。
- ⑥ 調停委員会は、①による処分及び②による処分の変更をする場合には、同時に、その違反に対する法律上の制裁も告知しなければならないものとする。

(17) 家事審判官だけで家事調停手続を行う場合

(前注) 合議体により家事調停手続を行うことができることを前提としている。

ア 手続指揮権（新設）

家事審判官だけで家事調停手続を行う場合においては、裁判長が期日における手続を指揮するものとする。

イ 受命裁判官（新設）

家事審判官だけで家事調停手続を行う場合においては、裁判所は、受命裁判官に期日における手続を行わせることができるものとする。

ウ 裁判所書記官による事実の調査（家事審判規則第142条第1項及び

第137条の2第3項関係)

家事審判官だけで家事調停手続を行う場合においては、裁判所は、相当と認めるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができるものとする。ただし、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合は、この限りでないものとする。

エ 調停委員会及び家事審判官の権限についての規律の準用（家事審判規則第142条関係）

家事審判官だけで家事調停手続を行う場合においては、7に掲げる調停委員会が行う行為は裁判所が、家事調停委員会を組織する家事審判官が行う行為は裁判長が、それぞれ行うものとする。

8 合意に相当する審判

(前注1) 「合意に相当する審判」との用語については、なお検討するものとする。

(前注2) 家事審判官のみとする調停においても、合意に相当する審判をすることができることを前提としている。

(1) 合意に相当する審判の対象事件及び要件（家事審判法第23条関係，人事訴訟法第2条及び第43条参照）

ア 合意に相当する審判

人事訴訟法第2条に定める人事に関する事件（同条第1号に定める離婚の訴え及び同条第3号に定める離縁の訴えの事件を除く。）の調停において、当事者間に、申立ての趣旨どおりの審判を受けることについての合意が成立し、かつ、申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因の有無について争いが無い場合には、裁判所は、必要な事実を調査した上、調停委員会の調停にあつては当該調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、相当と認めるときは、申立てに係る無効若しくは取消し又は身分関係の形成若しくは存否に関し、当該合意に相当する審判をすることができるものとする。

(注1) 人事訴訟法第2条本文に定める「その他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」を、合意に相当する審判の対象とすべきであるか否かについては、なお検討するものとする。

(注2) 手続上の当事者のうち、身分関係の当事者でない者について、「申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因の有無について争いが無い」ことの主体から除外するか否かについては、なお検討するものとする。

イ 当事者

アの事件について、人事訴訟を提起することができる者は、原則として、人事訴訟において被告とすべき者を相手方としてアの調停を申し立てることができるものとする。

(注1) 人事訴訟において検察官を被告とすべき場合においては、検察官を相手方として調停を申し立てることはできず、合意に相当する審判をすることはできないものとするを前提としている。同様に、検察官が調停の申し立てをすることもできないものとするを前提としている。

(注2) 死亡等により身分関係の当事者の一方を欠いているため、他方の当事者を被告として人事訴訟を提起することができる場合において、合意に相当する審判をすることができるものとするについては、利害関係のある第三者の手続保障や審理の充実を図るために人事訴訟法第28条及び人事訴訟規則第16条と同様の事件係属の通知の制度を設けることの要否と併せて、なお検討するものとする。

(2) 審判（新設）

ア 審判の方式

合意に相当する審判は、審判書を作成して行わなければならないものとする。

イ 家事審判に関する手続（総則）の規律の準用（民事訴訟法第243条、第247条、第253条、第258条、第256条及び第257条参照）

第2の2(7)ア(ア)、(ウ)、(エ)及び(キ)から(コ)までによる規律は、合意に相当する審判の手続について準用するものとする。

(3) 申立ての取下げ（新設）

申立ての取下げは、合意に相当する審判があった後は、相手方の同意を得なければ、その効力を生じないものとする。

(4) 不服申立て（家事審判法第25条第1項及び第2項並びに家事審判規則第139条及び第140条関係）

ア 異議申立権者及び異議申立ての理由

① 当事者は、合意に相当する審判に対し、(1)アの合意の成立の要件又は無効若しくは取消しの原因若しくは身分関係の形成若しくは存否の原因の有無について争いがないとの要件を欠いていたことを理由として、裁判所に異議を申し立てることができるものとする。

② 利害関係人は、合意に相当する審判に対し、裁判所に異議を申し立てることができるものとする。

イ 異議申立ての方式

- ① 異議の申立ては、異議の対象を明らかにして書面によってしなければならないものとする。
- ② 当事者は、①の書面に異議の理由を記載しなければならないものとする。

ウ 異議申立期間

- ① ア①及び②の異議の申立ては、2週間の不変期間内にしなければならないものとする。
- ② ①の異議申立ての期間は、異議の申立てをすることができる者が審判の告知を受ける者である場合には審判の告知を受けた日から、審判の告知を受ける者でない場合には当事者が審判の告知を受けた日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から、それぞれ進行するものとする。

(注) 異議申立権の放棄の規律を置くことについては、民事訴訟の手續における控訴権の放棄を第一審判決前にすることができないと解されていることと同様、合意に相当する審判前にすることはできないものとするを前提にして、審判後の放棄について、必要性を含めて、なお検討するものとする。

エ 異議申立てに対する裁判

(ア) 当事者の異議申立てに対する裁判

- ① 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるとき、又は異議の申立てを理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。
- ② 異議の申立人は、異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 裁判所は、当事者から適法な異議の申立てがあった場合において、異議の申立てを理由があると認めるときは、合意に相当する審判を取り消さなければならない。

(注1) 利害関係参加人は、(ア)の当事者ではなく、(イ)の利害関係人となることを想定している。

(注2) ③の合意に相当する審判を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができることとするか否かについては、なお検討するものとする。

(イ) 利害関係人の異議申立てに対する裁判

- ① 裁判所は、異議の申立てを不適法と認めるときは、これを却下しなければならないものとする。
- ② 申立人は、異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

- ③ 利害関係人から適法な異議の申立てがあったときは、合意に相当する審判は、その効力を失うものとする。
- (5) 確定した合意に相当する審判の効力（家事審判法第25条第3項関係）異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、合意に相当する審判は、確定判決と同一の効力を有するものとする。
- (6) 婚姻の取消しについての合意に相当する審判における親権者の指定（新設、民法第749条及び第819条第2項参照）

【甲案】

成年に達しない子がある場合には、子の親権者の指定につき父母間で合意が成立したときに限り、子の親権者の指定とともに、婚姻の取消しについての合意に相当する審判をすることができるものとする。

- (注) 甲案を採用した場合には、婚姻を取り消し親権者を指定する合意に相当する審判に対する当事者の不服申立てとしては、(4)ア①のとおり、婚姻の取消し又は子の親権者の指定に関し、合意の成立の要件又は原因の有無について争いがないとの要件を欠いていたことを理由とする異議の申立てのみが認められることを前提としている。

【乙案】

成年に達しない子がある場合には、子の親権者の指定についての父母間での合意の成否にかかわらず、婚姻の取消しについての合意に相当する審判をすることができるものとする。この場合には、併せて子の親権者の指定をしなければならないものとする。

- (注1) 乙案を採用した場合の不服申立ての規律については、例えば、当事者は、子の親権者の指定の審判が併せてされた合意に相当する審判に対し、理由なく異議の申立てをすることができ、適法な異議の申立てがあったときは、婚姻の取消し及び子の親権者の指定についての審判が全体として効力を失うものとすることが考えられる。

- (注2) 乙案を採用した場合に、子が15歳以上であるときは、その子の陳述を聴かなければならないものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

- (注3) 乙案を採用した場合に、当事者の共同の申立てにより裁判所が親権者を定めたときは、その指定については異議を申し立てることができないものとする規律（民訴法第265条参照）を置くことについては、その必要性及び相当性を含めて、なお検討するものとする。

- (7) その他

(注) 嫡出否認の調停中に夫が死亡した場合に、人事訴訟法第41条第2項と同様に同条第1項所定の者が嫡出否認の主張をする機会を確保するための規律及びその内容については、なお検討するものとする。

9 調停に代わる審判

(前注1) 「調停に代わる審判」との用語については、なお検討するものとする。

(前注2) 家事審判官のみでする調停においても、調停に代わる審判をすることができることを前提としている。

(1) 調停に代わる審判の対象及び要件（家事審判法第24条関係）

① 裁判所は、調停が成立しない場合において相当と認めるときは、調停委員会の調停にあつては当該調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平を考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者の双方又は一方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のため、離婚、離縁その他必要な審判をすることができるものとする。

② ①の審判においては、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができるものとする。

③ 裁判所は、離婚の調停に代わる審判をする場合において、当事者間に成年に達しない子があるときは、父母の一方を親権者と定める裁判をしなければならないものとする。

④ ①は、合意に相当する審判の対象となる事件には適用しないものとする。

(注1) 審判事項についての家事調停事件においても、調停に代わる審判をすることができることを前提としている。

(注2) 本文③の親権者の指定についての裁判をする場合において、子が15歳以上であるときは、子の陳述を聴かなければならないものとするか否かについては、なお検討するものとする。

(2) 審判（新設）

ア 審判の方式

調停に代わる審判は、審判書を作成してしなければならないものとする。

イ 家事審判に関する手続（総則）の規律の準用（民事訴訟法第243条、第247条、第253条、第258条、第256条及び第257条参照）

第2の2(7)ア(ア)、(ウ)、(エ)、(キ)、[(ク)]、(ケ)及び(コ)の規律は、調停に代わる審判について準用するものとする。

(注) 第2の2(7)ア(ク)の終局審判の脱漏の規律の準用については、その必要性を含めて、なお検討するものとする。

(3) 不服申立て(家事審判法第25条第1項及び第2項並びに家事審判規則第139条及び第140条関係)

ア 異議申立権者等

当事者は、調停に代わる審判に対し、異議を申し立てることができるものとする。

(注1) 子に異議申立権を認めるか否かについては、なお検討するものとする。

(注2) 当事者の共同の申立てにより裁判所が調停に代わる審判をした場合には、その審判については異議を申し立てることができないものとする規律(民事訴訟法第265条参照)を置くことについては、その必要性及び一定の事件(例えば、離婚、離縁又は親権の指定若しくは変更に関する事件)を除外することの要否を含めて、なお検討するものとする。

イ 異議申立ての方式

異議の申立ては、異議の対象を明らかにして書面によってしなければならないものとする。

ウ 異議申立権の放棄

異議申立権は、放棄することができるものとする。

(注) 異議申立権の放棄は、事前に行うことができないものとするを前提としている。

エ 異議申立期間

① アの異議の申立ては、2週間の不変期間内にしなければならないものとする。

② ①の異議の申立ての期間は、審判の告知を受けた日から進行するものとする。

オ 異議申立てに対する裁判

① 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならないものとする。

② 異議の申立人は、異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

カ 異議申立ての効果

適法な異議の申立てがあったときは、調停に代わる審判は、その効力を失うものとする。

(4) 確定した調停に代わる審判の効力(家事審判法第25条第3項及び第15条関係)

異議の申立てがないとき，又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは，調停に代わる審判は，確定判決と同一の効力を有するものとする。ただし，第2の1(1)に定める家事審判の対象となる事項のうち調停をすることができる事項についての調停に代わる審判は，確定した審判と同一の効力を有するものとする。

10 家事調停官

(1) 家事調停官の任命等（家事審判法第26条の2関係）

- ① 家事調停官は，弁護士で5年以上その職に在ったもののうちから，最高裁判所が任命するものとする。
- ② 家事調停官は，この中間試案第2部に基づく法律の定めるところにより，調停事件の処理に必要な職務を行うものとする。
- ③ 家事調停官は，任期を2年とし，再任されることができるものとする。
- ④ 家事調停官は，非常勤とするものとする。
- ⑤ 家事調停官は，以下に掲げる事項のいずれかに該当する場合を除いては，在任中，その意に反して解任されることがないものとする。
 - a 弁護士法第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - b 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。
 - c 職務上の義務違反その他家事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。
- ⑥ この中間試案第2部に基づく法律に定めるもののほか，家事調停官の任免に関し必要な事項は，最高裁判所規則で定めるものとする。

(2) 家事調停官の権限等（家事審判法第26条の3及び第26条の4並びに家事審判規則第143条関係）

- ① 家事調停官は，家庭裁判所の指定を受けて，調停事件を取り扱うものとする。
- ② 家事調停官は，その取り扱う調停事件の処理について，家事審判官が行うものとして定める調停事件の処理に関する権限のほか，特定の規定において家庭裁判所又は裁判長が行うものとして定められている調停事件の処理に関する権限を行うことができるものとする。
- ③ 家事調停官は，独立してその職権を行うものとする。
- ④ 家事調停官は，その権限を行うについて，裁判所書記官，家庭裁判所調査官及び医師たる裁判所技官に対し，その職務に関し必要な命令をすることができるものとする。この場合において，裁判所法第60条

第5項の規定は、家事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用するものとする。

- ⑤ 家事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

11 不服申立て及び再審（新設）

家事調停手続における裁判に対する不服申立て及び再審については、特別の定めのある場合を除き、家事審判に関する手続（総則）における不服申立て及び再審の規律（第2の3及び4）を準用するものとする。

12 記録の閲覧等（家事審判規則第12条関係）

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事調停事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事調停事件に関する事項の証明書の交付（以下本項目（12 記録の閲覧等）において「記録の閲覧等」という。）を請求することができるものとする。
- ② ①は、家事調停事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しないものとする。当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物について複製することを請求することができるものとする。
- ③ 〔裁判所は、当事者又は利害関係を疎明した第三者から家事調停事件の記録の閲覧等又は複製の許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、家事調停事件の記録の閲覧等又は複製を許可することができるものとする。〕
- ④ 当事者が裁判書の正本、謄本若しくは調停において成立した合意を記載し、若しくは調停をしない措置若しくは調停の不成立により事件が終了した旨を記載した調書の正本、謄本若しくは抄本又は家事調停事件に関する証明書の交付を請求したときは、①にかかわらず、裁判所書記官が、これを交付することができるものとする。
- ⑤ 家事調停事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、家事調停事件の記録の保存又は裁判所若しくは調停委員会の執務に支障があるときは、することができないものとする。

（注1） ③は、家事審判規則第12条第1項の規律を実質的に維持する内容であるが、

このような規律とするかどうかについてなお検討する趣旨で、規律全体に亀甲括弧を付している。

- (注2) 合意に相当する審判の対象となる事件の記録の閲覧等の規律については、家事審判に関する手続(総則)における記録の閲覧等の規律(第2の1(5)ア③)と同様のものとすべきであるか否かについては、なお検討するものとする。

第6 履行確保

1 履行状況の調査及び履行の勧告

- (1) 審判で定められた義務の履行勧告(家事審判法第15条の5並びに家事審判規則第143条の2第1項、第143条の3及び第143条の4関係)

- ① 審判をした家庭裁判所(抗告裁判所が審判をした場合にあっては、第一審裁判所である家庭裁判所)は、権利者の申出があるときは、当該審判で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の全部又は一部の履行を勧告することができるものとする。
- ② ①の家庭裁判所は、相当と認めるときは、他の家庭裁判所に①の調査及び勧告を嘱託することができるものとする。
- ③ ①の家庭裁判所及び②の嘱託を受けた家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に①の調査及び勧告をさせることができるものとする。
- ④ ①の家庭裁判所及び②の嘱託を受けた家庭裁判所は、①の調査及び勧告に関し、事件の関係人の家庭その他の環境を調整するため必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができるものとする。
- ⑤ ①の家庭裁判所及び②の嘱託を受けた家庭裁判所は、①の調査及び勧告に必要な調査を官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができるものとする。

- (2) 調停又は調停に代わる審判で定められた義務及び調停前の仮の措置として命ぜられた事項の履行勧告(家事審判法第25条の2及び第15条の5並びに家事審判規則第143条の2第2項及び第1項、第143条の3及び第143条の4関係)

調停又は調停に代わる審判で定められた義務及び調停前の仮の措置として命ぜられた事項の履行については、(1)と同様とするものとする。

2 履行命令

- (1) 審判で定められた義務の履行命令（家事審判法第15条の6並びに家事審判規則第143条の5第1項及び第143条の6から第143条の8まで関係）
- ① 審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が審判をした場合にあっては、第一審裁判所である家庭裁判所）は、当該審判で定められた〔金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務〕の履行を怠った者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立てにより、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ずることができるものとする。
- (注) 履行命令の対象となる義務を、強制執行が可能な義務の範囲に広げることについては、なお検討するものとする。
- ② ①による命令は、その命令をする時までに義務者が履行を怠った義務の一部又は全部についてするものとする。
- ③ 家庭裁判所は、①により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聴かなければならないものとする。
- ④ 家庭裁判所は、①により義務の履行を命ずる場合には、同時に、義務者に対し、その違反に対する法律上の制裁を告知しなければならないものとする。
- (2) 調停又は調停に代わる審判で定められた義務の履行命令（家事審判法第25条の2及び第15条の6並びに家事審判規則第143条の5第2項及び第1項及び第143条の6から第143条の8まで関係）
- 調停又は調停に代わる審判で定められた義務の履行については、(1)と同様とするものとする。

- 3 金銭の寄託の制度（家事審判法第15条の7関係）
- 金銭の寄託の制度は、置かないものとする。

第7 雑則

- 1 不出頭に対する過料の制裁（家事審判法第27条関係）
- 呼出しを受けた者が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、これを〔5万円〕以下の過料に処するものとする。
- 2 履行命令又は調停前の仮の措置違反に対する過料の制裁
- (1) 履行命令違反に対する過料の制裁（家事審判法第28条第1項関係）
- 第6の2により義務の履行を命ぜられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、家庭裁判所は、これを〔10万円〕以下の過料に処す

るものとする。

(2) 調停前の仮の措置の違反に対する過料の制裁（家事審判法第28条第2項関係）

第5の7(16)により調停前の仮の措置として必要な事項を命ぜられた者が正当な理由なくその措置に従わないときも、(1)と同様とするものとする。

3 過料の裁判の執行等（家事審判法第29条及び家事審判規則第13条関係）

① 1並びに2(1)及び(2)の過料の裁判は、家事審判官の命令で執行するものとする。

② ①の命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有するものとする。

③ 過料の裁判の執行は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従ってするものとする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しないものとする。

④ 1並びに2(1)及び(2)による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

⑤ ①から④までに定めるもののほか、過料についての裁判に関しては、非訟事件手続法第4編の規定を準用するものとする。ただし、同法第162条及び第164条中検察官に関する規定は、この限りでないものとする。

| 事件類型 | 各事件 | 審判を受けるべき者 |
|----------------|--|------------------|
| 1 成年後見に関する審判事件 | 成年後見開始の審判事件(民法第7条) | 成年被後見人となるべき者 |
| | 成年後見開始の審判の取消しの審判事件(民法第10条, 第19条第2項) | 成年被後見人 |
| | 成年後見人の選任の審判事件(民法第843条第1項から第3項まで) | 選任された成年後見人 |
| | 成年後見監督人の選任の審判事件(民法第849条の2) | 選任された成年後見監督人 |
| | 成年後見人の辞任についての許可の審判事件(民法第844条) | 成年後見人 |
| | 成年後見監督人の辞任についての許可の審判事件(民法第852条, 第844条) | 成年後見監督人 |
| | 成年後見人の解任の審判事件(民法第846条) | 成年後見人 |
| | 成年後見監督人の解任の審判事件(民法第852条, 第846条) | 成年後見監督人 |
| | 成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長の審判事件(民法第853条第1項ただし書, 第856条) | 成年後見人 |
| | 権限の行使についての定め及びその取消しの審判事件(民法第859条の2第1項及び第2項, 第852条) | 成年後見人又は成年後見監督人 |
| | 居住用不動産の処分についての許可の審判事件(民法第859条の3, 第852条) | 成年後見人又は成年後見監督人 |
| | 成年後見人又は成年後見監督人に対する報酬の付与の審判事件(民法第862条, 第852条) | 成年後見人又は成年後見監督人 |
| | 成年後見の事務の報告, 財産の目録の提出, 後見の事務又は財産状況の調査, 財産の管理その他の後見の事務に関する処分の審判事件(民法第863条) | 成年後見人 |
| | 成年後見に関する管理の計算の期間の伸長の審判事件(民法第870条ただし書) | 成年後見人 |
| 2 保佐に関する審判事件 | 保佐開始の審判事件(民法第11条) | 被保佐人となるべき者 |
| | 保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判事件(民法第13条第2項) | 被保佐人又は被保佐人となるべき者 |
| | 保佐人の同意に代わる許可の審判の審判事件(民法第13条第3項) | 被保佐人 |
| | 保佐開始の審判の取消しの審判事件(民法第14条第1項, 第19条) | 被保佐人 |
| | 保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判の取消しの審判事件(民法第14条第2項) | 被保佐人 |
| | 保佐人の選任の審判事件(民法第876条の2第1項及び第2項, 第843条第2項及び第3項) | 選任された保佐人 |
| | 保佐監督人の選任の審判事件(民法第876条の3第1項) | 選任された保佐監督人 |
| | 保佐人の辞任についての許可の審判事件(民法第876条の2第2項, 第844条) | 保佐人 |
| | 保佐監督人の辞任についての許可の審判事件(民法第876条の3第2項, 第844条) | 保佐監督人 |
| | 保佐人の解任の審判事件(民法第876条の2第2項, 第846条) | 保佐人 |
| | 保佐監督人の解任の審判事件(民法第876条の3第2項, 第846条) | 保佐監督人 |
| | 臨時保佐人の選任の審判事件(民法第876条の2第3項) | 選任された臨時保佐人 |

| | | |
|--|--|----------------------|
| 2 保佐に関する審判事件 | 権限の行使についての定め及びその取消しの審判事件(民法第876条の3第2項, 第876条の5第2項, 第859条の2第1項及び第2項) | 保佐人又は保佐監督人 |
| | 居住用不動産の処分についての許可の審判事件(民法第876条の3第2項, 第876条の5第2項, 第859条の3) | 保佐人又は保佐監督人 |
| | 保佐人及び保佐監督人に対する報酬の付与の審判事件(民法第876条の3第2項, 第876条の5第2項, 第862条) | 保佐人又は保佐監督人 |
| | 保佐人に代理権を付与する旨の審判事件(民法第876条の4第1項) | 保佐人 |
| | 保佐人に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判事件(民法第876条の4第3項) | 保佐人 |
| | 保佐の事務の報告, 財産の目録の提出, 保佐の事務又は財産状況の調査, 財産の管理その他の保佐の事務に関する処分の審判事件(民法第876条の5第2項, 第863条) | 保佐人 |
| | 保佐に関する管理の計算の期間の伸長の審判事件(民法第876条の5第3項, 第870条ただし書) | 保佐人 |
| | 3 補助に関する審判事件 | 補助開始の審判事件(民法第15条第1項) |
| 補助人の同意を得なければならない行為の定め審判事件(民法第17条第1項) | | 被補助人又は被補助人となるべき者 |
| 補助人の同意に代わる許可の審判事件(民法第17条第3項) | | 被補助人 |
| 補助開始の審判の取消しの審判事件(民法第18条第1項及び第3項, 第19条) | | 被補助人 |
| 補助人の同意を得なければならない行為の定め審判の取消しの審判事件(民法第18条第2項) | | 被補助人 |
| 補助人の選任の審判事件(民法第876条の7第1項及び第2項, 第843条第2項及び第3項) | | 選任された補助人 |
| 補助人監督人の選任の審判事件(民法第876条の8第1項) | | 選任された補助監督人 |
| 補助人の辞任についての許可の審判事件(民法第876条の7第2項, 第844条) | | 補助人 |
| 補助監督人の辞任についての許可の審判事件(民法第876条の8第2項, 第844条) | | 補助監督人 |
| 補助人の解任の審判事件(民法第876条の7第2項, 第846条) | | 補助人 |
| 補助監督人の解任の審判事件(民法第876条の8第2項, 第846条) | | 補助監督人 |
| 臨時補助人の選任の審判事件(民法第876条の7第3項) | | 選任された臨時補助人 |
| 権限の行使についての定め及びその取消しの審判事件(民法第876条の8第2項, 第876条の10第1項, 第859条の2第1項及び第2項) | | 補助人又は補助監督人 |
| 居住用不動産の処分についての許可の審判事件(民法第876条の8第2項, 第876条の10第1項, 第859条の3) | | 補助人又は補助監督人 |
| 補助人又は補助監督人に対する報酬の付与の審判事件(民法第876条の8第2項, 第876条の10第1項, 第862条) | | 補助人又は補助監督人 |
| 補助人に代理権を付与する旨の審判事件(民法第876条の9第1項) | | 補助人 |

| | | |
|-----------------|---|------------------------------|
| 3 補助に関する審判事件 | 代理権を付与する旨の審判の取消しの審判事件(民法第876条の9第2項, 第876条の4第3項) | 補助人 |
| | 補助の事務の報告, 財産の目録の提出, 補助の事務又は財産状況の調査, 財産の管理その他の補助の事務に関する処分の審判事件(民法第876条の10第1項, 第863条) | 補助人 |
| | 補助に関する管理の計算の期間の伸長の審判事件(民法第876条の10第2項, 第870条ただし書) | 補助人 |
| 4 失踪宣告に関する審判事件 | 失踪宣告の審判事件(民法第30条) | 不在者 |
| | 失踪宣告の取消しの審判事件(民法第32条第1項) | 失踪者 |
| 5 財産の管理に関する審判事件 | 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件(民法第25条から第29条まで) | (財産管理人の選任の審判については)選任された財産管理人 |
| | 財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の審判事件(民法第830条第2項から第4項まで, 第869条) | |
| | 遺産の管理に関する処分の審判事件(民法第895条) | |
| | 相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件(民法第918条第2項及び第3項, 第926条第2項, 第936条第3項, 第940条第2項)及び相続財産の管理人の選任その他の相続財産の管理に関する処分の審判事件(第952条, 第953条, 第958条) | |
| | 相続財産の管理人の選任の審判事件(民法第936条第1項) | |
| 6 婚姻に関する審判事件 | 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件(民法第752条) | 申立人及び相手方(夫及び妻) |
| | 夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分の審判事件(民法第758条第2項及び第3項) | 申立人及び相手方(夫及び妻) |
| | 婚姻から生ずる費用の分担に関する処分の審判事件(民法第760条) | 申立人及び相手方(夫及び妻) |
| | 子の監護者の指定その他子の監護に関する処分の審判事件(民法第766条第1項及び第2項(第749条, 第771条及び第788条において準用する場合を含む。)) | 申立人及び相手方 |
| | 離婚又は婚姻取消しの場合の財産分与に関する処分の審判事件(民法第768条第2項(第749条及び第771条において準用する場合を含む。)) | 申立人及び相手方(夫及び妻であった者) |
| | 離婚等の場合における系譜, 祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定に関する審判事件(民法第769条第2項(第749条, 第751条第2項, 第771条において準用する場合を含む。)) | 申立人及び相手方 |
| | | |
| 7 親子に関する審判事件 | 子の氏の変更の許可の審判事件(民法第791第1項, 第3項) | 子又は法定代理人 |
| | 養子をするについての許可の審判事件(民法第794条, 第798条) | 養親 |
| | 死後離縁をするについての許可の審判事件(民法第811条第6項) | 養親又は養子 |
| | 離縁等による復氏の際の系譜, 祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判事件(民法第808条第2項, 第817条及び第769条) | 申立人及び相手方 |

| | | |
|--|---|---------------------------|
| 7 親子に関する審判事件 | 特別養子縁組の成立の審判事件(民法第817条の2) | 養親となるべき者, 養子となるべき者及びその実父母 |
| | 特別養子縁組の離縁の審判事件(民法第817条の10) | 養親, 養子及びその実父母 |
| 8 親権に関する審判事件 | 養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定の審判事件(民法第811条第4項) | 申立人及び相手方 |
| | 親権者の指定又は変更の審判事件(民法第819条第5項及び第6項) | 申立人及び相手方 |
| | 子を懲戒場に入れる許可及びその期間の短縮の審判事件(民法第822条) | 親権者 |
| | 親権又は管理権の喪失の宣告の審判事件(民法第834条, 第835条) | 親権者 |
| | 親権又は管理権の喪失宣告の取消しの審判事件(民法第836条) | (喪失宣告を受けていた)親 |
| | 親権又は管理権を辞するについての許可の審判事件(民法第837条第1項) | 親権者 |
| | 親権又は管理権を回復するについての許可の審判事件(民法第837条第2項) | (辞任していた)親 |
| 9 未成年後見に関する審判事件 | 養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の審判事件(民法第811条第5項) | 選任された未成年後見人となるべき者 |
| | 未成年後見人の選任の審判事件(民法第840条) | 選任された未成年後見人 |
| | 未成年後見監督人の選任の審判事件(民法第849条) | 選任された未成年後見監督人 |
| | 未成年後見人の辞任についての許可の審判事件(民法第844条) | 未成年後見人 |
| | 未成年後見監督人の辞任についての許可の審判事件(民法第852条, 第844条) | 未成年後見監督人 |
| | 未成年後見人の解任の審判事件(民法第846条) | 未成年後見人 |
| | 未成年後見監督人の解任の審判事件(民法第846条, 第852条) | 未成年後見監督人 |
| | 未成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長の審判事件(民法第853条第1項ただし書, 第856条, 第867条第2項) | 未成年後見人 |
| | 未成年被後見人又は子を懲戒場に入れる許可及びその期間の短縮の審判事件(民法第857条, 第867条第2項) | 未成年後見人 |
| | 未成年後見人又は未成年後見監督人に対する報酬の付与の審判事件(民法第862条, 第852条, 第867条第2項) | 未成年後見人又は未成年後見監督人 |
| | 未成年後見の事務の報告, 財産の目録の提出, 後見の事務又は財産状況の調査, 財産の管理その他の後見の事務に関する処分の審判事件(民法第863条, 第867条第2項) | 未成年後見人 |
| 未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長の審判事件(民法第870条ただし書) | 未成年後見人 | |
| 10 特別代理人選任に関する審判事件 | 嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任の審判事件(民法第775条) | 選任された特別代理人 |
| | 子又は後見に関する特別代理人の選任の審判事件(民法第826条, 第860条) | |
| 11 扶養に関する審判事件 | 扶養義務の設定の審判事件(民法第877条第2項) | 扶養義務者となるべき者[, 扶養権利者] |
| | 扶養義務を設定する審判の取消しの審判事件(民法第877条第3項) | 扶養義務者とされた者[, 扶養権利者] |
| | 扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消しの審判事件(民法第878条及び第880条) | 申立人及び相手方 |

| | | |
|---------------------------------------|---|---------------------------------|
| 11 扶養に関する審判事件 | 扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件(民法第879条及び第880条) | 申立人及び相手方 |
| 12 相続に関する審判事件 | 系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判事件(民法第897条第2項) | 指定された権利の承継者 |
| | 相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長の審判事件(民法第915条第1項ただし書) | 期間が伸長された相続人 |
| | 相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理の審判事件(民法第919条第4項) | [取り消された相続人に通知] |
| | 相続の限定承認の申述の受理の審判事件(民法第924条) | [申述をした相続人に通知] |
| | [限定承認における]鑑定人の選任の審判事件(民法第930条第2項及び第932条ただし書) | 選任された鑑定人 |
| | [相続財産分離における]鑑定人の選任の審判事件(民法第947条第3項及び第950条第2項が準用する第930条第2項及び第932条ただし書) | |
| | [相続人の不存在における]鑑定人の選任の審判事件(民法第957条第2項が準用する第930条第2項) | |
| | [遺留分における]鑑定人の選任の審判事件(民法第1029条第2項) | |
| 相続放棄の申述の受理の審判事件(民法第938条) | [申述をした相続人に通知] | |
| 相続財産の分離に関する処分の審判事件(民法第941条及び第950条第1項) | 相続人全員 | |
| 遺留分の放棄についての許可の審判事件(民法第1043条第1項) | 許可された遺留分権者 | |
| 13 推定相続人の廃除に関する審判事件 | 推定相続人の廃除の審判事件(民法第892条及び第893条) | 申立人(被相続人又は遺言執行者)及び廃除を求められた推定相続人 |
| | 推定相続人の廃除の取消しの審判事件(民法第894条) | 申立人(被相続人又は遺言執行者)及び廃除された推定相続人 |
| 14 遺産の分割に関する審判事件 | 遺産の分割の審判事件(民法第907条第2項) | 申立人及び相手方 |
| | 遺産の分割禁止の審判事件(民法第907条第3項) | 申立人及び相手方 |
| | 寄与分を定める処分の審判事件(民法第904条の2第2項) | 申立人及び相手方 |
| 15 特別縁故者に対する相続財産の分与に関する処分 | 特別縁故者に対する相続財産の処分の審判事件(民法第958条の3第1項) | 分与を受けた者及び相続財産管理人 |
| 16 遺言に関する審判事件 | 遺言の確認の審判事件(民法第976条第4項及び第979条第3項) | 確認の請求をした者 |
| | 遺言書の検認の審判事件(民法第1004条第1項) | [検認期日に立ち会う機会のなかった者に通知] |
| | 遺言執行者の選任の審判事件(民法第1010条) | 選任された遺言執行者 |
| | 遺言執行者に対する報酬の付与の審判事件(民法第1018条第1項) | 遺言執行者 |
| | 遺言執行者の解任及び遺言執行者の辞任についての許可の審判事件(民法第1019条) | |
| | 負担付遺贈にかかる遺言の取消しの審判事件(民法第1027条) | 取消しの対象となる負担付遺贈を受けた者 |